

薩摩川内市都市計画マスタープラン

平成28年3月

薩摩川内市

はじめに

本市は、平成16年10月に市町村合併し、早くも10年が経過しましたが、この間、九州新幹線鹿児島ルートの特急全線開業や南九州西回り自動車道川内隈之城道路の開通をはじめ、川内港と甕島を結ぶ高速船「甕島」の就航など、交通インフラ等の都市環境が整備され、医療・福祉、教育・文化、産業、行政などの機能集積により、本市の核となる拠点の形成に努めるなど、北薩地域の中核都市としての役割を果たしています。



現在、早期完成が望まれる南九州西回り自動車道、川内川川内市街部改修、重要港湾川内港の整備、藺牟田瀬戸架橋などの大型プロジェクトが展開される一方、加速する少子・高齢化による集落機能の低下、東日本大震災を契機とした防災意識の高まりやエネルギー政策を取り巻く環境の変化が重要視され、従来の都市づくりのあり方から構造的な大転換を迫られるなど、都市づくりを取り巻く環境も大きく変化しており、それらに対応したきめ細かな都市づくりが求められています。

このような状況を踏まえ、今後も持続可能でコンパクトな都市づくりを計画的に進めるため、秩序ある市街地形成に向けた土地利用の誘導や規制、都市施設の整備促進、自然環境の保全などの都市計画施策を体系的にまとめた「薩摩川内市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

本マスタープランは、おおむね20年後の本市が目指すべき都市づくりの方向性を定めるものとして、基本理念を「水・自然・歴史・文化と親しみ、暮らしきらめく快適交流拠点都市・薩摩川内」とし、全体構想として定めた基本的な方針に基づいて、地域の現況や課題に対応した各地域における都市づくりの目標像及び方針を掲げています。これらを実現するためには、まちづくりの主役である市民の皆様方と互いに協力しながら取り組み、都市の均衡ある発展を図ってまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本マスタープランの策定にあたり、市民の皆様のご意向を積極的に計画へ反映するため、住民アンケート調査やパブリックコメントを実施するとともに、地域住民ワークショップでは本市が抱える都市計画上の課題等に対する貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様並びに関係機関各位をはじめ、ご助言・ご指導賜りました策定委員の皆様方に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

薩摩川内市長 岩切 秀雄

目次

第1章 都市計画マスタープランの役割と策定概要.....	1
(1) 役割.....	1
(2) 策定概要.....	1
第2章 都市概況と市民アンケート.....	3
(1) 都市を取り巻く社会情勢の変化.....	3
(2) 本市の都市概況.....	5
(3) 市民アンケートの実施概要.....	27
(4) 市民アンケート結果（地域の現状について）.....	28
(5) 市民アンケート結果（今後のまちづくりの方向性について）.....	30
第3章 都市づくりの課題.....	39
第4章 薩摩川内市の将来都市像.....	50
4-1 都市づくりの基本理念.....	50
4-2 都市づくりの基本方針.....	51
4-3 都市づくりの進むべき姿.....	52
(1) 今、コンパクトシティを目指すのは.....	52
(2) 薩摩川内市の都市づくりの進むべき姿.....	53
(3) 多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた拠点の考え方.....	53
4-4 都市づくりの体系.....	57
第5章 全体構想.....	58
5-1 土地利用の方針.....	58
5-2 市街地整備の方針.....	63
5-3 都市施設（道路・交通）の方針.....	66
5-4 都市施設（公園・緑地）の方針.....	69
5-5 都市施設（その他）の方針.....	72
5-6 景観形成の方針.....	74
5-7 防災の方針.....	75

第6章 地域別構想.....	77
6-1 地域区分.....	77
(1) 地域区分の基本的な考え方.....	77
(2) 各地域区分の考え方.....	77
6-2 川内西部地域.....	78
6-3 川内北部地域.....	82
6-4 川内中央部地域.....	86
6-5 川内南部地域.....	92
6-6 樋脇地域.....	96
6-7 入来地域.....	100
6-8 斧淵地域.....	104
第7章 都市計画マスタープランの推進について.....	108
(1) 都市づくりの推進体制.....	108
(2) 各種制度の活用・連携.....	109
(3) 都市計画マスタープランの進行管理.....	109
資料編.....	110
1 薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿.....	110
2 薩摩川内市都市計画マスタープラン策定の経緯.....	111
3 薩摩川内市都市計画マスタープラン策定ワークショップ.....	112
4 用語集.....	114

第1章 都市計画マスタープランの役割と策定概要

(1) 役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に「市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの」と位置づけられており、都市計画区域^{※1}における20年後の都市づくりの方針や将来像を策定する必要があります。

都市計画マスタープランには、以下の役割があります。

- 1 将来の実現すべき具体的な都市像を示し、市民・事業者・行政が共有する都市づくりの基本理念と基本方針を設定します。
- 2 市が定める都市計画の決定や変更の際の根拠・指針となります。
- 3 土地利用、道路・上下水道・公園等の都市施設^{※2}の整備、市街地の整備など、具体的な事業の個別計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりの方針となります。
- 4 市民・事業者・行政が、都市づくりの課題や方向性について合意することにより、個々の事業への理解・協力を促します。

(2) 策定概要

①策定の経緯

平成19年3月に策定した薩摩川内市都市計画マスタープランは、平成16年10月の1市4町4村の合併により誕生した薩摩川内市の川内・樋脇・入来の3つの都市計画区域を対象に、都市づくりの基本方針として策定しました。

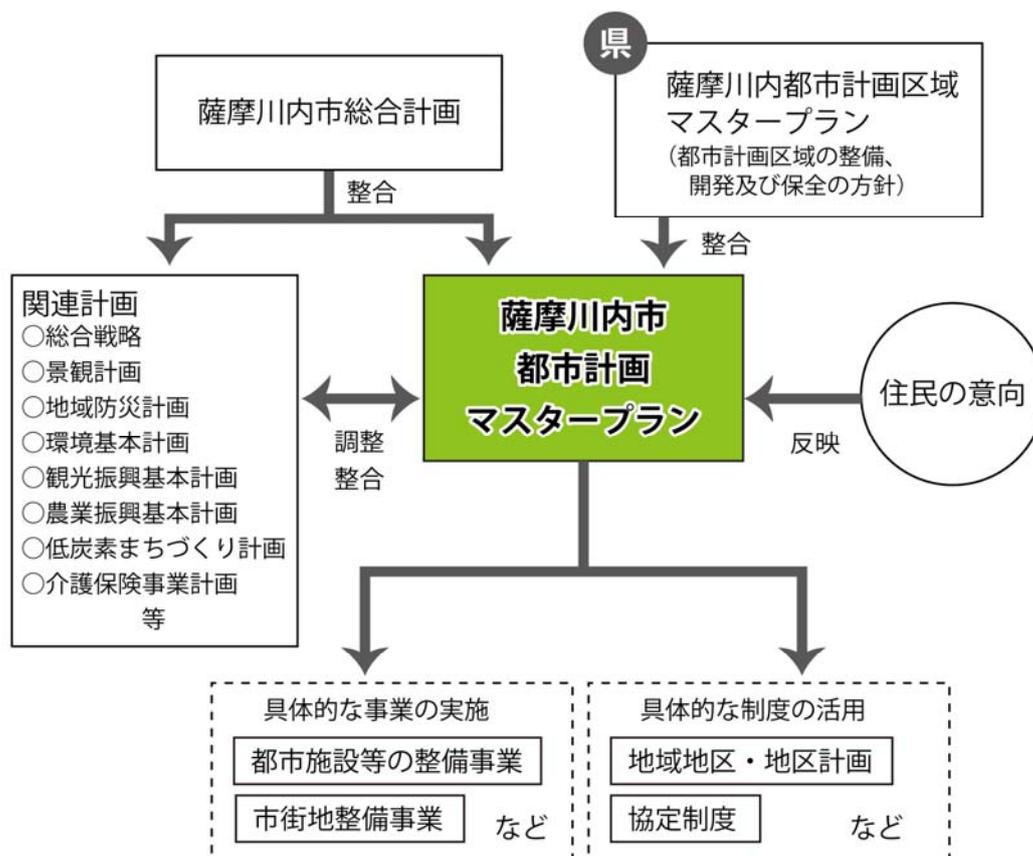
平成26年10月に、3つの都市計画区域が1つに再編・拡大されたことを受け、薩摩川内都市計画区域として、より一層の一体的な都市づくりの実現を目指し、また、少子高齢化や人口減少、南九州西回り自動車道といった交通インフラ整備等の社会経済情勢の変化を踏まえ、平成26年、27年の2箇年で「薩摩川内市都市計画マスタープラン」の見直しを行ったものです。



※1 (123 ページ)、※2 (123 ページ)

②計画の位置づけ

本都市計画マスタープランは「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法第18条の2)」であるため、上位計画である「第2次薩摩川内市総合計画※3」及び県が定める「薩摩川内都市計画区域マスタープラン※4」と整合、また、関連計画との調整を図り策定を行いました。



③計画の目標年次

本都市計画マスタープランの基本年次を平成28年3月とし、本計画の目標年次は20年後の平成48年とします。

なお、社会情勢の変化などに合わせ、必要に応じて計画の見直しを行います。



④計画対象区域

本計画は「薩摩川内都市計画区域」を計画対象区域とします。

※3 (121 ページ)、※4 (123 ページ)

第2章 都市概況と市民アンケート

(1) 都市を取り巻く社会情勢の変化

高度成長期、オイルショック後の安定経済成長期、バブル経済崩壊後の経済不況と東日本大震災などの影響を受け、人々の生活や価値観が変化し、また、環境の変化やあらゆる技術の進歩も加わり、都市を取り巻く状況は以下のように変化してきました。これからの都市づくりは、こうした時代の変化を的確に捉え、対応していくことが必要となります。

人口減少・少子高齢化の進展

既に日本の総人口は人口減少に転じ、少子高齢化が急速に進展しています。以前より人口減少及び少子高齢化の問題は顕著となり対策が急がれています。

こうした状況は、都市の成熟化を前に、就業者数の減少や需要の縮小、空き家等の増大など、経済や都市の活力への深刻な影響をもたらしています。

人口減少及び少子高齢化の進んだ社会の都市づくりにおいては、既存市街地の資源や施設の有効活用による、人口規模や地域性に応じたコンパクトな都市づくりが求められます。また、交流人口^{※1}や定住人口^{※2}の拡大、付加価値の高い新しい産業の創出などにより、都市の活力を維持・向上させていくことが必要です。

産業構造の変化

製造業などを中心とした経済から、第3次産業^{※3}、特にサービス業への移行が進んでいます。全国的な今後の新規・成長産業としては、情報・通信、住宅、生活文化、新製造技術等の分野が期待されています。

近年の交通手段や情報手段の発達により、従来の製造業のように広大な土地を必要とせず企業の立地自由度が高まっており、市街地内の工場跡地の遊休地化^{※4}などの問題が生じる可能性もあります。

ライフスタイルの変化

出生率低下や高齢化、男女共同参画や女性の社会進出に伴う価値観の変化といった様々な要素から、家族の形やライフスタイルも多様化し、近年、共働き世帯、高齢者世帯、多世代居住世帯、ひとり親世帯、単身世帯など多様なタイプの世帯構成となる傾向にあります。

また、物質的に豊かな社会の到来、余暇時間の増大など、消費が豊かさの象徴である時代は終わりつつあり、物の豊かさより、心の豊かさが重要視されています。

今後は高度化・多様化したニーズに応えられる都市づくりが必要となります。

※1 (118 ページ)、※2 (122 ページ)、※3 (121 ページ)、※4 (126 ページ)

高度情報通信化

パソコンや携帯電話、スマートフォン等の普及により、いつでもどこでも最新の情報が入手でき、インターネット上でのショッピングや各種手続きも可能な時代になりました。

情報基盤が整備されることにより、都会に住まなくても仕事や便利な生活ができるようになり産業や生活のあらゆる場面で変化をもたらしています。また、高度情報通信化^{※5}によりあらゆる可能性が広がり、ICT^{※6}の活用や人々の行動パターンの変化に合わせた都市づくりが必要になっています。

環境問題の深刻化

大気汚染や水質汚染などの産業型公害が沈静化してきた一方で、地球温暖化の影響や生物多様性の損失などといった環境問題に対し、国民の関心は高まっています。そのため、都市づくりにおいては、地球温暖化防止に対する取組みや自然環境の保全など、環境への十分な配慮が求められています。

そのような中「生物多様性基本法^{※7}」が平成20年6月6日に公布され、開発計画を立てる際には環境影響評価^{※8}を行うことが義務化されました。今後も、都市計画、土地利用計画、上下水道、公園緑地、道路や河川等のインフラ整備など、あらゆる計画で生物多様性の視点を取り入れていく必要があります。

また、平成26年に水循環基本法^{※9}が公布され、水を国民の貴重な財産と位置づけ、健全な水循環の維持・回復のための取組みを推進する必要があります。

自然災害に対する備えと対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震・津波の甚大な被害をはじめ、近年の局地的豪雨や台風等による洪水、土砂崩れ、内水被害など自然災害への備えや防災対策に関する市民の意識が高まっています。

また、東日本大震災による原発停止に起因した節電の問題も踏まえ、省エネルギーや再生可能エネルギー^{※10}への関心も強くなりました。

今後の都市づくりにおいては、都市防災機能^{※11}の強化や災害時の対応等を踏まえた総合的な施策の推進が求められています。

※5 (117 ページ)、※6 (114 ページ)、※7 (120 ページ)、※8 (115 ページ)、※9 (126 ページ)、※10 (118 ページ)、
※11 (124 ページ)

(2) 本市の都市概況

①人口

平成12年から平成22年の行政区域の人口の推移を見ると、人口は減少、世帯数は横ばい傾向となっています。そのうち都市計画区域内人口の行政区域人口に対するシェア率^{※12}は増加傾向にあり、平成12年から平成22年の間に3.0ポイント増加し、平成22年には78.8%と高い状況にあります。

また、用途地域^{※13}の人口は平成12年と比較すると微増しており、用途白地地域^{※14}の人口は減少していますが、シェア率では用途地域に比べ用途白地地域が高くなっています。

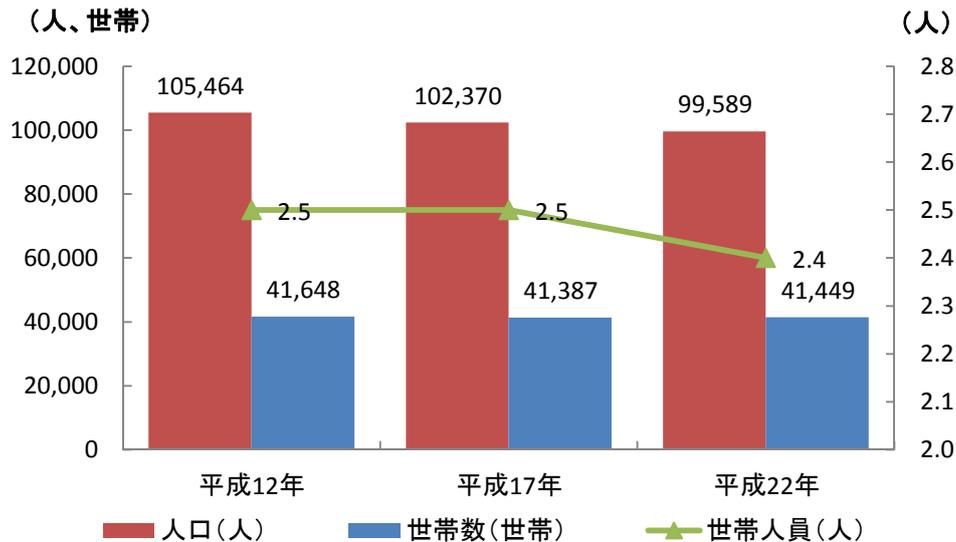


図1 行政区域内人口・世帯数の推移

資料：国勢調査^{※15}

※人口総数は年齢不詳を含む。

表1 都市計画区域内人口比率

区域	平成12年		平成17年		平成22年	
	人口(人)	行政区域人口に対するシェア率	人口(人)	行政区域人口に対するシェア率	人口(人)	行政区域人口に対するシェア率
行政区域	105,464	100.0%	102,370	100.0%	99,589	100.0%
都市計画区域	79,987	75.8%	79,163	77.3%	78,486	78.8%
用途地域	33,383	31.6%	33,696	32.9%	33,435	33.6%
用途白地地域	46,604	44.2%	45,467	44.4%	45,051	45.2%
都市計画区域外	25,477	24.2%	23,207	22.7%	21,103	21.2%

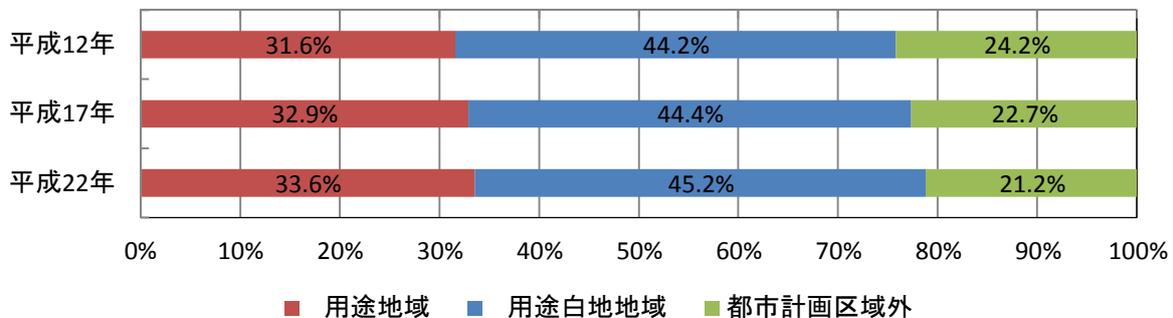


図2 都市計画区域内人口比率

資料：都市計画課資料

※12 (118 ページ)、※13 (126 ページ)、※14 (126 ページ)、※15 (118 ページ)

平成12年から平成22年の年齢区分別人口比率の推移を見ると、平成22年時点で年少人口14.5%、老年人口27.1%となっており少子高齢化が確実に進んでいることが伺えます。地区別に見ると中心市街地※16 付近の高齢化率※17 が高く、その周辺では低くなっており、また、郊外に向かうにつれて高齢化率が高くなっています。反対に年少人口は中心市街地付近の割合が低く、その周辺では高くなり、郊外になるにつれて低くなっています。生産年齢人口は中心市街地の外側の割合が高く、今後の都市の活力維持においては生産年齢人口の維持が重要な課題となります。

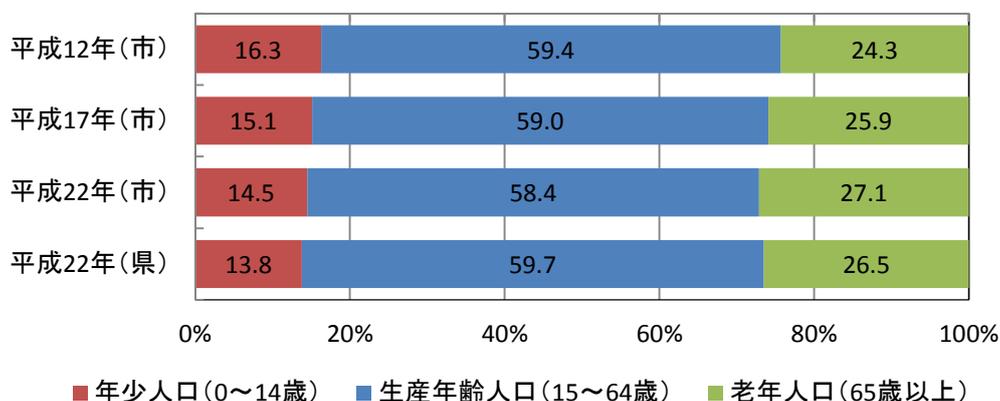


図3 行政区域内年齢区分別人口比率の推移

資料：国勢調査

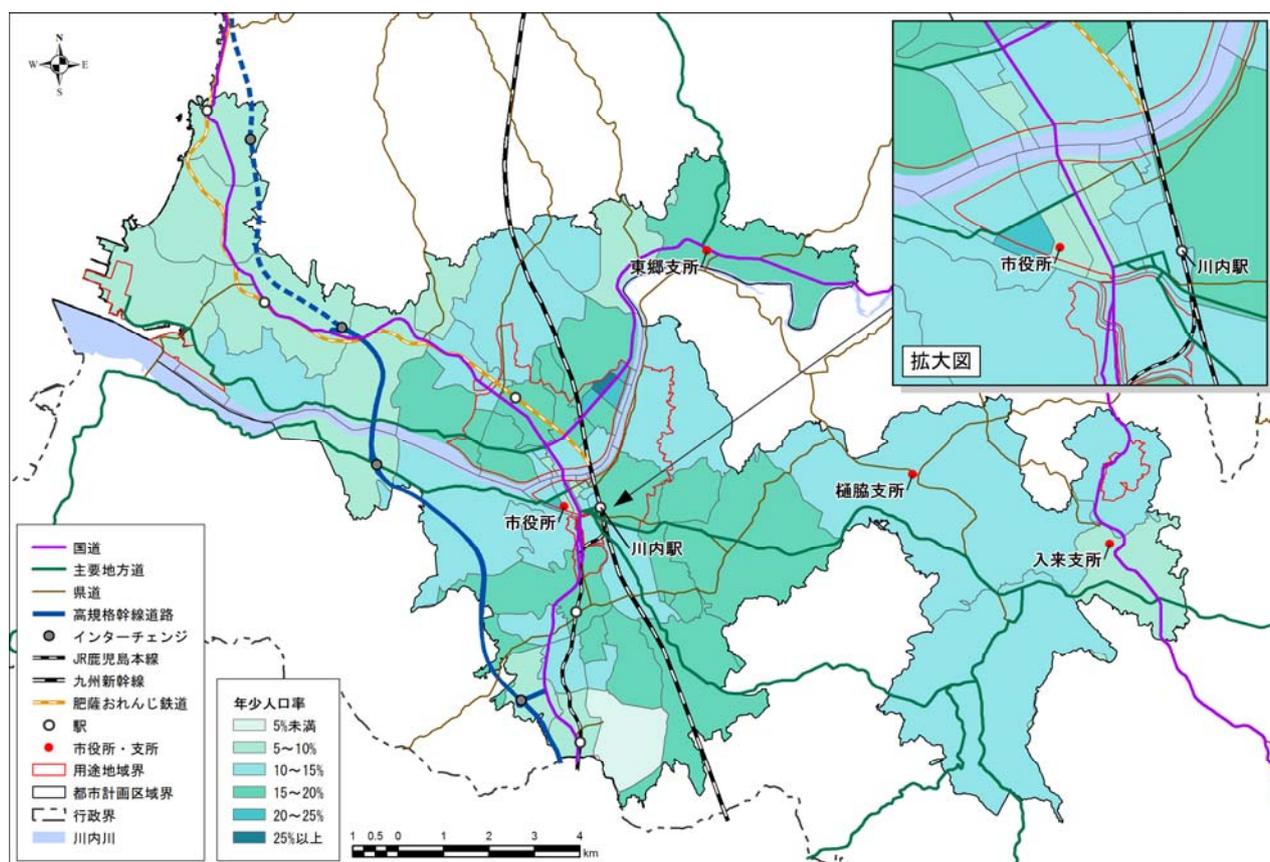


図4 年少人口率図

資料：平成22年国勢調査

※小地域の境界を都市計画区域で分割して作図

※16 (121 ページ)、※17 (118 ページ)

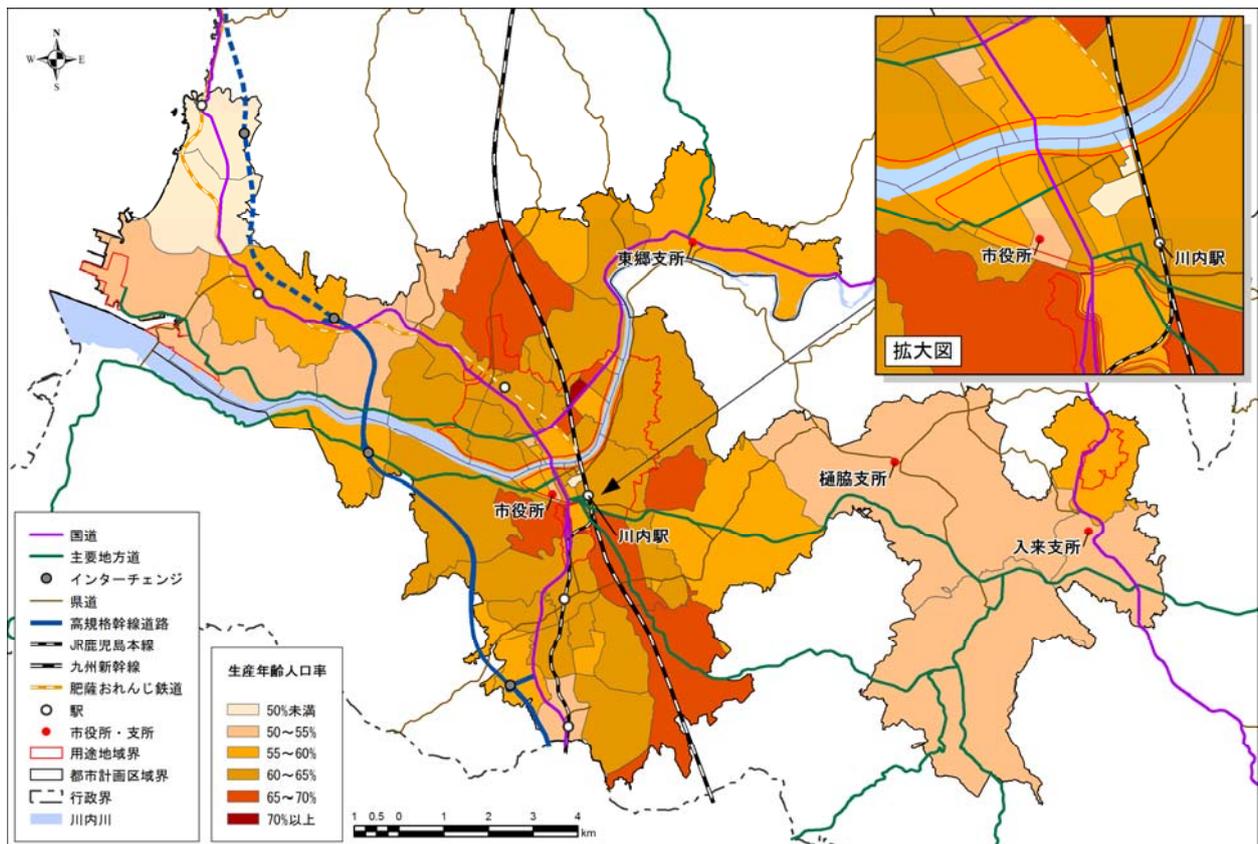


図5 生産年齢人口率図

資料：平成22年国勢調査

※小地域の境界を都市計画区域で分割して作図

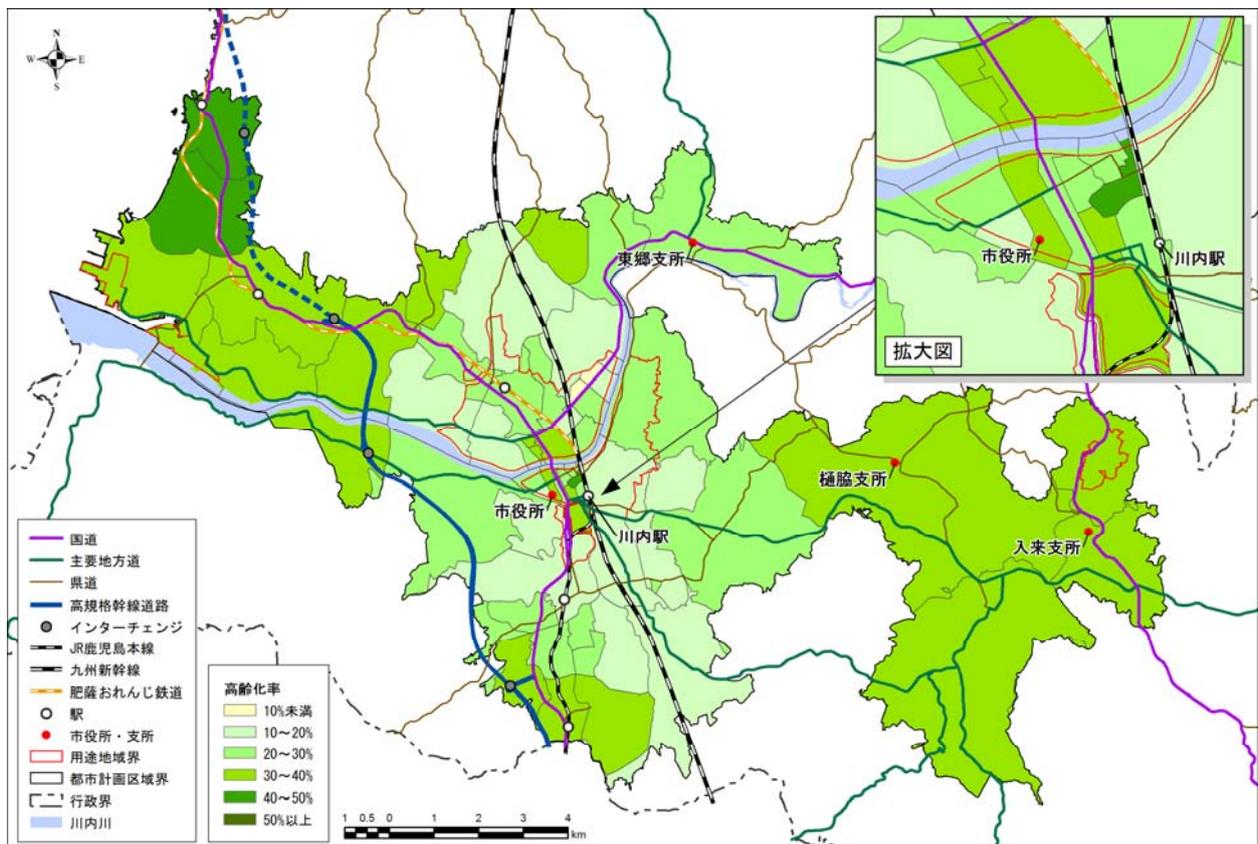


図6 高齢者人口率図

資料：平成22年国勢調査

※小地域の境界を都市計画区域で分割して作図

平成 17 年から平成 22 年の地区別人口増減を見ると、地区別人口は用途地域内の土地区画整理事業※18 実施地区と用途地域に隣接する用途白地地域における増加が目立ち、今後さらに土地区画整理事業の実施によって、天辰第二地区における人口増加や温泉場地区における人口回復が見込まれます。

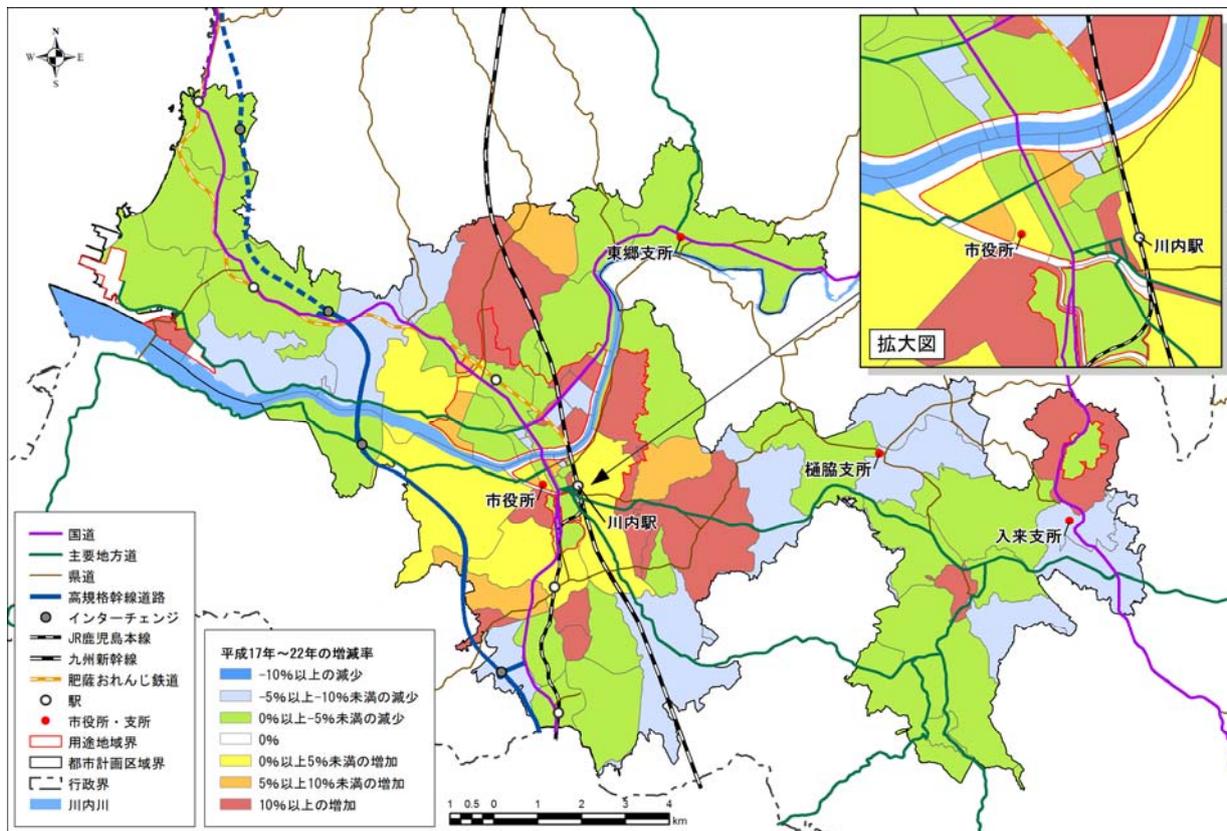


図 7 平成 17 年～22 年人口増減図 資料：平成 23 年度都市計画基礎調査※19

平成 2 年以降の行政区域内の総人口と年齢区分別人口の推移を見ると、本市の人口は今後も減少し、平成 37 年には 9 万人を割り込む水準まで減少すると予測しています。また、人口構造は年少人口及び生産年齢人口の割合が減少する一方で、老年人口の割合は一貫して増加し、平成 37 年には 33.7%とほぼ 3 人に 1 人となり、更に少子高齢化が進行していくことが予想されます。

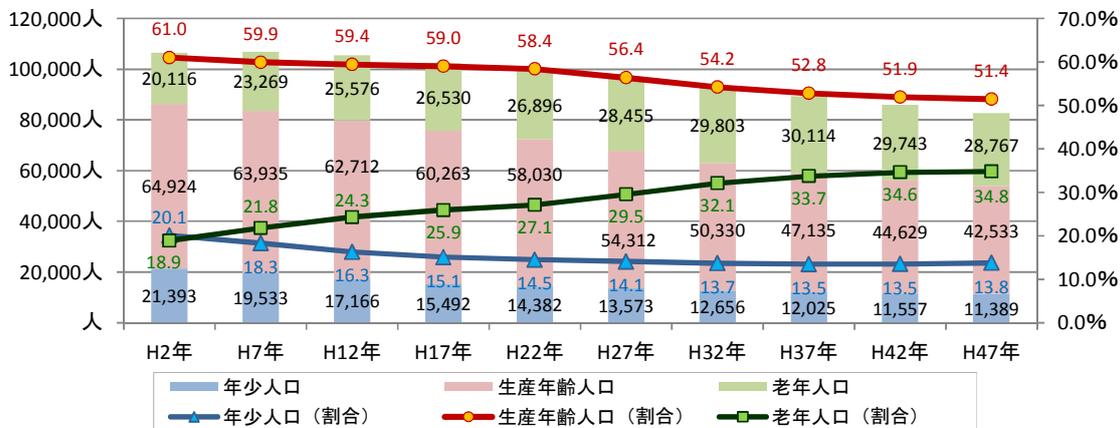


図 8 行政区域内の総人口と年齢区分別人口の推移

資料：国勢調査（平成 2～22 年）、薩摩川内市人口ビジョン（平成 27～47 年）
※年齢不詳は含まない。

※18 (124 ページ)、※19 (123 ページ)

平成17年から平成22年の流出・流入別人口の推移を見ると、市内の就業者数は生産年齢の減少や進出企業の撤退等による雇用機会の喪失などで減少しているものの、流出・流入者数は増加傾向にあります。このことは、九州新幹線の開業や南九州西回り自動車道の整備促進など、広域交通の利便性の向上により移動圏が拡大傾向にあることが一因と考えられます。

表2 流出・流入別人口（15歳以上の就業者数）

	常住地による就業者数 (人)	流出		従業地による就業者数 (人)	流入		従/常就業者比率 (%)	流出先			流入先			
		(人)	(%)		(人)	(%)		市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	
平成17年	47,183	4,666	9.9	49,237	6,720	13.6	104.4	第1位	さつま町	1,420	3.0	串木野市市来町	1,765	3.6
								第2位	鹿児島市	1,195	2.5	さつま町	1,339	2.7
								第3位	串木野市市来町	780	1.7	鹿児島市	1,293	2.6
平成22年	44,886	5,092	11.3	47,212	7,023	14.9	105.2	第1位	さつま町	1,453	3.2	いちき串木野市	1,839	3.9
								第2位	鹿児島市	1,202	2.7	鹿児島市	1,453	3.1
								第3位	いちき串木野市	836	1.9	さつま町	1,286	2.7

資料：国勢調査

表3 流出・流入別人口（15歳以上の就業者数及び15歳以上通学者数）

	常住地による就業者数 (人)	流出		従業地による就業者数 (人)	流入		従/常就業者比率 (%)	流出先			流入先			
		(人)	(%)		(人)	(%)		市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	
平成17年	52,239	6,103	11.7	53,837	7,701	14.3	103.1	第1位	鹿児島市	1,826	3.5	串木野市市来町	1,996	3.7
								第2位	さつま町	1,675	3.2	さつま町	1,571	2.9
								第3位	串木野市市来町	1,018	1.9	鹿児島市	1,533	2.8
平成22年	49,395	6,622	13.4	51,238	7,974	15.6	103.7	第1位	鹿児島市	1,867	3.8	いちき串木野市	2,051	4.0
								第2位	さつま町	1,647	3.3	鹿児島市	1,694	3.3
								第3位	いちき串木野市	1,119	2.3	さつま町	1,519	3.0

※表3の「就業者数」には15歳以上通学者を含む

資料：国勢調査

②産業

平成12年から平成22年の産業別15歳以上の就業者の割合の推移を見ると、第1次産業は減少、第2次産業はやや減少、第3次産業が増加傾向にあり、第3次産業は平成22年度時点で62.0%となっています。

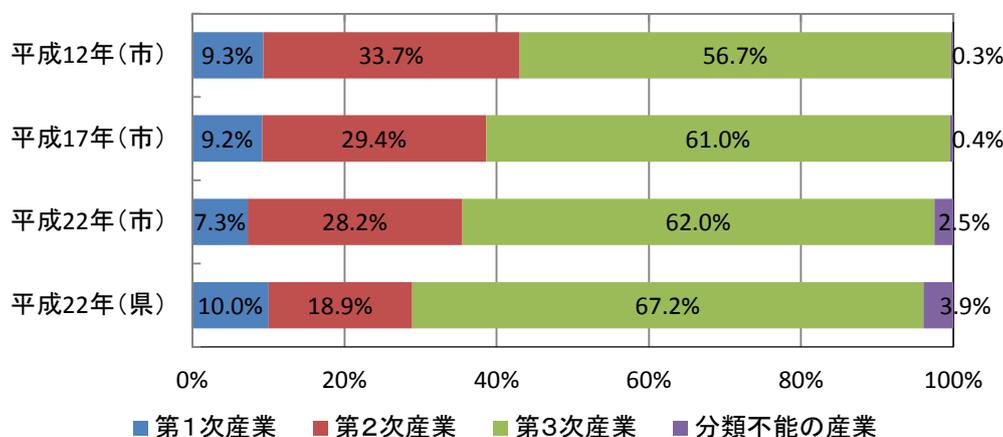


図9 産業別15歳以上の就業者数の推移

資料：国勢調査

平成 22 年の本市の産業大分類別の 15 歳以上の就業者数は、大規模な製造工場などが複数立地していることもあり、製造業が全体の 18.0%で最も多く、県平均より 7.4 ポイントも高い状況となっています。就業者数は、次いで卸売業・小売業の 14.3%、医療・福祉の 14.0%、建設業 10.2%、農業・林業 6.4%の順に多くなっています。

工業都市としての顔を持つ本市の特徴を表しており、産業構造上の特徴といえます。

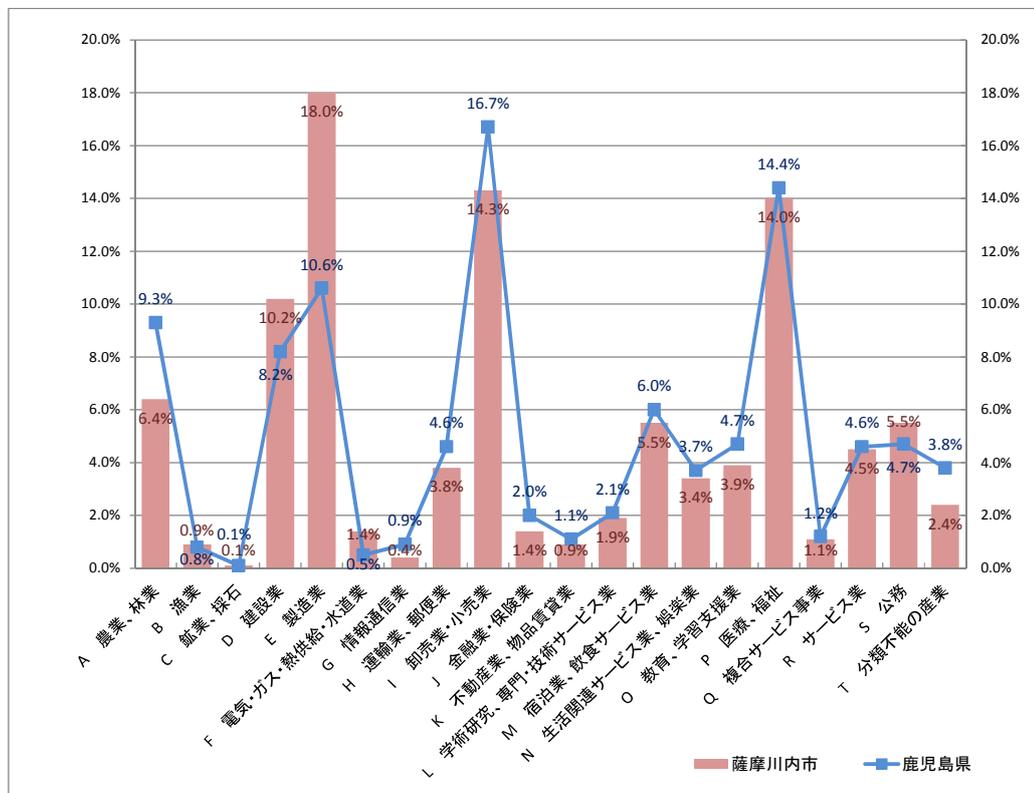


図 10 平成 22 年 産業大分類別 15 歳以上就業者率 資料：平成 22 年国勢調査

昭和 63 年から平成 24 年までの中心市街地の商店数の推移を見ると、商店数は減少の一途であり中心地としての求心力が失われています。規模の大きな商業店舗が中心市街地の外側の幹線道路※20沿いに立地する傾向にあり、これらの施設が集積している箇所も見られます。

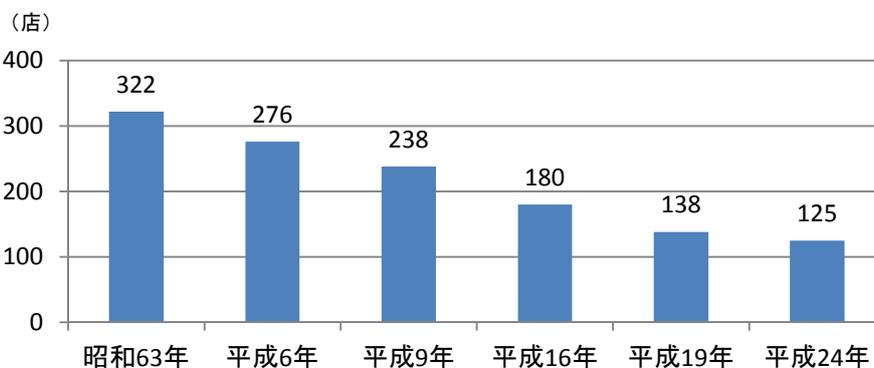


図 11 中心市街地内の商店推移

資料：中心市街地活性化基本計画（素案）、平成 24 年経済センサス（卸売業・小売業）

※20 (115 ページ)

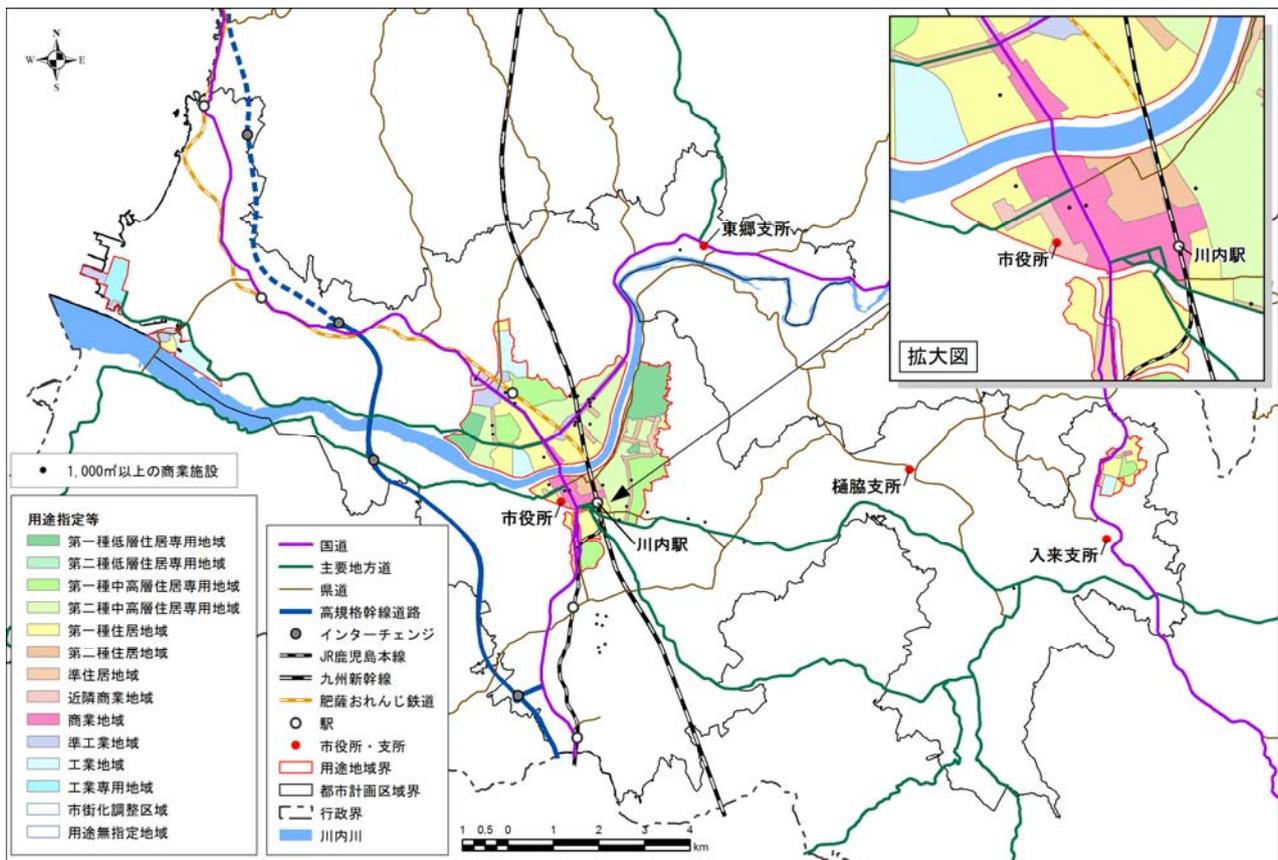


図 12 建築面積 1,000 m²以上の商業施設の分布 資料：平成 23 年度都市計画基礎調査

平成 21 年度から平成 26 年度までの観光客数の推移を見ると、観光振興に向けた様々な取組み及び各種交通機関の整備や交通ネットワークの強化などにより、観光客数は増加傾向にあります。多彩な観光資源を有する市の特性を活かし、今後も地域の活性化を目指し観光産業の発展に向けた取組みの一層の充実が望まれます。

表 4 観光客数の推移 (人)

年度	日帰り+宿泊者数	宿泊者数
平成 21 年度	2,351,090	310,359
平成 22 年度	2,403,652	291,101
平成 23 年度	2,674,745	330,147
平成 24 年度	2,632,553	254,292
平成 25 年度	3,017,635	273,172
平成 26 年度	3,282,965	328,556

資料：観光・シティセールス課 (平成 26 年度)

表 5 主な観光地の観光客数 (人)

施設名	観光客数
遊湯館	575,807
寺山いこいの広場	189,899
新田神社	259,800
総合運動公園	238,464
東郷温泉ゆったり館	198,398

資料：観光・シティセールス課 (平成 26 年度)

表 6 スポーツキャンプ・合宿人数等の推移

年度	団体数	延べ宿泊数(人)
平成 21 年度	29	6,233
平成 22 年度	25	4,737
平成 23 年度	23	4,173
平成 24 年度	33	4,783
平成 25 年度	70	10,298
平成 26 年度	52	8,564

資料：市民スポーツ課 (平成 26 年度)

③土地利用

土地利用別の面積を見ると、自然的土地利用※21面積の割合は用途地域では26.5%、用途白地地域では82.0%であるのに対し、都市的土地利用※22は用途地域が73.5%、用途白地地域が18.0%となっています。

都市計画区域全域における土地利用の構成では、山林が44.6%と最も多く都市計画区域を取り囲んでおり、次に田が13.8%の割合で平野部と山間に広がり、次いで用途地域を中心に住宅用地が9.4%、畑7.8%、その他の自然地为7.1%という順となっており、自然的土地利用が都市計画区域の約8割を占めています。

表7 土地利用別面積

	自然的土地利用					都市的土地利用								合計
	田	畑	山林	水面	その他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	公共・公益用地	道路用地	交通施設用地	その他の公的施設用地	その他の空地	
用途地域	80.2	101.5	126.5	12.7	52.0	408.5	80.8	112.4	128.9	184.3	20.7	0.0	102.3	1,410.8
	5.7%	7.2%	9.0%	0.9%	3.7%	29.0%	5.7%	8.0%	9.1%	13.0%	1.5%	0.0%	7.2%	100.0%
用途白地地域	2,017.7	1,074.2	6,642.5	535.4	1,026.8	1,022.4	127.0	131.9	283.3	581.2	27.4	38.6	268.8	13,777.2
	14.6%	7.8%	48.2%	3.9%	7.5%	7.4%	0.9%	1.0%	2.1%	4.2%	0.2%	0.3%	1.9%	100.0%
都市計画区域	2,097.9	1,175.7	6,769.0	548.1	1,078.8	1,430.9	207.8	244.3	412.2	765.5	48.1	38.6	371.1	15,188.0
	13.8%	7.8%	44.6%	3.6%	7.1%	9.4%	1.4%	1.6%	2.7%	5.0%	0.3%	0.3%	2.4%	100.0%

資料：平成23年度都市計画基礎調査

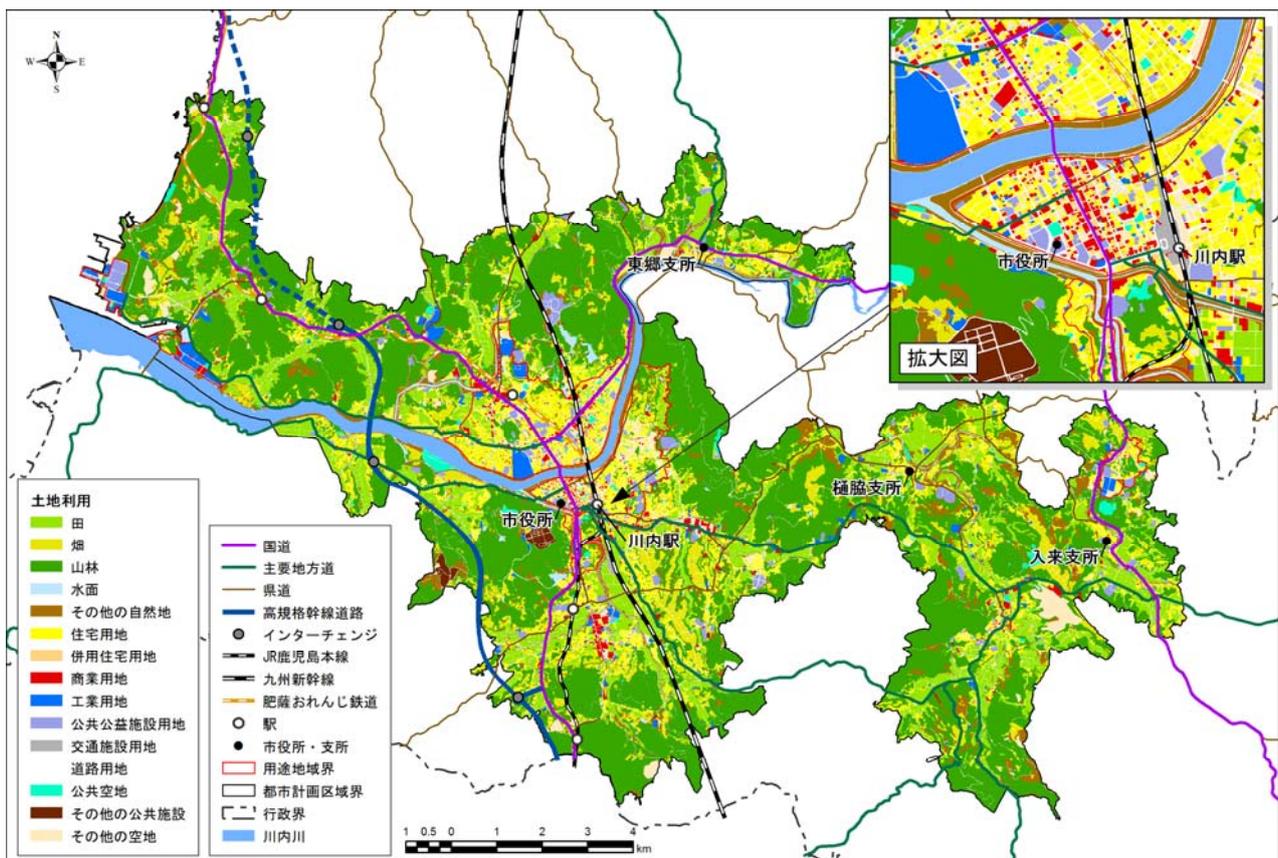


図13 土地利用現況図 資料：平成23年度都市計画基礎調査

※21 (119 ページ)、※22 (124 ページ)

本市の都市計画区域では、11種類の用途地域を指定することによる規制・誘導施策と土地区画整理事業等の市街地開発事業※23により、都市基盤※24の整った新たな市街地整備が進められてきました。

一方で、中心市街地をはじめ市内には未利用地が散見され、指定用途地域にあった土地の有効活用が促されるような施策展開が求められます。

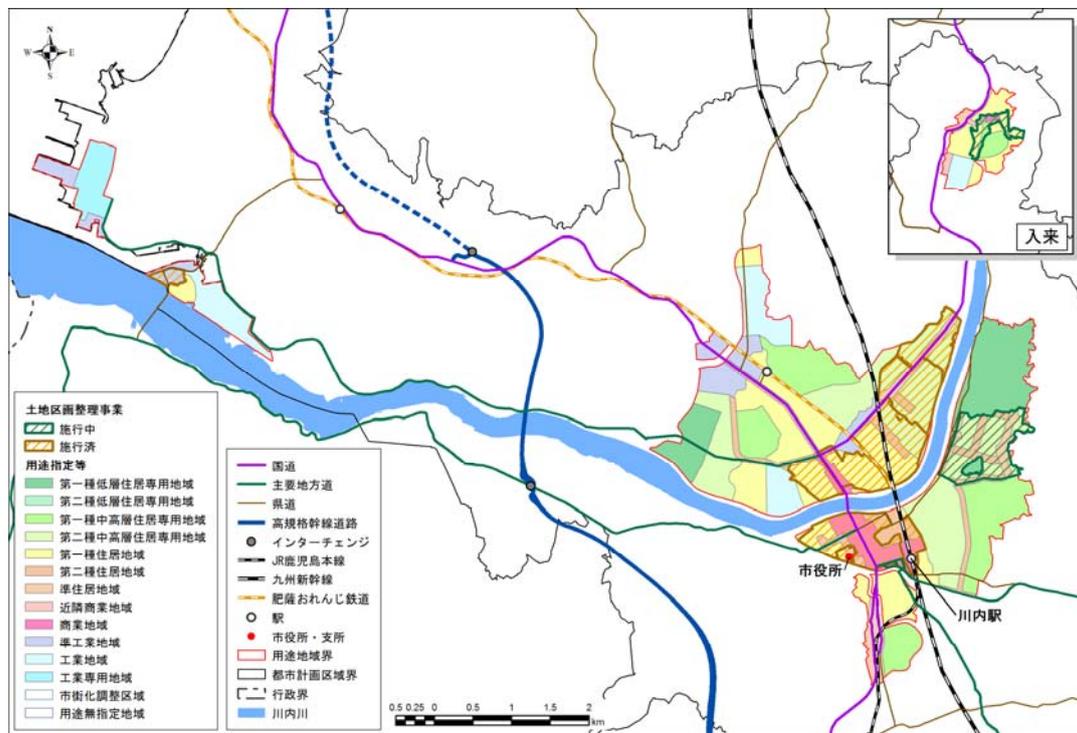


図14 用途地域の指定と土地区画整理事業の状況 資料：平成23年度都市計画基礎調査
(※川内駅周辺土地区画整理事業については、平成25年度完成)



図15 用途地域内未利用地と土地区画整理事業の状況 資料：平成23年度都市計画基礎調査
(※川内駅周辺土地区画整理事業については、平成25年度完成)

※23 (119 ページ)、※24 (122 ページ)

中心市街地の高齢化率と新築住宅の分布を見ると中心市街地は高齢化率が高く、また、新築住宅の件数が周辺と比較して少ない状況となっており、商業地域に指定されているものの建築活動や市街地の更新が停滞しています。

5階以上の建物の分布状況については川内駅周辺の高度利用が見られず、機能の集積及び土地の高度利用^{※25}が求められます。

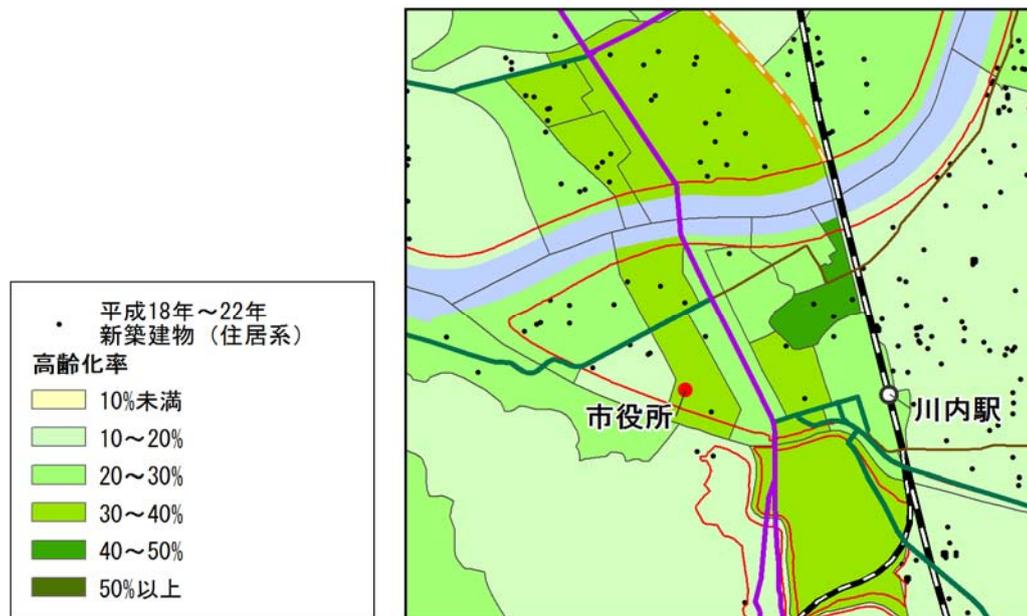


図16 中心市街地の高齢化率と新築住宅の分布 資料：平成23年度都市計画基礎調査

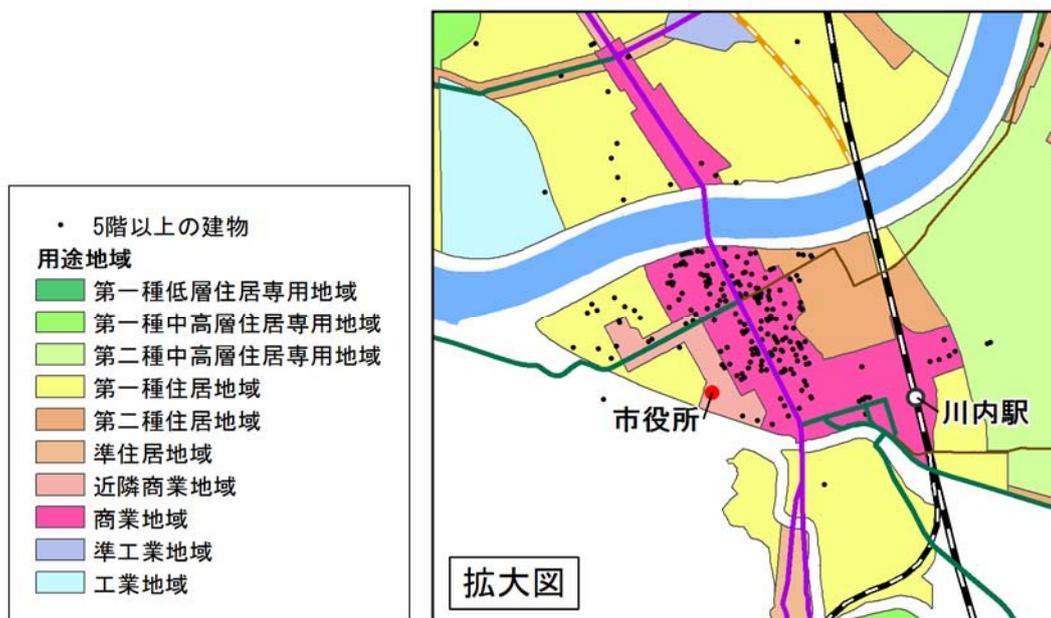


図17 中心市街地の用途地域と5階以上の建物の分布図

資料：平成23年度都市計画基礎調査

用途地域内の建ぺい率※26は中心市街地及びその周辺が高い状況であるものの、指定建ぺい率より余裕がある建築密度となっています。

容積率※27についても同様に川内駅周辺については商業地域で指定容積率が400%であるものの、容積率に余裕があり土地の高度利用が求められます。

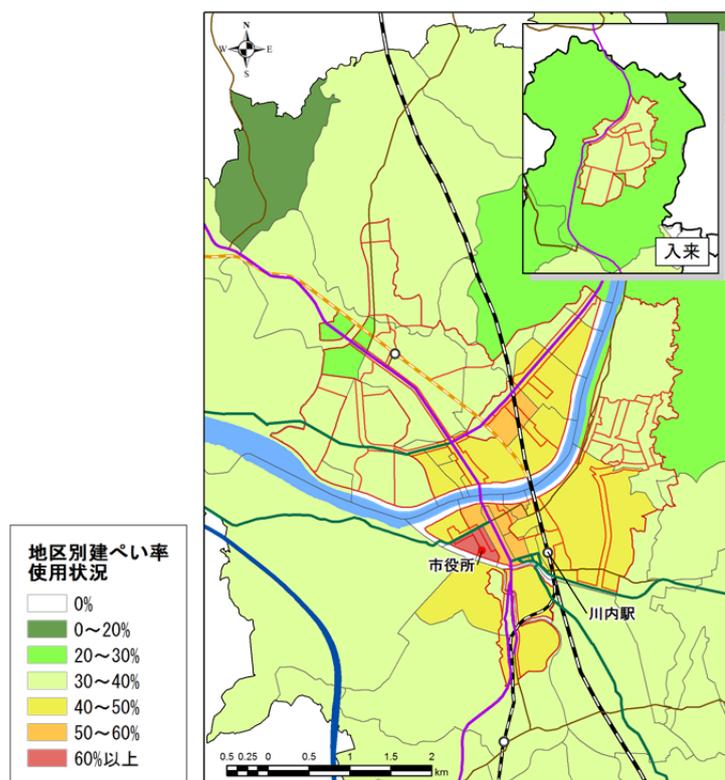


図 18 地区別建ぺい率の使用状況図

資料：平成 23 年度都市計画基礎調査

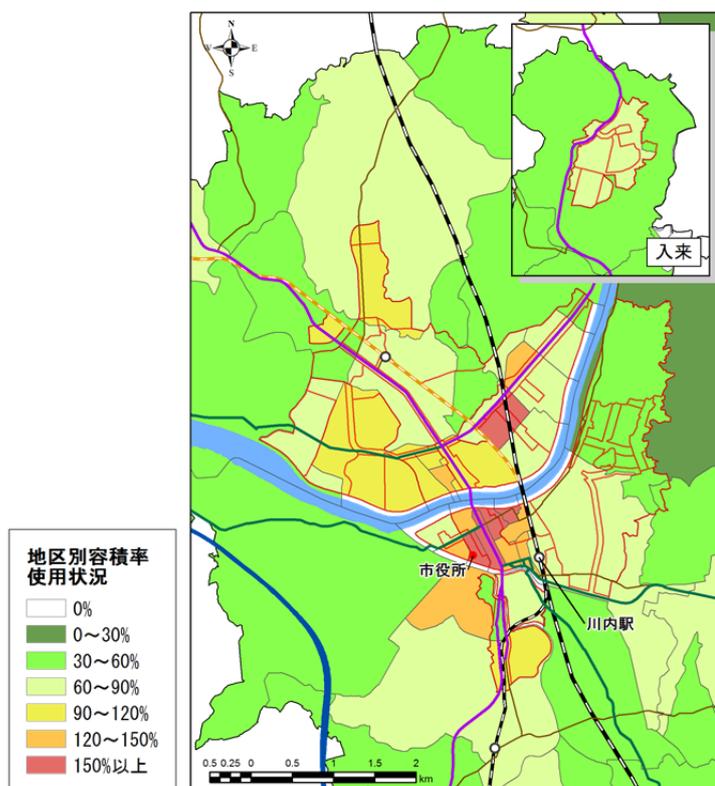


図 19 地区別容積率の使用状況図

資料：平成 23 年度都市計画基礎調査

※26 (116 ページ)、※27 (126 ページ)

④交通

幅員別の道路の状況を見ると、土地区画整理事業実施地区以外は幅員 4m未満の道路が多数残っており、災害時等の安全性の確保と住環境の向上のためには、主要な生活道路について改善が必要となっています。

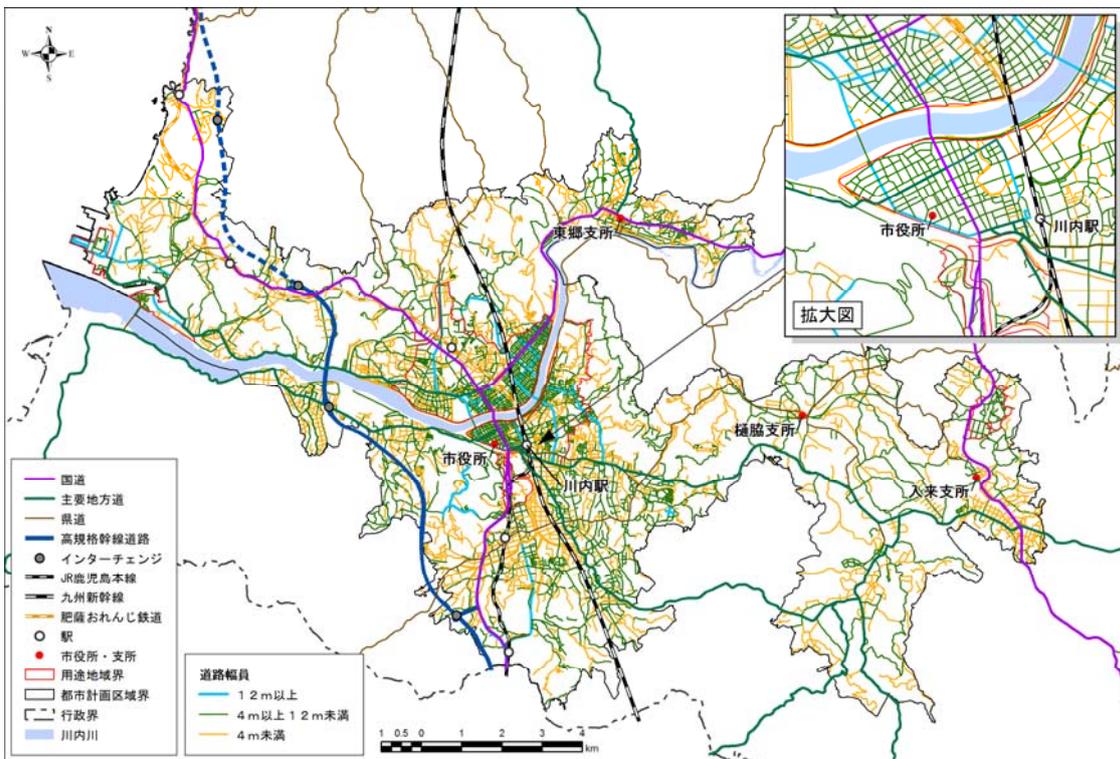


図 20 道路網図 資料：平成 23 年度都市計画基礎調査

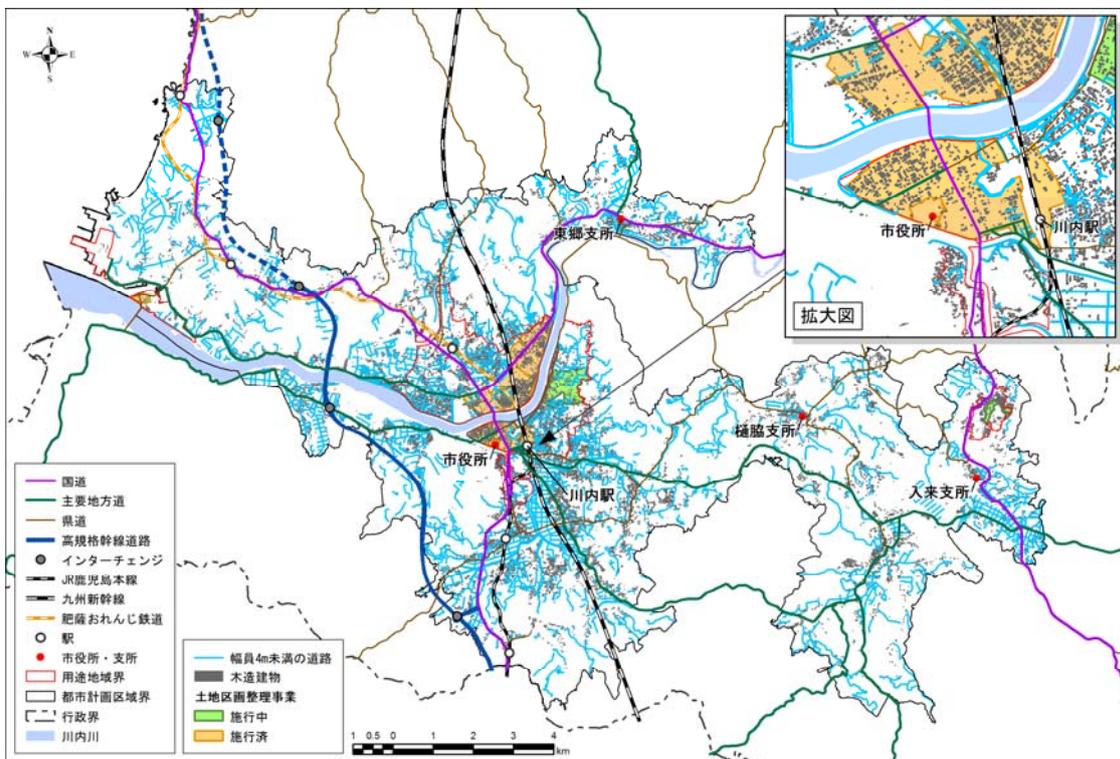


図 21 幅員 4m未満の道路と木造建物分布、土地区画整理事業位置図

資料：平成 23 年度都市計画基礎調査
 (※川内駅周辺土地区画整理事業については、平成 25 年度完成)

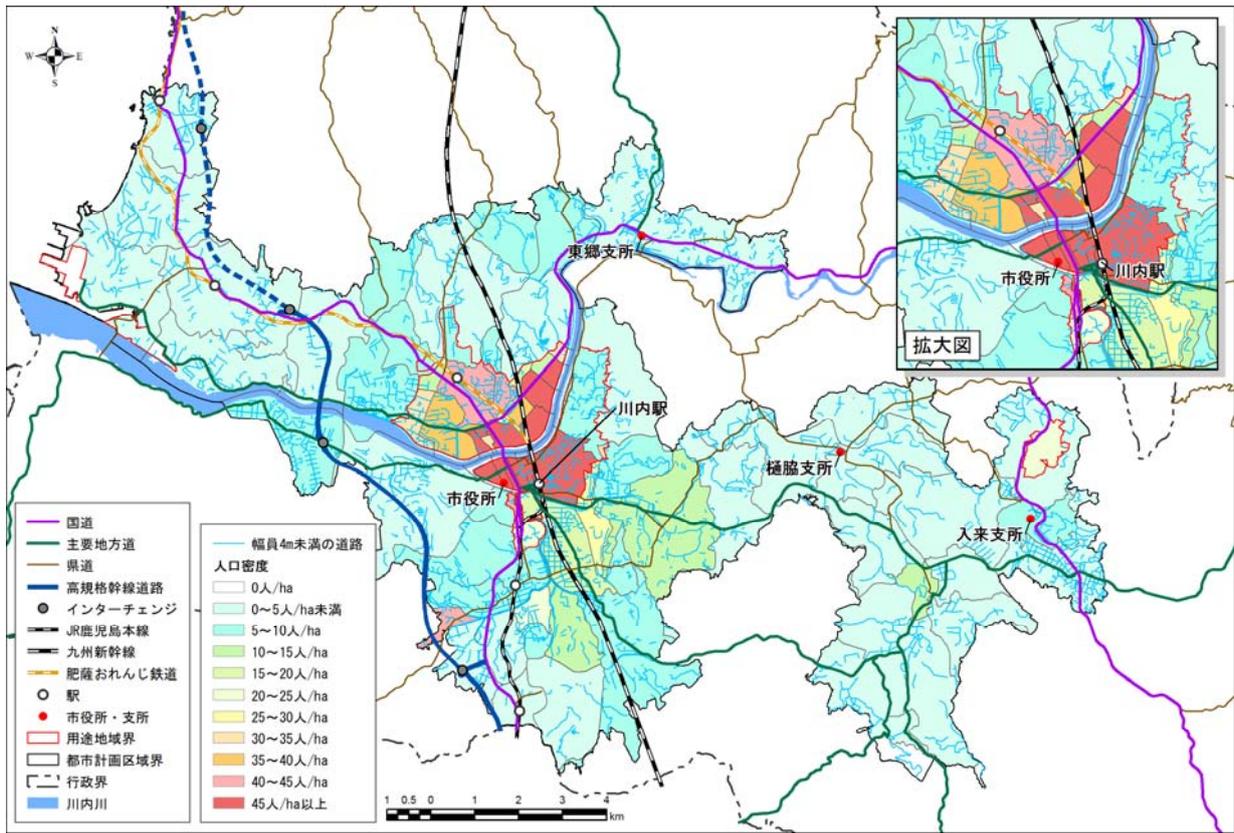


図 22 地区別人口密度現況と幅員 4m未満の道路分布図 資料：平成 23 年度都市計画基礎調査

公共交通は、広域交通を担う九州新幹線の全線開業、市内及び近接地域の移動手段となるJR鹿児島本線及び肥薩おれんじ鉄道、定期観光バスやデマンド方式の導入による交通ネットワークの改善・強化、川内港と甌島間を結ぶ航路の開設など、市内外の広域交通の利便性が維持・向上しています。

一方、川内駅以外の駅の利用客数やバス利用客数は減少傾向にあり、地域内公共交通の利便性の向上と高齢化社会に向けた対応が必要となっています。

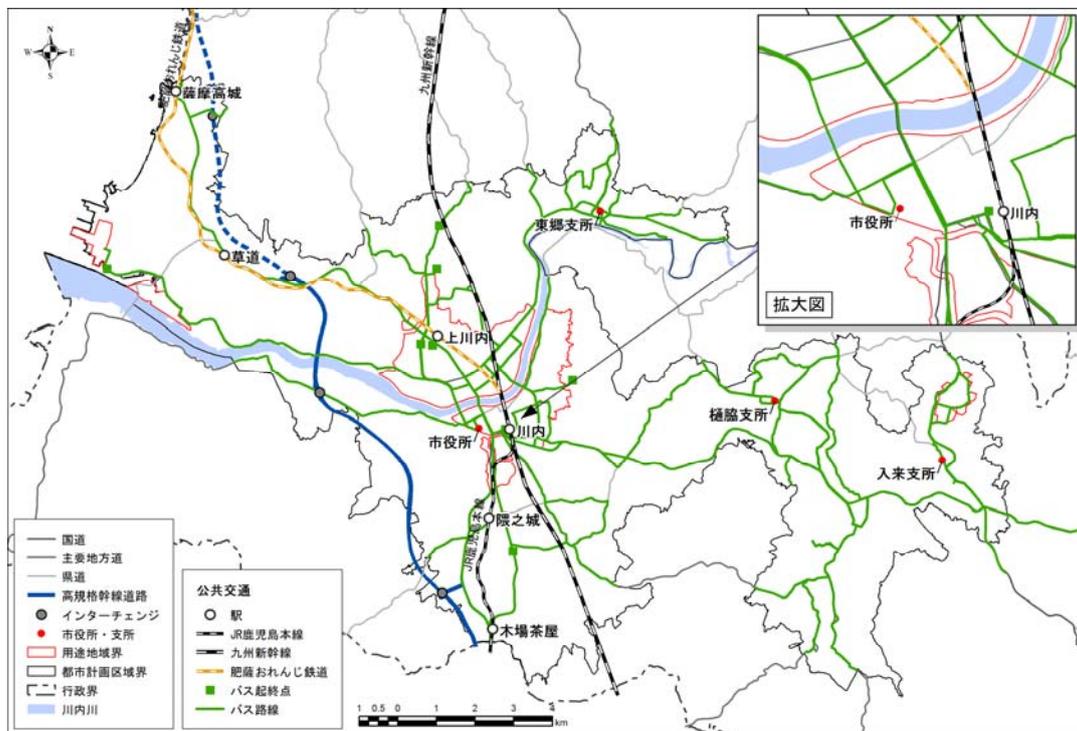


図 23 公共交通現況図 資料：平成 23 年度都市計画基礎調査

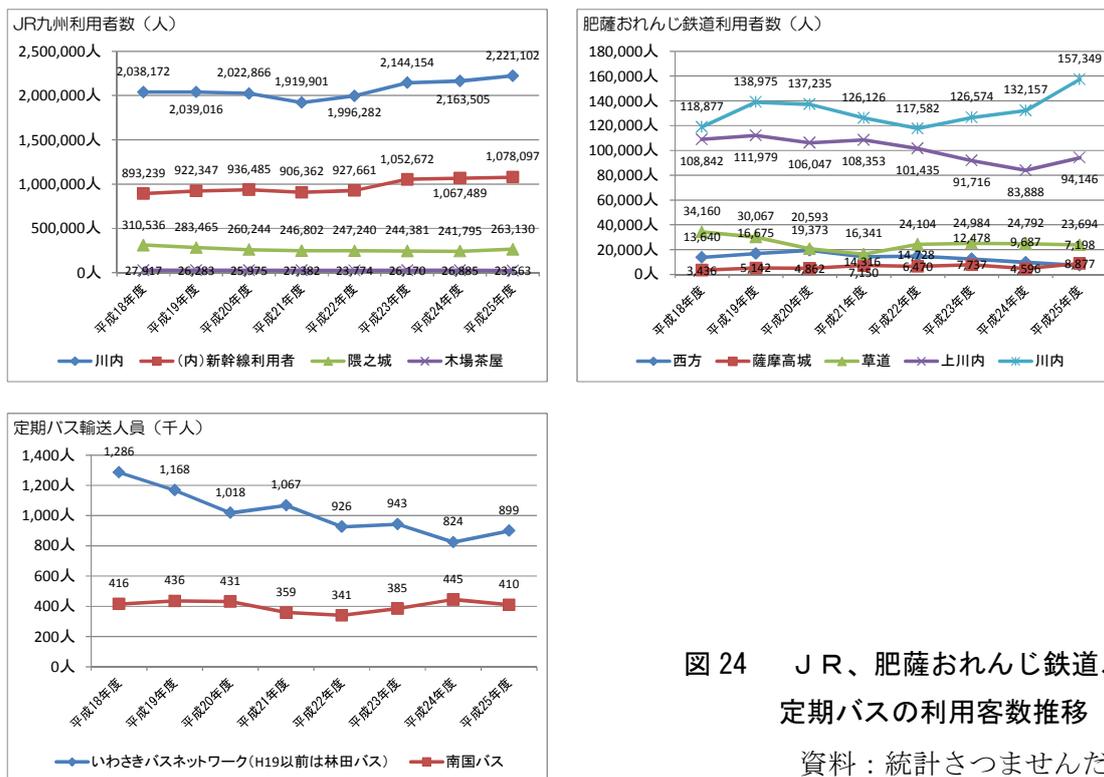


図 24 JR、肥薩おれんじ鉄道、定期バスの利用客数推移

資料：統計さつませんだい

⑤開発動向

平成18年から平成22年の新築建物の分布状況を見ると、用途地域内とその周辺での新築件数が多く、都市計画区域全域において住居系の新築件数が約85%を占めています。

用途地域内においては、特に川内川左岸の天辰地区及び平佐地区、用途白地地域では川内駅から鹿児島方面にかけてのエリアにあたる永利町等において住居系の新築件数が多くなっています。

工業系の新築では広域交通によるアクセス性の高さを背景に、新たに整備された南九州西回り自動車道薩摩川内高江インターチェンジ及び薩摩川内都インターチェンジ周辺に集積して見られます。

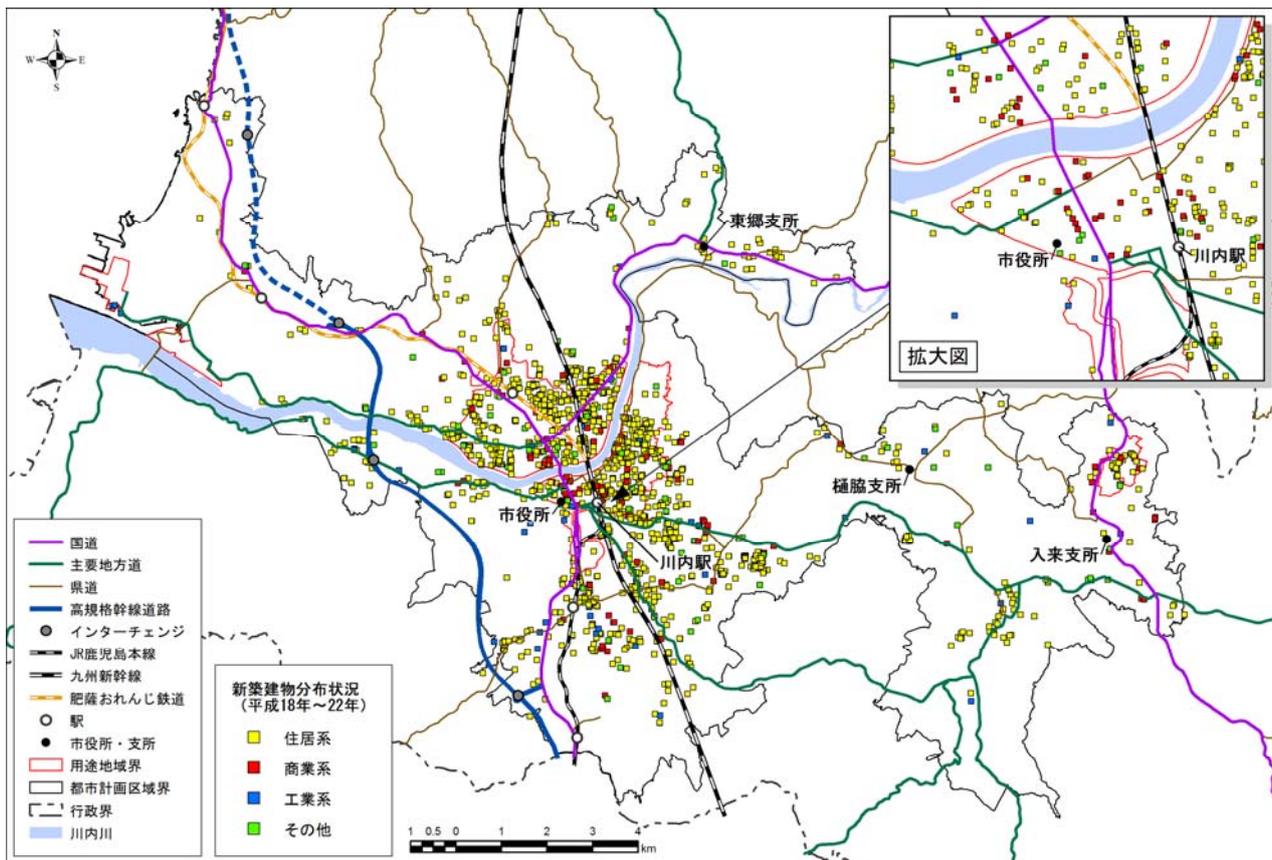


図25 新築建物分布状況 資料：平成23年度都市計画基礎調査

平成 18 年から平成 22 年の宅地開発の状況を見ると、土地区画整理事業実施地区以外は用途白地地域の主要幹線道路沿道での住宅開発（面積 1,000 m²以上）が目立っています。

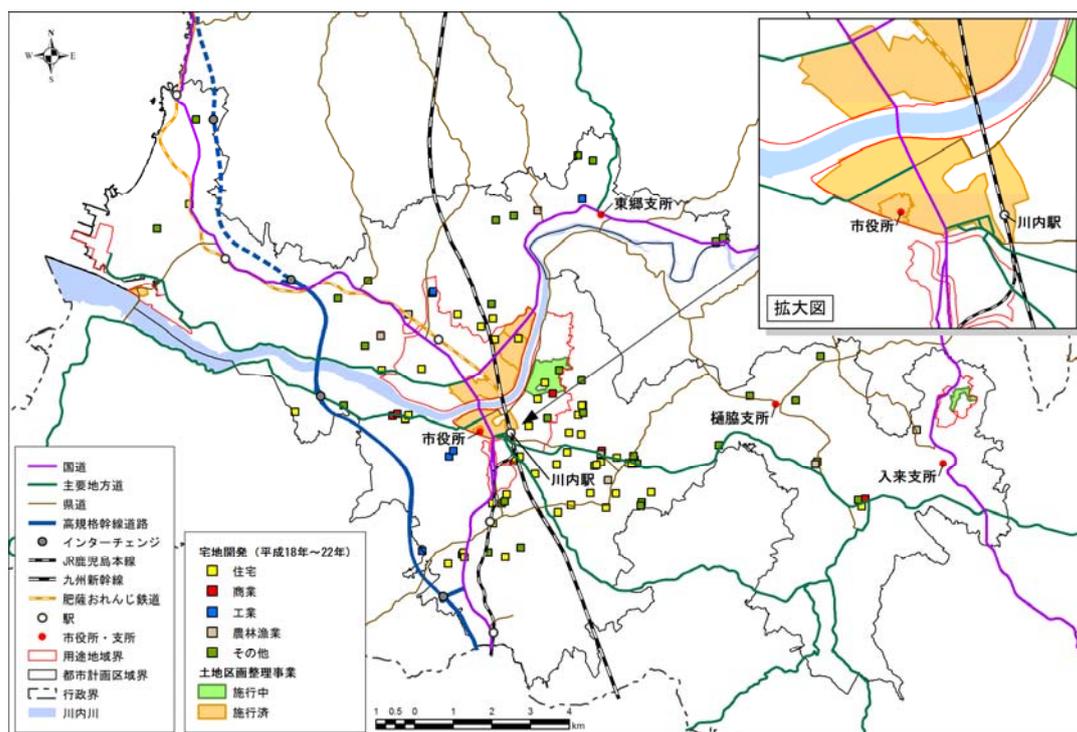


図 26 開発状況図 資料：平成 23 年度都市計画基礎調査
 (※川内駅周辺土地区画整理事業については、平成 25 年度完成)

農地転用※28の状況を見ると、都市計画区域内において各年 200 件前後の農地転用がなされ、その用途はその他（駐車場、資材置き場等）を除き住宅が半数を占め、農地の宅地化が進行しています。

用途地域内については中郷地区及び北辰地区、用途白地地域では用途地域の近接地域部と主要幹線道路沿道の周辺地域で農地転用が多く見られます。

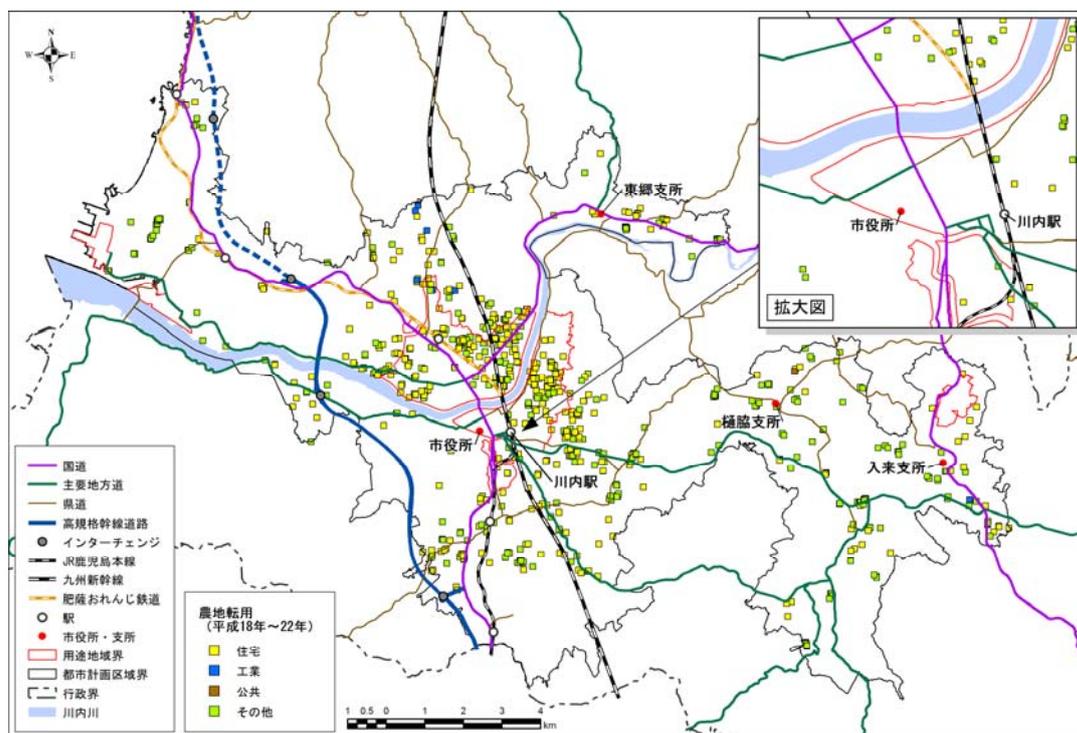


図 27 農地転用状況図 資料：平成 23 年度都市計画基礎調査

※28 (125 ページ)

⑥都市施設

平成 25 年の都市計画道路※29 は 38 路線の合計 67.02km が都市計画決定され、そのうち改良率は 63.9%となっており、県内の 4 市と比較しても高いとはいえないため、計画的な整備が求められます。

南九州西回り自動車道については、北側の延伸部分が平成 26 年に新たに都市計画決定され、広域交通網※30 と中心市街地及び市内各地へのアクセス道路※31 の拡充が求められます。

表 8 都市計画道路の整備状況

延長：km、%

都市名	計画					改良済						概成済				
	合計	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	合計	改良率	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	合計	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路
	km	km	km	km	km	km	%	km	km	km	km	km	km	km	km	km
薩摩川内市	67.02	10.20	56.82	0	0	42.84	63.92	0	42.84	0	0	1.67	0	1.67	0	0
鹿児島市	240.12	5.37	216.87	15.85	2.03	202.66	84.40	2.05	183.66	14.92	2.03	0.75	0	0.75	0	0
鹿屋市	75.40	14.69	50.23	10.48	0	49.91	66.19	5.54	36.04	8.33	0	4.15	0	4.15	0	0
始良市	64.77	1.65	62.88	0.24	0	45.30	69.95	1.65	43.41	0.24	0	2.13	0	2.13	0	0
霧島市	104.81	27.04	77.72	0	0.05	84.61	80.73	27.04	57.52	0	0.05	3.98	0	3.98	0	0

資料：平成 25 年都市計画年報

平成 25 年の都市計画公園※32 は 25 箇所の 170.2ha が都市計画決定され、そのうち供用率は 88.0%となっており、県内の 4 市と比較しても高いとはいえないため、計画的な整備が求められます。

人口密度が高いにも関わらず公園等が不足している地域については、児童遊園※33 等の立地を含めた検討が必要です。

表 9 都市計画公園の整備状況

面積：ha

都市名	計画																	
	街区公園		近隣公園※34		地区公園※35		総合公園※36		運動公園		風致公園		特殊公園		広域公園		計	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
薩摩川内市	17	5.8	5	11.6	1	4.8	1	99.1	1	48.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25	170.2
鹿児島市	124	30.1	14	24.6	4	19.5	4	128.8	1	38.8	5	91.5	1	31.4	0	0.0	153	364.7
鹿屋市	9	2.8	8	15.4	1	8.0	2	66.2	1	16.5	1	8.4	0	0.0	0	0.0	22	117.3
始良市	19	5.3	2	4.5	1	6.5	1	24.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	40.4
霧島市	15	5.3	4	9.8	2	8.7	2	41.1	1	10.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	24	75.7

都市名	供用																	
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		特殊公園		広域公園		計	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
薩摩川内市	14	5.2	5	10.4	1	4.8	1	11.1	1	47.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	22	79.1
鹿児島市	113	29.5	13	24.7	4	19.6	4	119.7	1	43.2	2	37.1	1	29.3	0	0.0	138	303.0
鹿屋市	9	2.5	7	11.9	1	8.0	2	40.0	1	15.6	1	8.4	0	0.0	0	0.0	21	86.4
始良市	19	5.3	2	4.5	1	6.5	1	18.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	34.4
霧島市	15	5.3	3	6.9	2	8.7	2	41.1	1	10.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	72.8

都市名	計画		供用		供用率
	箇所数	面積	箇所数	面積	
薩摩川内市	25	170.2	22	79.1	88.0
鹿児島市	153	364.7	138	303.0	90.2
鹿屋市	22	117.3	21	86.4	95.5
始良市	23	40.4	23	34.4	100.0
霧島市	24	75.7	23	72.8	95.8

資料：平成 25 年都市計画年報

※29 (123 ページ)、※30 (116 ページ)、※31 (114 ページ)、※32 (123 ページ)、※33 (119 ページ)、※34 (116 ページ)、※35 (121 ページ)、※36 (120 ページ)

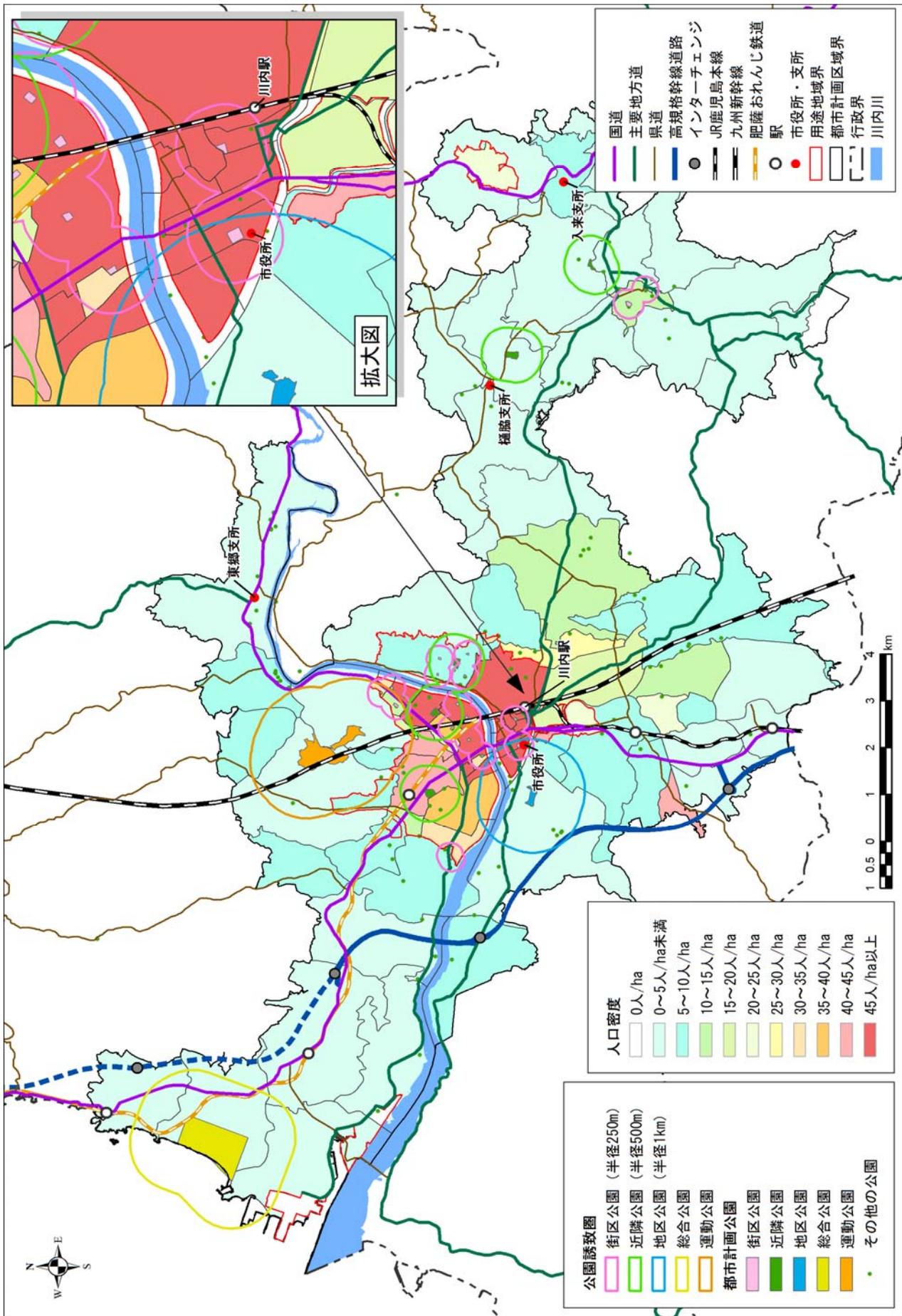


図 28 地区別人口密度現況と公園誘致圏※37 図 資料：平成 23 年度都市計画基礎調査

※37 (117 ページ)

公共下水道※38は川内処理区として計画されており、全体計画面積に対する整備済面積は35.8%と低く、一方で都市下水路※39の整備率は91.1%と高い状況です。

表10 公共下水道の整備状況

都市名	計画								供用						整備率 %
	排水区域 ha	処理区域 ha	下水管渠 m	ポンプ場		処理場		排水区域 ha	処理区域 ha	下水管渠 m	ポンプ場		処理場		
				箇所数	面積 ㎡	箇所数	面積 ㎡				箇所数	面積 ㎡	箇所数	面積 ㎡	
薩摩川内市	723	723	189,500	2	5,000	1	36,000	259	259	67,900	2	4,760	1	33,756	35.8
鹿児島市	7,711	7,711	24,140	21	7,070	7	221,200	6,863	6,863	24,140	20	6,230	20	200,300	89.0
鹿屋市	859	859	15,960	-	-	1	41,000	552	-	15,960	-	-	1	41,000	-
始良市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
霧島市	2,237	2,237	475,630	5	3,710	3	96,982	891	891	205,814	2	2,000	3	96,982	39.8

資料：平成25年都市計画年報（薩摩川内市は下水道課）

表11 都市下水路の整備状況

都市名	計画				供用				整備率 %
	排水区域 ha	管渠延長 m	ポンプ場		排水区域 ha	管渠延長 m	ポンプ場		
			箇所数	面積 ㎡			箇所数	面積 ㎡	
薩摩川内市	282	6,771	2	4,280	257	5,882	2	4,272	91.1
鹿児島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿屋市	100	4,119	0	0	100	4,119	0	0	100.0
始良市	75	1,279	0	0	0	0	0	0	0.0
霧島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：平成25年都市計画年報

表12 下水道普及率

平成25年3月31日現在

区分	総人口(千人)	処理区域人口(千人)	下水道普及率(%)	《参考》汚水処理人口普及率(%)
薩摩川内市	99.2	9.4	9.5	64.4
鹿児島市	607.5	476.8	78.5	91.3
鹿屋市	104.6	17.1	16.4	65.0
霧島市	127.5	36.1	28.3	70.3

資料：鹿児島県の都市計画2014

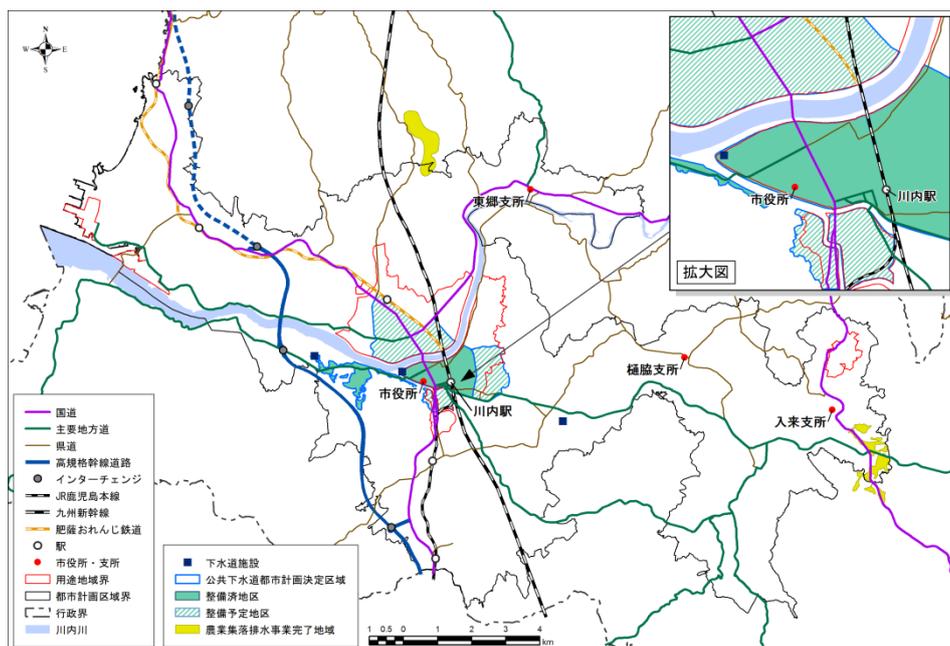


図29 下水道の整備状況図

資料：下水道課

※38 (117 ページ)、※39 (123 ページ)

⑦歴史・文化

本市は歴史と伝統に恵まれており、重要な文化財が数多く残されています。

薩摩国分寺跡、新田神社等の建造物だけでなく、薩摩藩の参勤交代路であった薩摩街道（出水筋）、入来麓伝統的建造物群保存地区※40、清色城跡など、歴史的に価値の高い歴史・文化遺産が各地に分布しており、観光資源や地域の活性化のための有効な活用が求められます。

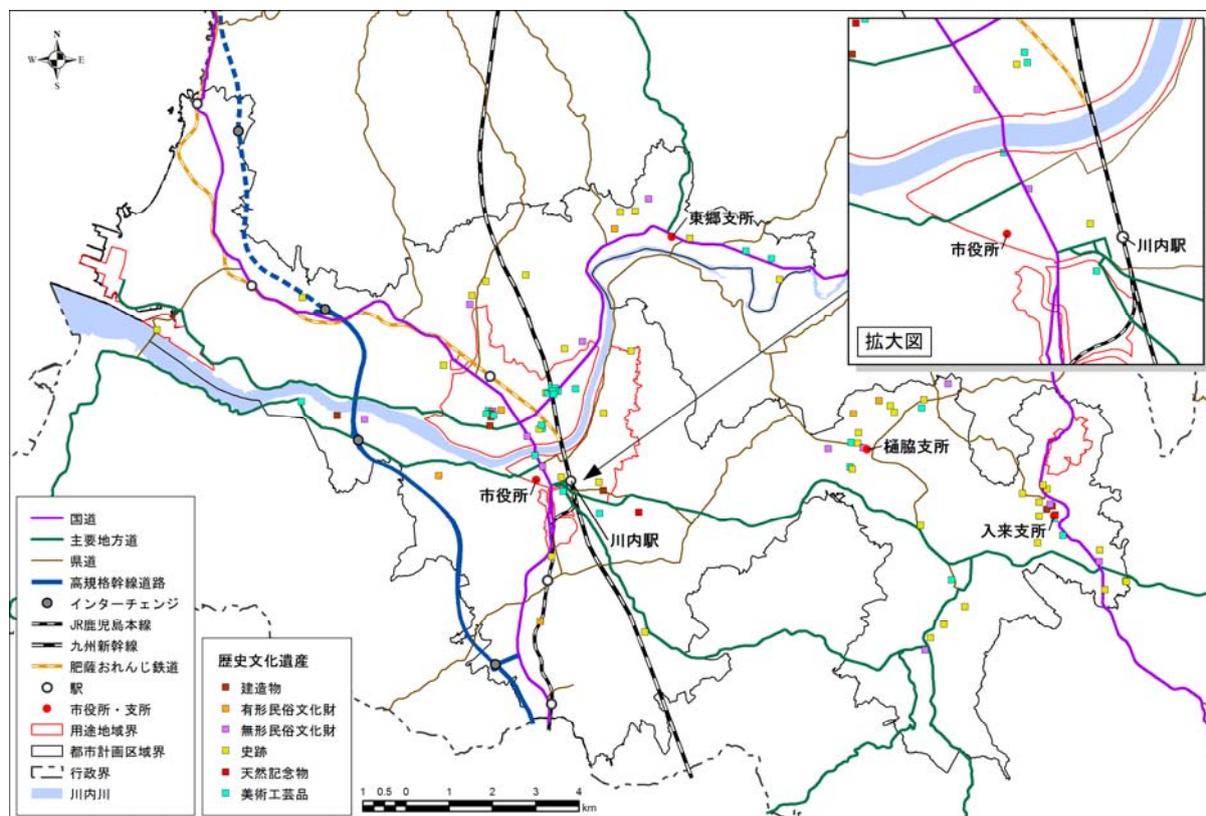


図 30 歴史・文化遺産分布図 資料：平成 23 年度都市計画基礎調査



川内大綱引



入来麓伝統的建造物群保存地区



新田神社

※40 (114 ページ)

⑧防災

主な風水害の記録を見ると、本市では集中豪雨による河川の氾濫などの浸水被害が幾度も発生しており、また、土砂災害の危険箇所についても山地を中心とする斜面に多数存在しています。

表 13 主な風水害の記録（床下浸水 50 件以上）

発生日時	災害の種類	降雨量等 (mm)	最大風速 (m/s)	川内川水 位(m)	人的被害		住家の被害					非住家の被害			被害額 (千円)
					死者	負傷	全壊	半壊	一部	浸水		全壊	半壊	一部	
										床上	床下				
昭和40年7月2日～4日	豪雨	-	-	-	-	-	1	1	-	53	313	-	-	-	184,127
昭和41年7月8日～9日	豪雨	363.0	-	4.27	-	-	1	-	-	5	84	2	1	-	43,415
昭和43年9月24日～25日	台風16号	53.0	42.0	-	-	1	-	16	3,600	42	59	-	-	-	584,550
昭和44年6月29日～7月8日	集中豪雨	879.0	-	6.73	2	273	11	19	78	3,153	2,432	20	156	-	3,808,315
昭和46年7月23日～24日	集中豪雨	361.0	-	6.2	1	4	40	33	82	1,811	1,284	19	42	136	1,462,554
昭和46年8月4日～6日	台風19号	448.0	39.0	7.02	-	14	15	15	45	803	2,153	26	22	64	1,539,592
昭和47年6月17日～18日	集中豪雨	318.0	-	6.9	5	12	28	22	47	1,149	2,606	20	21	33	2,267,300
昭和47年6月29日	大雨	80.0	-	4.3	-	-	-	-	-	-	108	-	-	-	45,536
昭和47年7月6日	洪水災害	-	-	5.76	-	-	-	-	-	33	54	-	-	24	63,385
昭和48年2月17日	大雨	147.0	-	-	-	-	1	-	-	15	52	-	-	-	98,915
昭和51年7月19日	台風9号	396.0	24.0	6.53	-	3	3	3	36	322	901	12	7	134	2,772,805
昭和51年9月16日	台風17号	235.0	46.0	5.14	-	1	-	4	58	8	58	14	13	45	673,135
昭和53年6月21日～24日	集中豪雨	297.5	-	4.81	-	-	-	1	-	1	236	-	-	1	726,661
昭和54年6月27日～28日	大雨	518.0	-	6.04	-	-	-	-	6	17	155	-	1	-	1,133,163
昭和57年7月24日～25日	大雨	160.0	-	5.13	-	-	-	1	4	1	66	-	-	2	355,264
昭和62年7月18日～19日	集中豪雨	320.0	-	5.03	-	-	-	-	1	1	60	-	-	-	495,397
平成元年7月27日～28日	台風11号	282.0	43.0	4.75	-	-	-	-	128	4	87	13	15	103	1,172,359
平成5年7月4日～5日	大雨	255.0	-	4.34	-	-	-	-	29	10	150	(床上浸水) 43	2	10	1,337,415
平成5年8月5日～7日	大雨	380.0	-	5.34	-	-	-	1	18	63	352	(床上浸水) 137	2	-	879,890
平成5年9月3日	台風13号	241.0	40.0	3.29	-	1	1	-	197	-	57	(床上浸水) 1	6	150	387,340
平成12年8月17日	大雨	243.5	-	3.04	-	-	-	-	1	-	72	1	(床上浸水) 19	2	126,476
平成18年7月22日～23日	大雨	770.5	-	6.03	1	-	9	61	4	18	83	10 (床上浸水) 10	16 (床上浸水) 109	13	2,156,208

資料：平成 26 年薩摩川内市地域防災計画※41（一般災害対策編）資料編

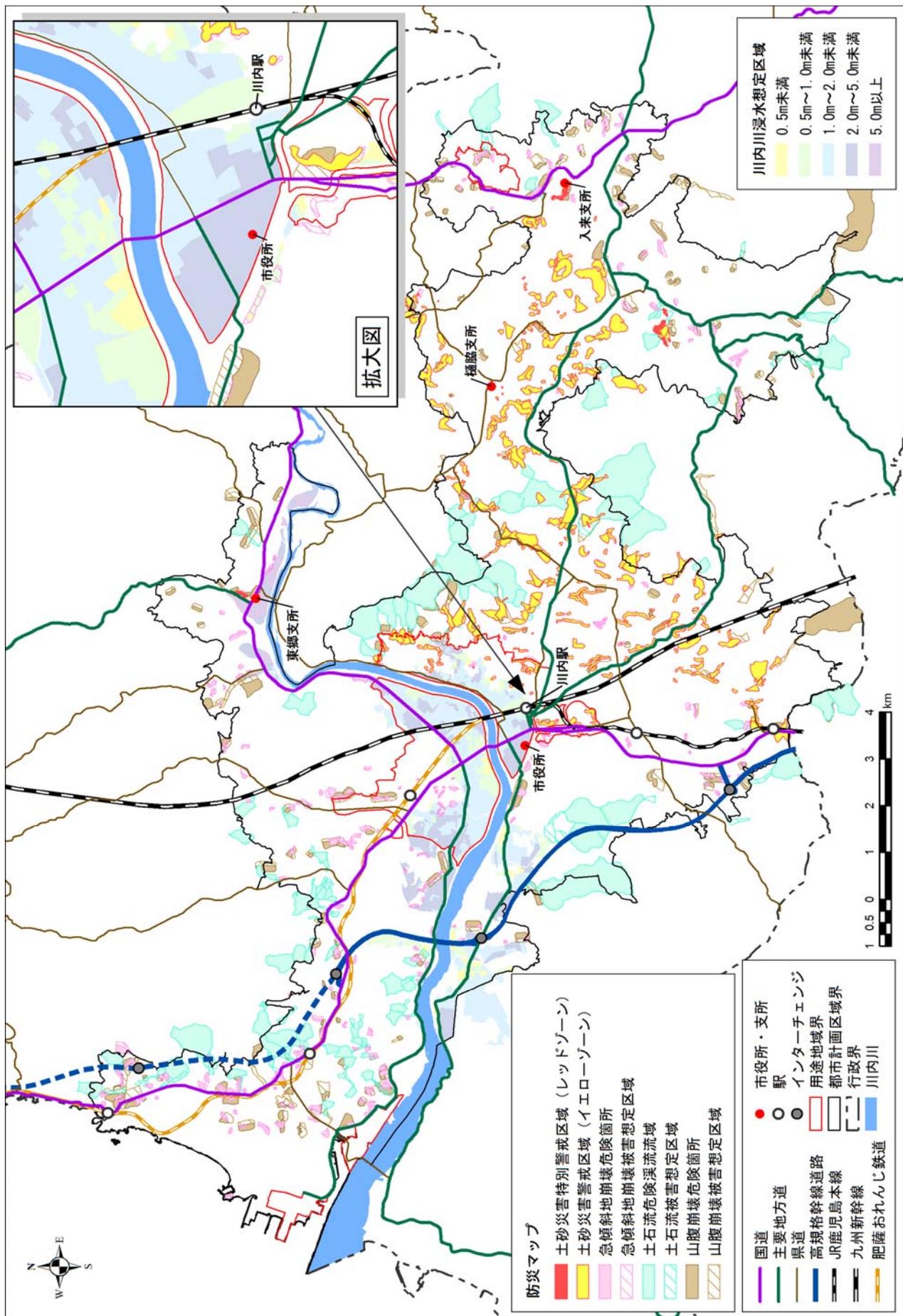


図 31 災害危険箇所図

資料：平成 24 年防災マップ

(3) 市民アンケートの実施概要

①調査対象

市内に居住する満20歳以上の市民の方を対象として、3,000人を無作為に抽出し、都市計画に係るアンケートを実施しました。

②配布方法

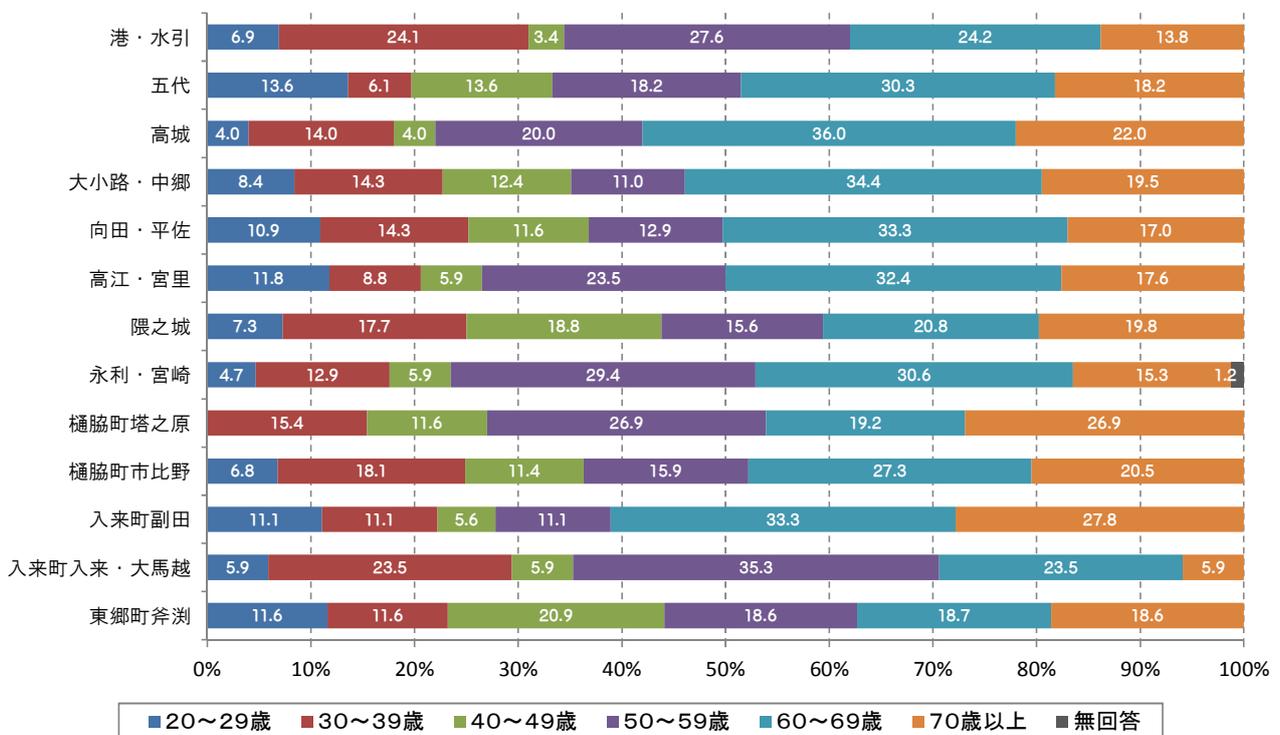
郵送配布・郵送回収

③調査日

平成26年8月実施

④回答数・回答率

配布数3,000人に対し、816人(27.2%)から回答を頂きました。



地域別 回答者の年齢構成

(4) 市民アンケート結果（地域の現状について）

①お住まいの地域の環境における、現在のまちの評価について

「緑の多さ」、「日当たり・風通しの良さ」、「海や川、山などの自然の豊かさ」、「水や空気のきれいさ」など、自然環境に関する現状の満足度は比較的高くなっています。

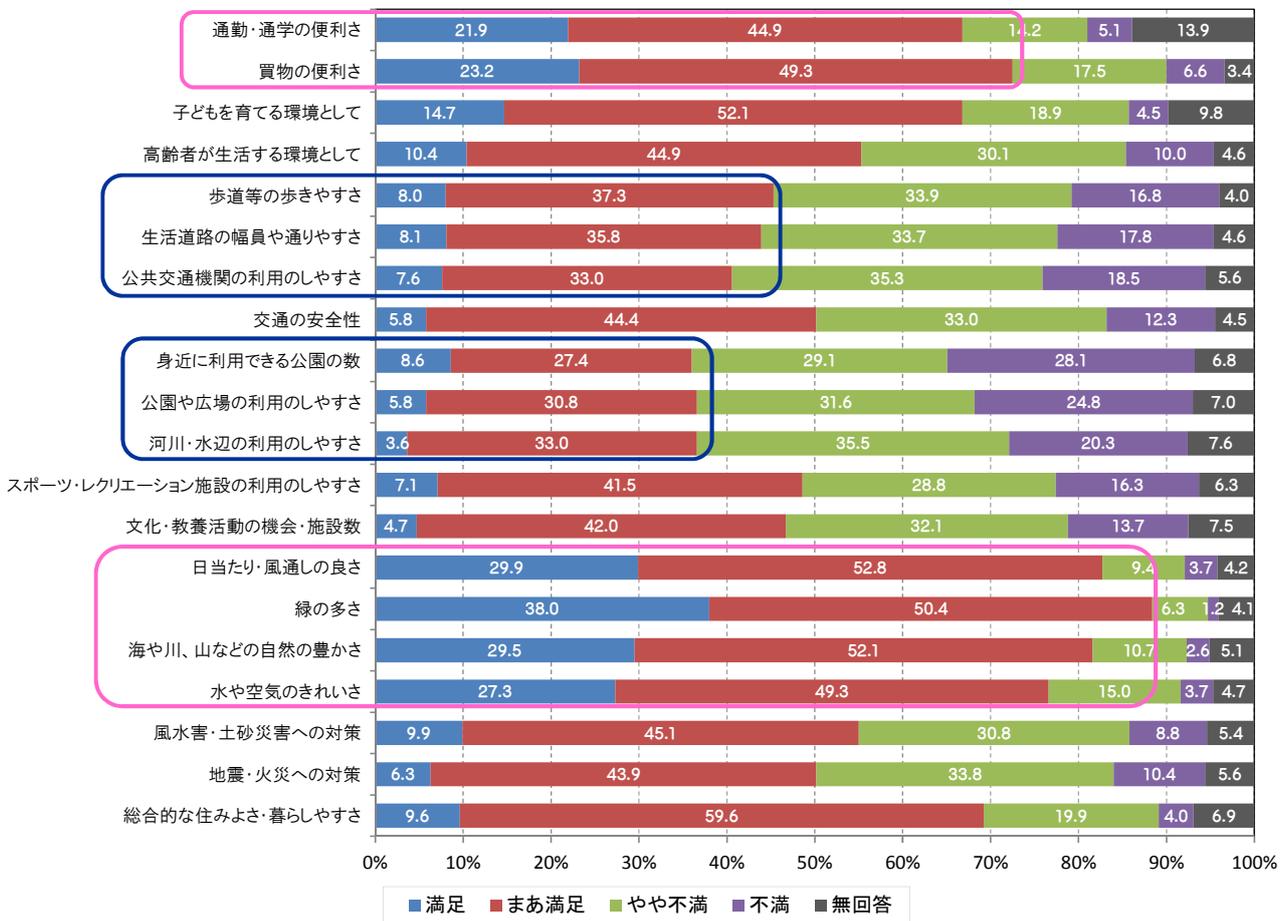
また、「買い物の便利さ」、「通勤・通学の便利さ」など、日常生活の利便性に対する満足度も比較的高い結果となっています。

「身近に利用できる公園の数」、「公園や広場の利用のしやすさ」、「河川・水辺の利用のしやすさ」など、公園等の数や利用のしやすさに対する満足度が低くなっています。

また、「公共交通機関の利用のしやすさ」、「生活道路の幅員や通りやすさ」、「歩道等の歩きやすさ」など、道路・交通環境に関する満足度が低い結果となっています。

問 9-①. 現在のまちの評価（％）

n=816



※ n：回答者数

※ MA：複数回答の総数

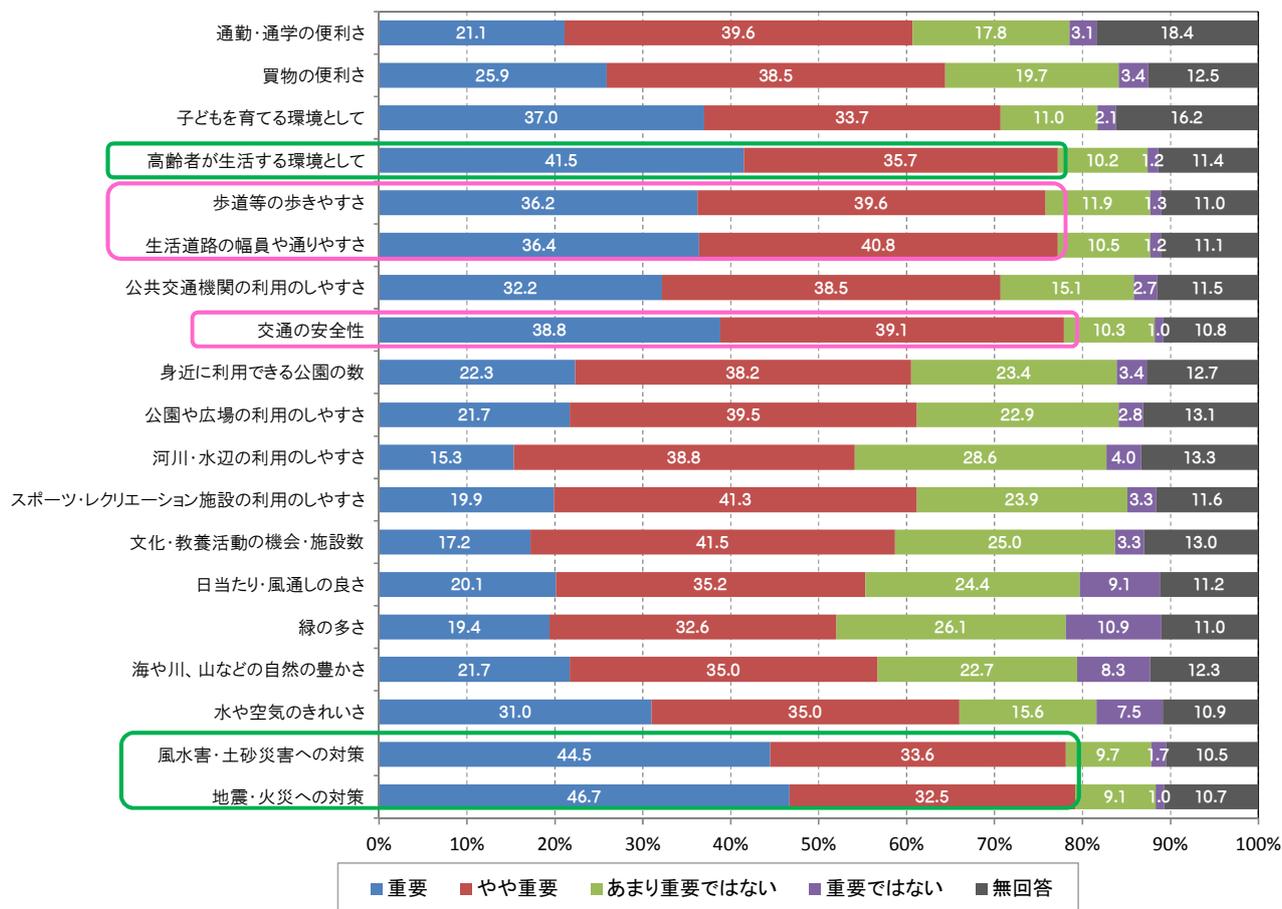
②お住まいの地域の環境における、今後の取組みの重要度について

「交通の安全性」、「生活道路の幅員や通りやすさ」、「歩道等の歩きやすさ」といった道路・交通環境に関する取組みについては、満足度があまり高いとは言えず重要度が高くなっています。

「地震・火災への対策」、「風水害・土砂災害への対策」といった防災関連や「高齢者が生活する環境として」といった高齢化対策関連については、満足度はそれほど低くはないものの、今後の取組みへの重要度が高いと判断されます。

問 9-②. 取組みの重要度 (%)

n=816



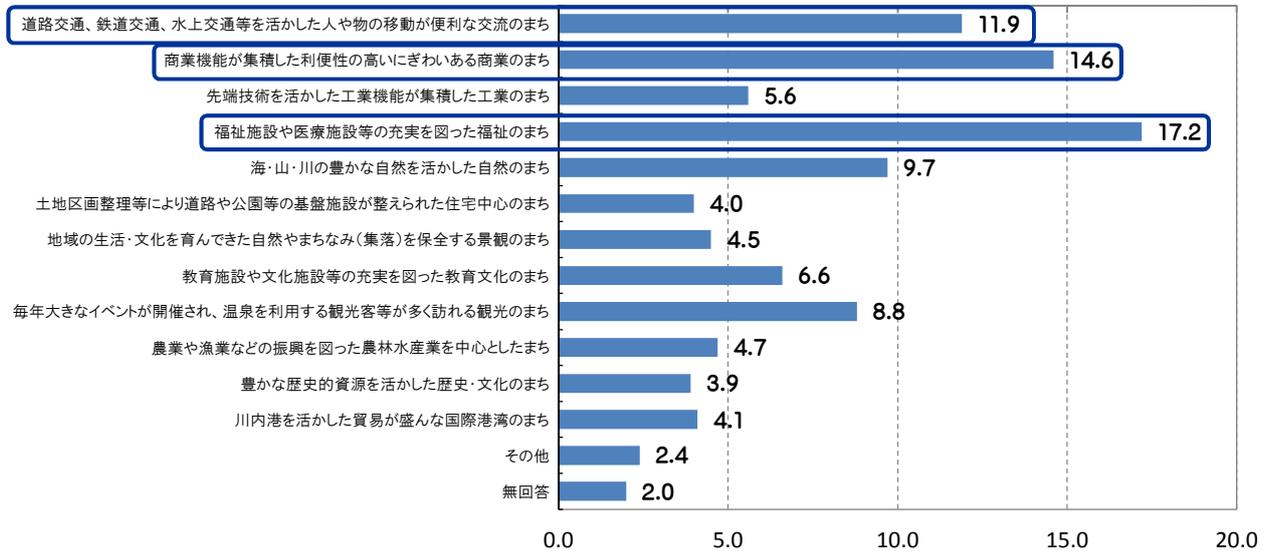
(5) 市民アンケート結果（今後のまちづくりの方向性について）

①市全体がどのように発展してほしいかについて

市全体においては、「福祉施設や医療施設等の充実を図った福祉のまち」、「商業機能が集積した利便性の高いにぎわいある商業のまち」、「道路交通、鉄道交通、水上交通等を活かした人や物の移動が便利な交流のまち」としての発展が求められています。

問10. 市全体の発展（％）

MA=2,259

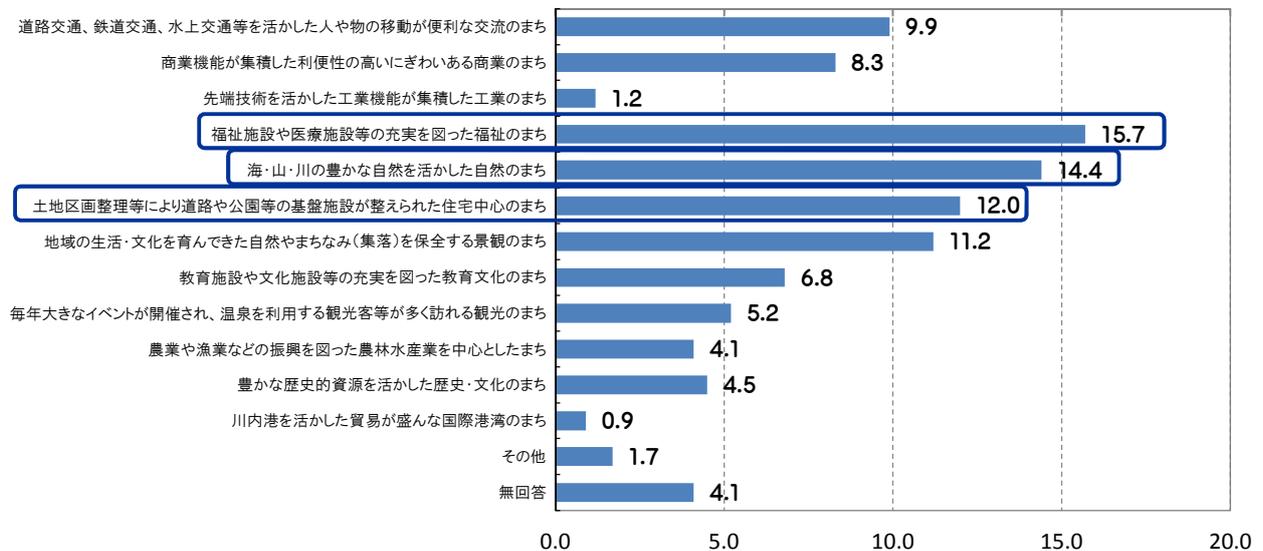


②住まわれている地域がどのように発展してほしいかについて

住まわれている地域においては、「福祉施設や医療施設等の充実を図った福祉のまち」、「海・山・川の豊かな自然を活かした自然のまち」、「土地区画整理等により道路や公園等の基盤施設が整えられた住宅中心のまち」としての発展が求められています。

問10. 居住地域の発展（％）

MA=2,047



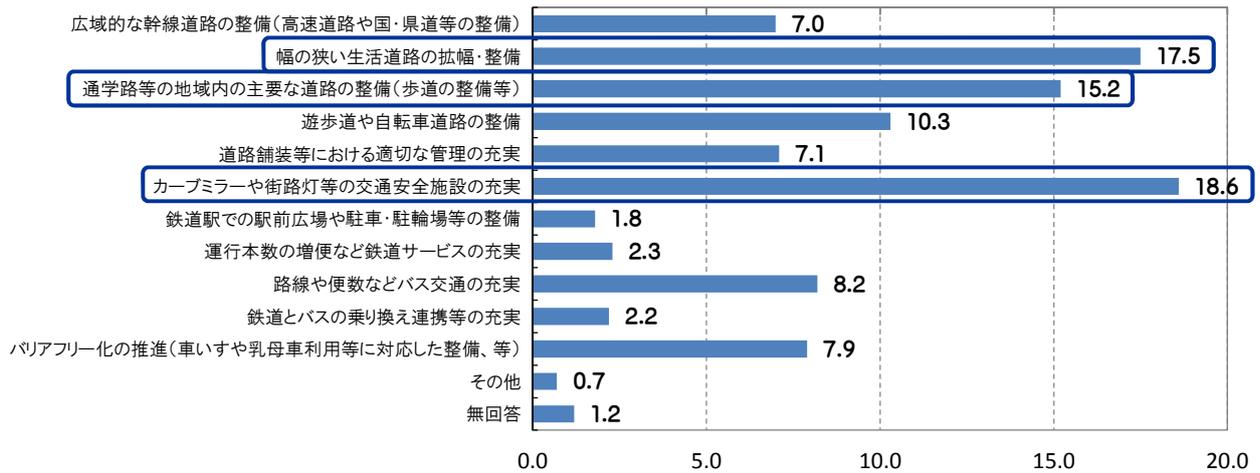
③道路・交通環境について今後どのような取組みに力をいれていく必要があるか

道路・交通環境については「カーブミラーや街路灯等の交通安全施設の充実」、「幅の狭い生活道路の拡幅・整備」、「通学路等の地域内の主要な道路の整備（歩道の整備等）」といった生活道路の安全性の向上に関する取組みが求められています。

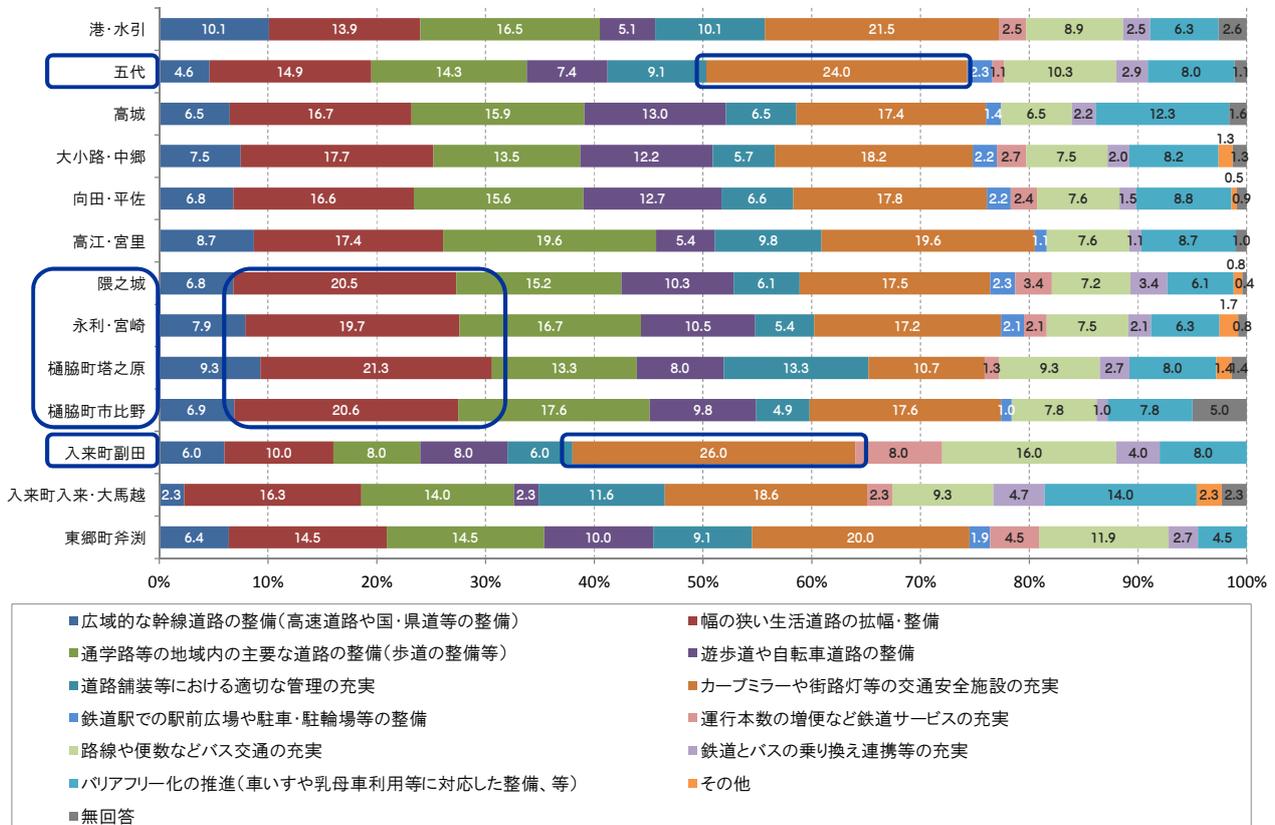
地域別に見ると五代、入来町副田では、特に「カーブミラーや街路灯等の交通安全施設の充実」を求める割合が高く、隈之城、永利・宮崎、樋脇町では、幅員 4m未満の道路が多い地域でもあるため、「幅の狭い生活道路の拡幅・整備」を求める割合が高くなっています。

問 11. 道路・交通環境の取組み (%)

MA=2,193



問 11 の居住地域別まとめ



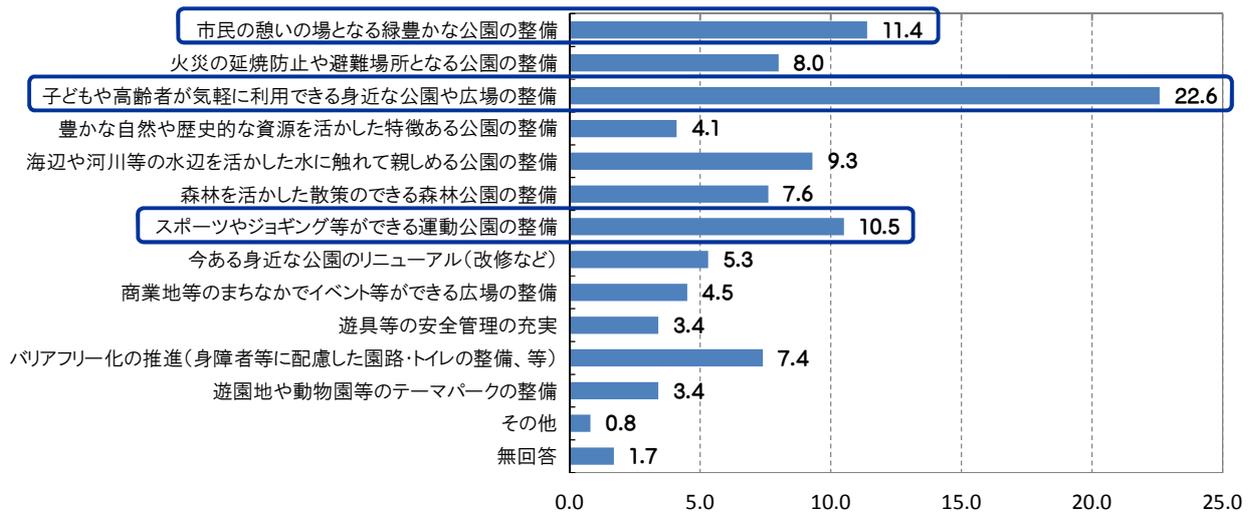
④公園・緑地について今後どのような取組みに力をいれていく必要があるか

公園・緑地については「子どもや高齢者が気軽に利用できる身近な公園や広場の整備」が最も求められています。次いで「市民の憩いの場となる緑豊かな公園の整備」、「スポーツやジョギング等ができる運動公園※42の整備」と続き、日常で利用できる公園の整備が望まれています。

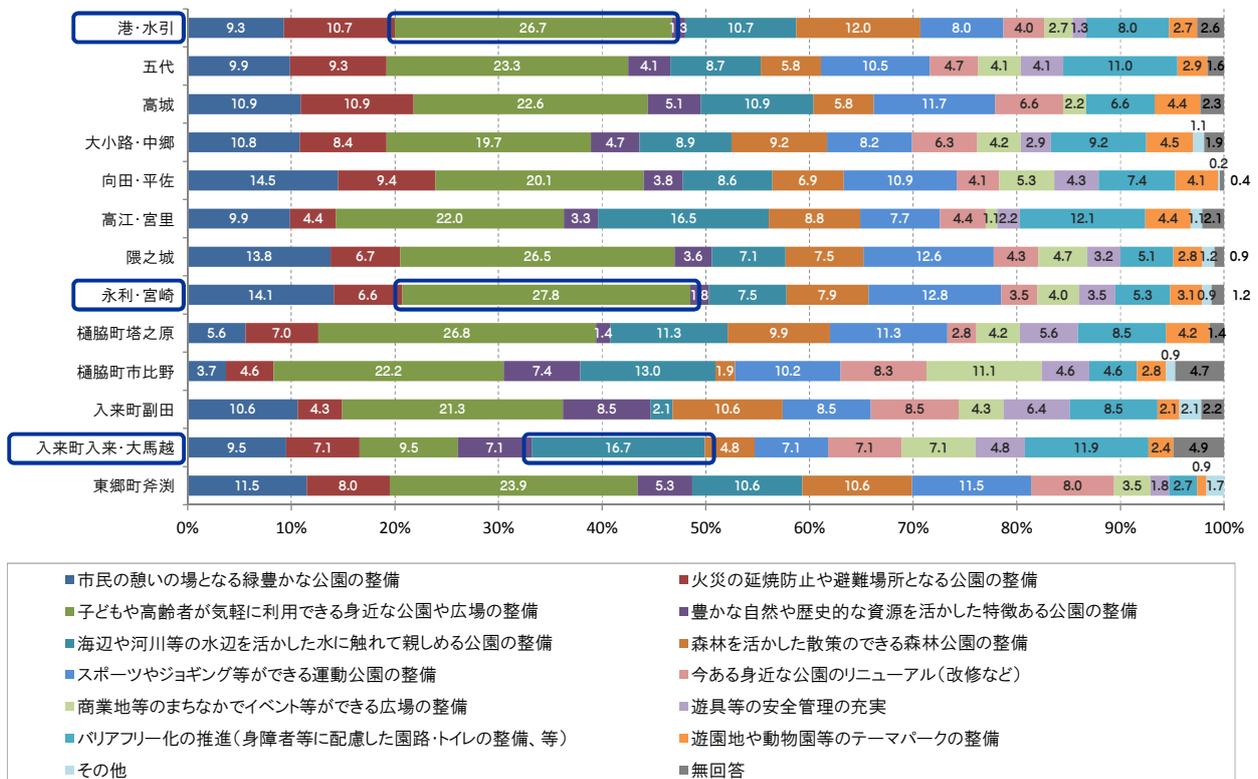
地域別に見ると、身近な公園が少ない港・水引や人口密度が比較的高く公園が偏って分布している永利・宮崎では「子どもや高齢者が気軽に利用できる身近な公園や広場の整備」を求める割合が高く、入来町入来・大馬越では「海辺や河川等の水辺を活かした水に触れて親しめる公園の整備」を求める割合が高い結果となっています。

問 12. 公園・緑地の取組み (%)

MA=2,123



問 12 の居住地域別まとめ



※42 (114 ページ)

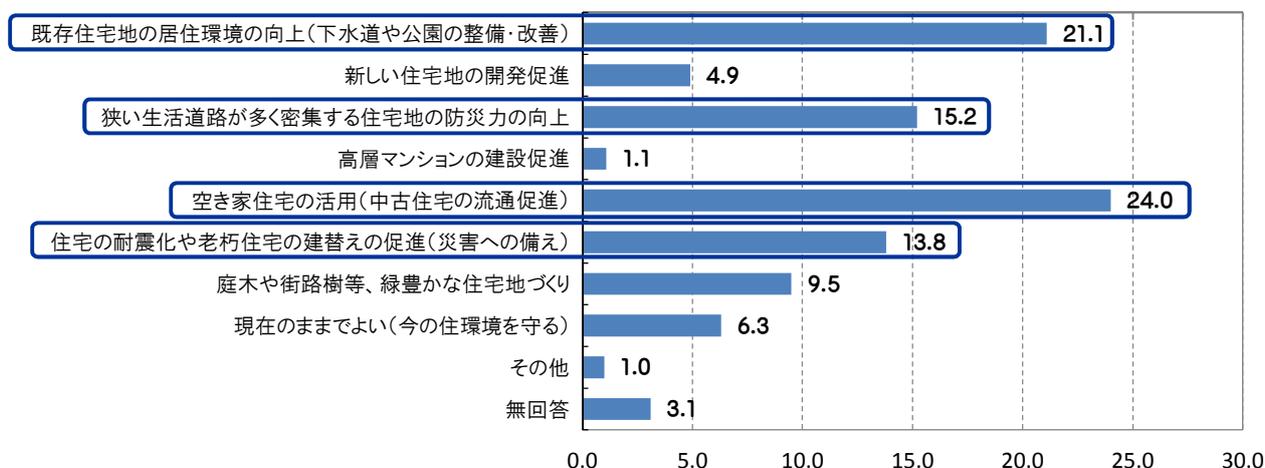
⑤住宅地について今後どのような取組みに力をいれていく必要があるか

住宅地については「空き家住宅の活用（中古住宅の流通促進）」、「既存住宅地の居住環境の向上（下水道や公園の整備・改善）」といった既存の住宅に対する要望が高くなっています。次いで「狭い生活道路が多く密集する住宅地の防災力の向上」、「住宅の耐震化や老朽住宅の建替えの促進（災害への備え）」など、防災対策に対する取組みが求められています。

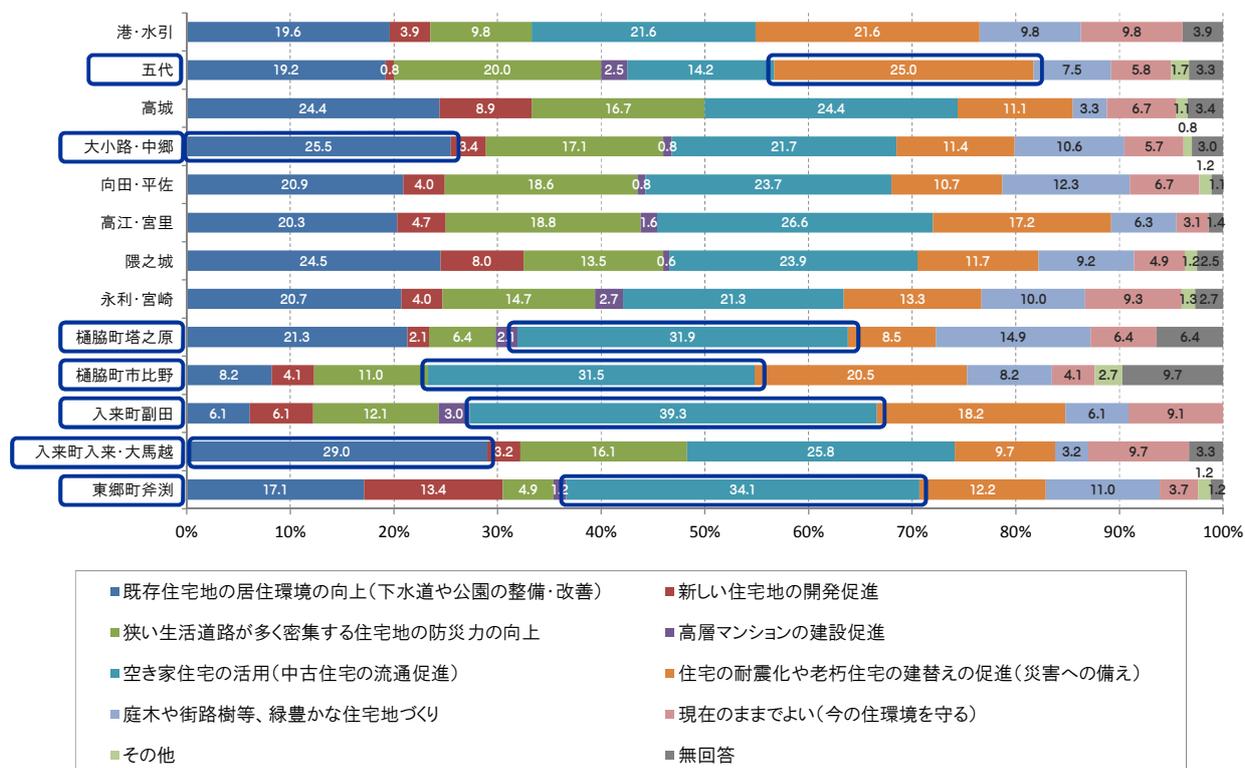
地域別に見ると、五代では「住宅の耐震化や老朽住宅の建替えの促進（災害への備え）」、樋脇町、入来町副田、東郷町斧淵では「空き家住宅の活用（中古住宅の流通促進）」、大小路・中郷、入来町入来・大馬越では「既存住宅地の居住環境の向上（下水道や公園の整備・改善）」を求める割合が高くなっています。

問 13. 住宅地の取組み（％）

MA=1,431



問 13 の居住地域別まとめ



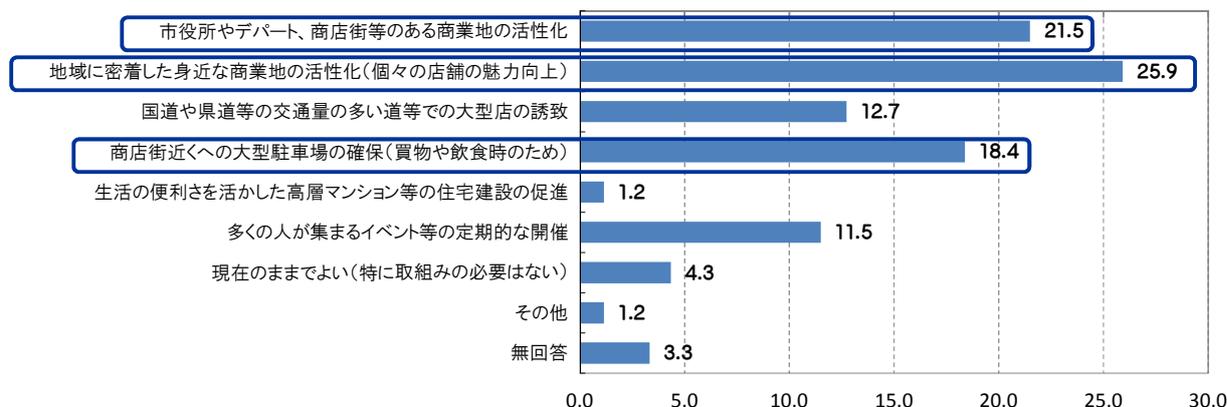
⑥商業地について今後どのような取組みに力をいれていく必要があるか

商業地については「地域に密着した身近な商業地の活性化（個々の店舗の魅力向上）」に対する要望が最も多く、次いで「市役所やデパート、商店街等のある商業地の活性化」、「商店街近くへの大型駐車場の確保（買物や飲食時のため）」といった、中心地における商業機能の充実が求められています。

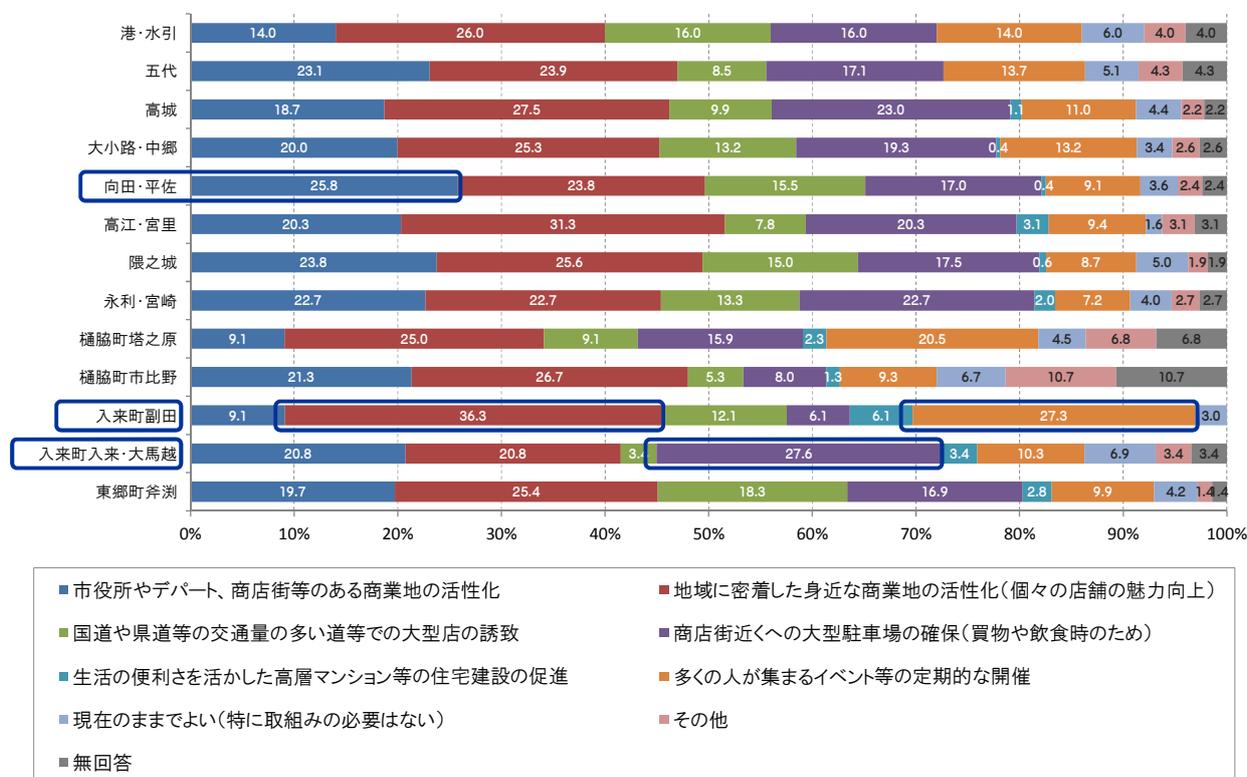
地域別に見ると、向田・平佐では「市役所やデパート、商店街等のある商業地の活性化」、入来町副田では「地域に密着した身近な商業地の活性化（個々の店舗の魅力向上）」の次に「多くの人が集まるイベント等の定期的な開催」、入来町入来・大馬越では「商店街近くへの大型駐車場の確保（買物や飲食時のため）」を求める割合が高くなっています。

問 14. 商業地の取組み（％）

MA=1,381



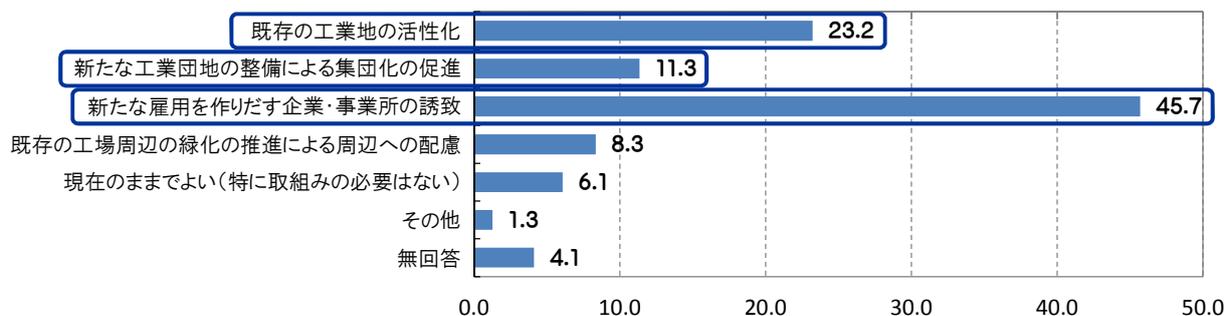
問 14 の居住地域別まとめ



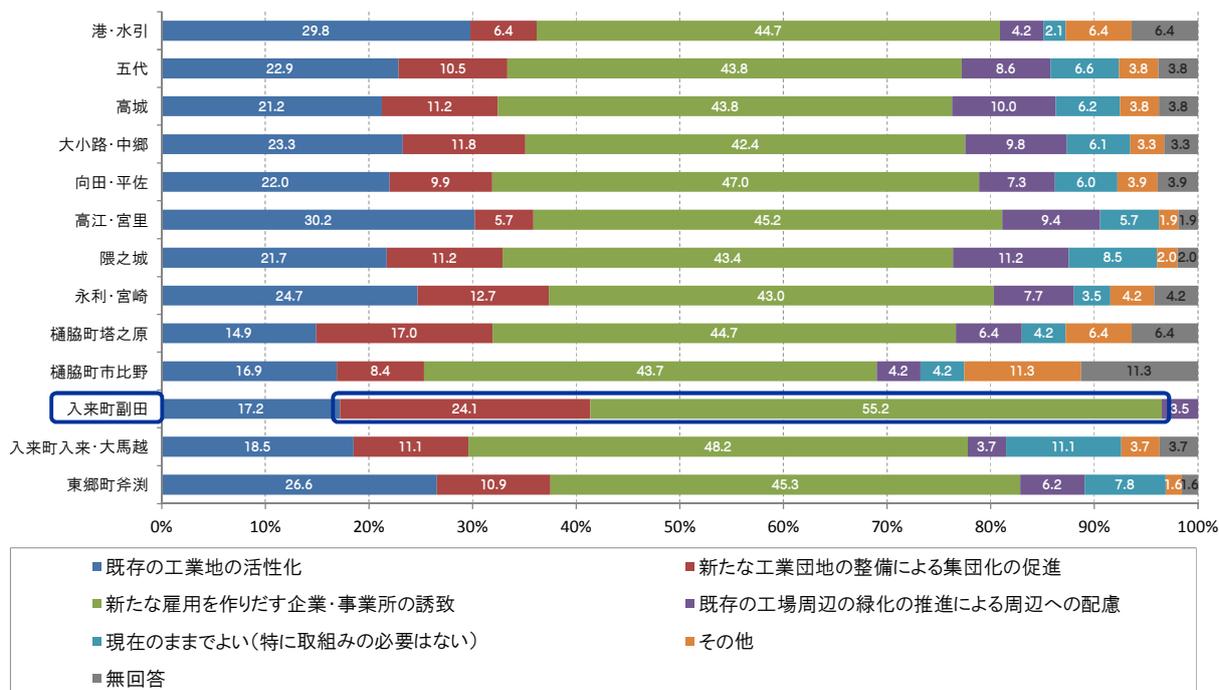
⑦工業地（工場等の立地状況）について今後どのような取組みに力をいれていく必要があるか
 工業地については「新たな雇用を作りだす企業・事業所の誘致」が最も求められており、次いで「既存の工業地の活性化」、「新たな工業団地の整備による集団化の促進」と続いています。
 地域別に見ると、入来町副田では大規模工場の撤退により、「新たな雇用を作りだす企業・事業所の誘致」や「新たな工業団地の整備による集団化の促進」を求める割合が高くなっています。

問 15. 工業地の取組み (%)

MA=1,270



問 15 の居住地域別まとめ



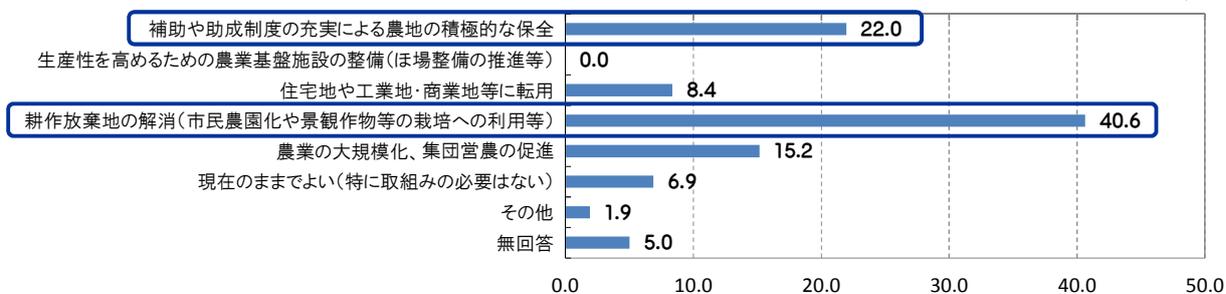
⑧農地について今後どのような取組みに力をいれていく必要があるか

農地については「耕作放棄地の解消（市民農園化や景観作物等の栽培への利用等）」に対する要望が高く、次いで「補助や助成制度の充実による農地の積極的な保全」と続いています。

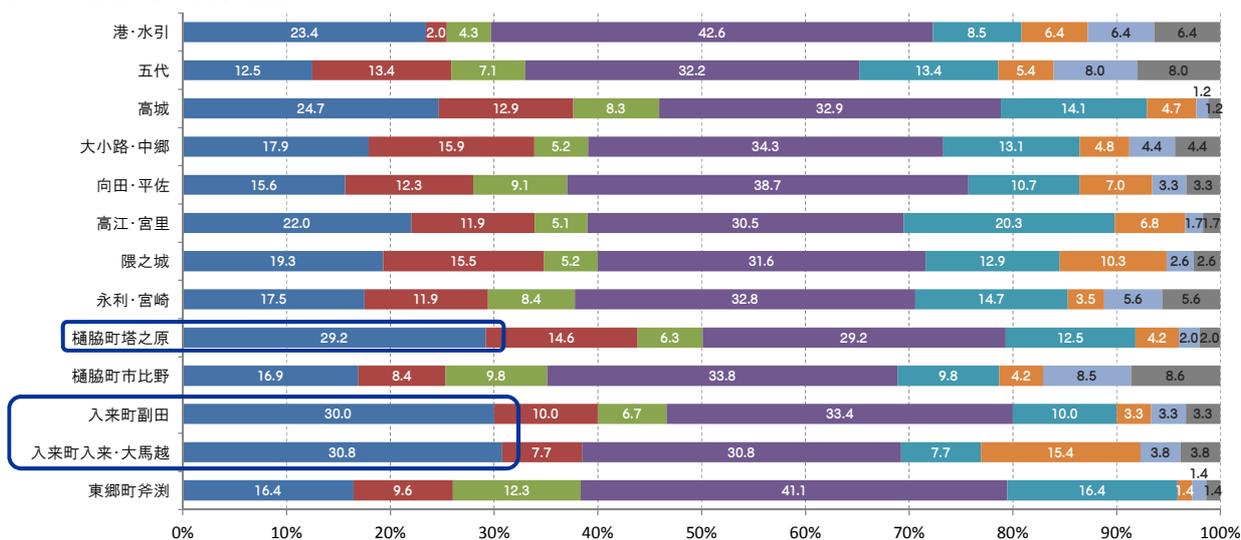
地域別に見ると、樋脇町塔之原や入来町では「補助や助成制度の充実による農地の積極的な保全」を求める割合が高くなっています。

問 16. 農地の取組み (%)

MA=1,147



問 16 の居住地域別まとめ



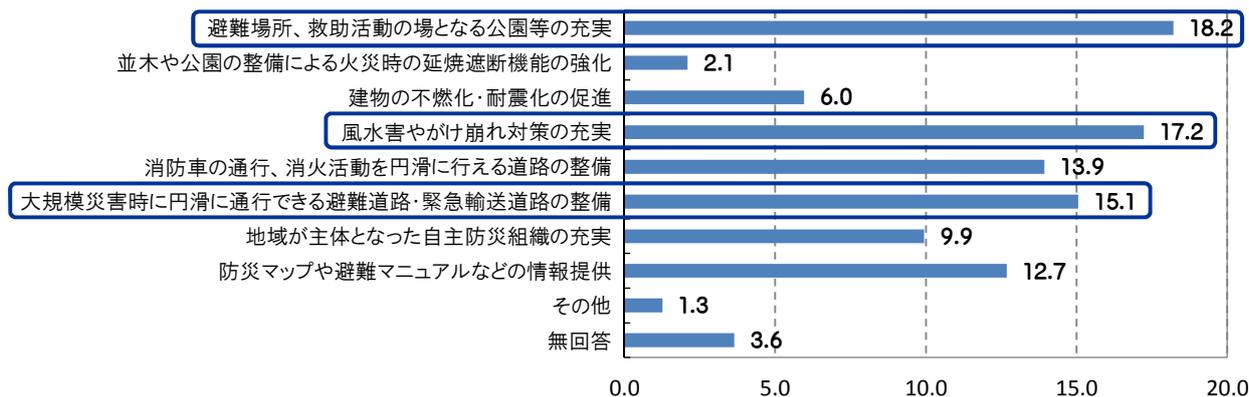
⑨防災について今後どのような取組みに力をいれていく必要があるか

防災については「避難場所、救助活動の場となる公園等の充実」、「風水害やがけ崩れ対策の充実」、「大規模災害時に円滑に通行できる避難道路※43・緊急輸送道路※44の整備」といった安全なハード面の整備が求められています。

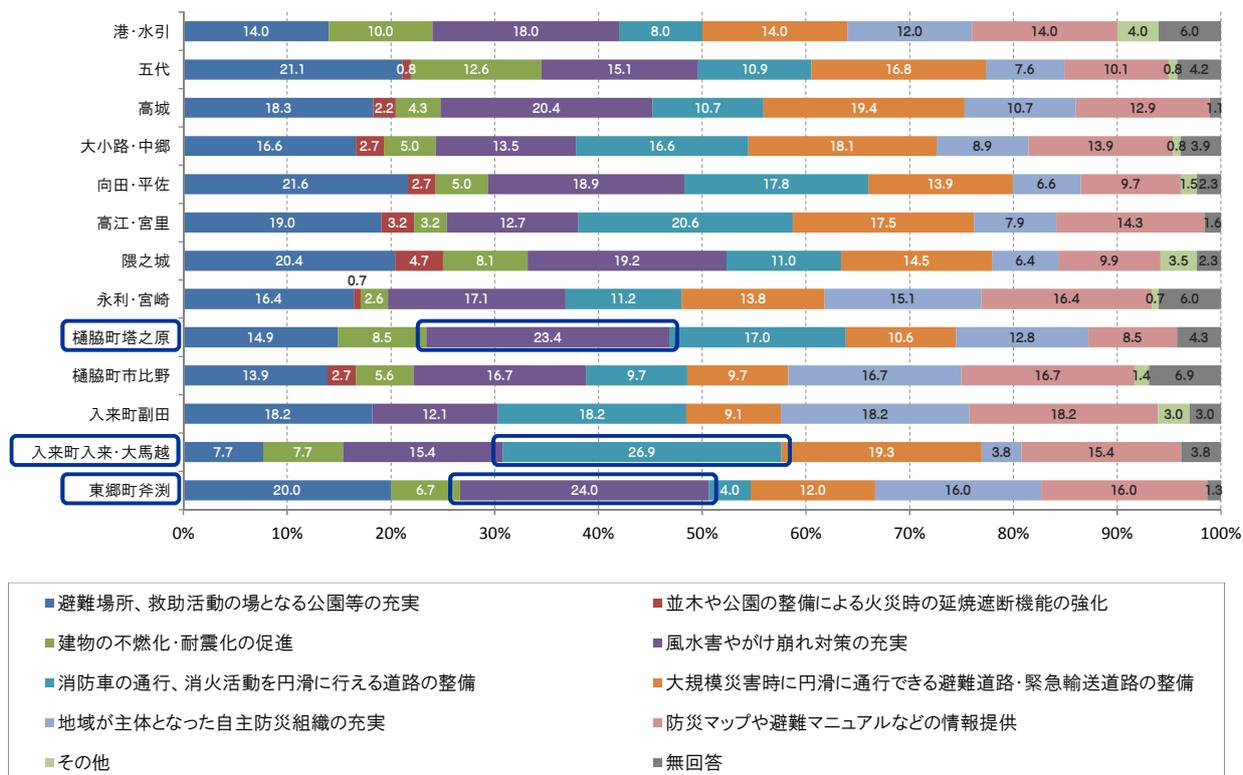
地域別に見ると、樋脇町塔之原や東郷町斧渕では「風水害やがけ崩れ対策の充実」、入来町入来・大馬越では「消防車の通行、消火活動を円滑に行える道路の整備」を求める割合が高くなっています。

問 17. 防災の取組み (%)

MA=1,428



問 17 の居住地域別まとめ



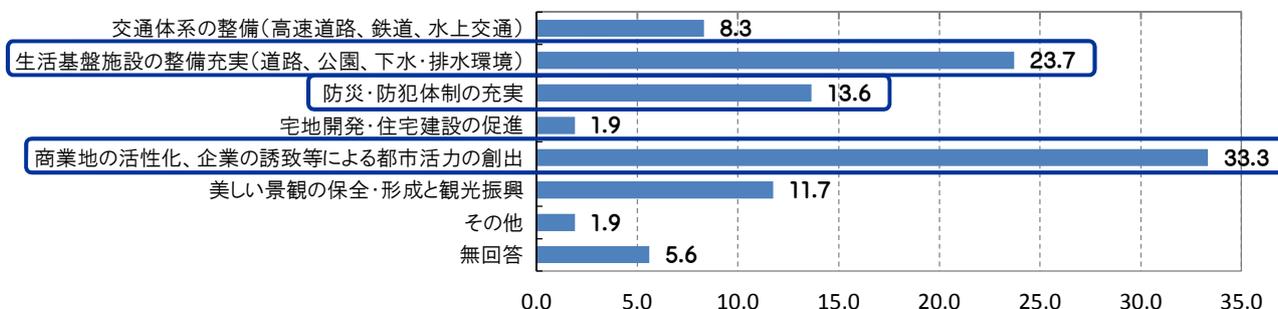
※43 (125 ページ)、※44 (116 ページ)

⑩市全体のまちづくりとして今後どのような取組みに力をいれていく必要があるか

市全体のまちづくりへの今後の取組みについては「商業地の活性化、企業の誘致等による都市活力の創出」に対する取組みへの要望が最も多く、次いで「生活基盤施設の整備充実（道路、公園、下水・排水環境）」、「防災・防犯体制の充実」と続いています。

問 18. 薩摩川内市全体の取組み（％）

MA=894

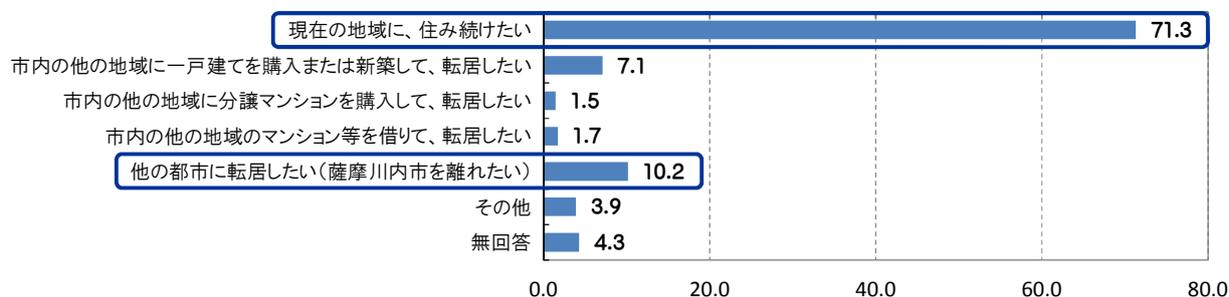


⑪今後もお住まいの地域に住み続けたいかについて

7割以上の回答者が「現在の地域に、住み続けたい」と回答しており、「他の都市に転居したい（薩摩川内市を離れたい）」希望は1割程度となっています。

問 19. 今後も住み続けたいか（％）

n=816



第3章 都市づくりの課題

都市概況や、市民アンケート、ワークショップでの市民の皆様のご意見をもとに、項目ごとに課題の整理を行いました。

①土地利用に関する課題

・ 中心市街地の活性化

<現況・問題点等>

- 国道3号を中心とした向田地区から川内駅にかけての商業地域においては、用途混在^{※1}や低密な空間利用状況が見られ、中心市街地としての魅力が不足している状況にあります。
- アンケート・WSの市民意向においても、商店街の活性化、商店街近くへの駐車場の確保等、中心市街地における商業機能の充実が求められています。

<課題>

- 計画的な土地利用更新の誘導、高次都市機能^{※2}の集積の誘導、駐車場の適正配置の誘導、空き地、空き店舗等の有効活用を図りつつ、利便性の向上とにぎわいづくりによる魅力向上が必要となっています。

・ 沿道商業業務施設の適切な立地誘導

<現況・問題点等>

- 国道3号及びその他の主要幹線道路沿線には、沿道型の商業業務施設が集積しています。

<課題>

- 各幹線道路沿道の沿道型商業サービス地^{※3}においては、周辺の良い住宅地との調和を図りつつ、適切な立地誘導を推進していく必要があります。

・ 地域の中心を担う市街地の機能更新と活力維持

<現況・問題点等>

- 樋脇、入来、東郷の中心地は、身近な店舗や事業所、公共施設等の施設が立地し、市町村合併後においても、地域住民の日常生活を支える拠点となっています。
- 利便性の高い中心地に集住することが求められています。(WS)
- 温泉を活かした観光地となっている樋脇の市比野地区や入来の副田地区は、かつてのにぎわいを失いつつあります。
- 樋脇の市比野地区、入来の副田地区の温泉資源、施設の有効活用が求められています。(WS)

<課題>

- 日常生活を支える機能の維持とともに一定の機能集積を誘導し、地域の人々が歩いて暮らせる生活利便性の高い複合的な土地利用を図る必要があります。
- 地域住民の生活や観光客の両者にとって魅力を感じさせる機能の充実と空間形成への取組みが必要です。

※WS：ワークショップ^{※4}での市民意向

※1 (126 ページ)、※2 (117 ページ)、※3 (114 ページ)、※4 (127 ページ)

・ 中心市街地における利便性の高い住宅地の形成

＜現況・問題点等＞

- 川内駅周辺や向田地区の中心市街地においては、他地区に比べ中高層の建物が集積していますが、未利用地も多く見られます。

＜課題＞

- 利便施設が集積し、高密な土地利用を図るべき中心市街地においては、市民の価値観や生活様式の多様化に対応した都市型住宅地^{※5}の形成を図ることが必要です。

・ ゆとりある良好な住宅地の形成

＜現況・問題点等＞

- 既成市街地^{※6}内の住宅地に加え、土地区画整理事業による新たな住宅地が整備されています。

＜課題＞

- 中心市街地の周辺の既成市街地や土地区画整理事業等で基盤整備された新市街地^{※7}については、住み続けられるゆとりある良好な住環境の維持・形成を図ることが必要です。

・ 既存の住宅地における住環境の改善

＜現況・問題点等＞

- 用途地域では平佐地区、御陵下地区、宮内地区、用途白地地域では、田崎町、宮崎町、高江町、東郷町斧渕の一部において、木造住宅が多く、かつ、幅員 4m未満の道路が多いという問題が目立ちます。
- アンケートの結果、住宅地において、空き家問題、生活道路の未整備、地震・火災への対応等の関心が高くなっています。
- 基盤未整備地区^{※8}の道路が狭く、住環境の向上が求められています。(WS)

＜課題＞

- 空き家の管理または活用、生活道路が狭い市街地での防災力の向上、建物の耐震化や老朽化への対応など、既存の住宅地における安全・安心につながる住環境の改善が必要です。

※5 (122 ページ)、※6 (115 ページ)、※7 (120 ページ)、※8 (115 ページ)

・ 既存工業地の有効活用

＜現況・問題点等＞

- 宮内地区、高城地区、港地区、各地区内において、工業用地が形成され、本市の産業構造を支える役割を担っています。
- 港地区の工業団地は、重要港湾※9 川内港に近いという立地条件に恵まれており、今後も工業団地として、更なる活用が求められています。(WS)
- 入来地区では、工場閉鎖に伴い大規模な工場跡地が残されています。
- 入来地区では、大規模工場跡地の有効活用が求められています。(WS)

＜課題＞

- 各工業地については、周辺住宅地との調和を図りつつ、良好な工業環境の維持・形成を進めていく必要があります。
- 工業地として位置づけている工場跡地の今後の利活用を検討していく必要があります。

・ 川内港やインターチェンジ等の機能を活かした計画的な土地利用

＜現況・問題点等＞

- 川内港や南九州西回り自動車道などの大型プロジェクトが進行しています。
- 薩摩川内都インターチェンジや薩摩川内高江インターチェンジ、薩摩川内水引インターチェンジ周辺の活用が求められています。(WS)

＜課題＞

- 整備の動向等を見据え、広域交通網の特性を活かした効果的で計画的な土地利用のあり方を検討する必要があります。

・ 無秩序な開発の抑制による低密な市街地の分散防止

＜現況・問題点等＞

- 用途地域の縁辺部や用途白地地域の幹線道路沿道では、小規模な宅地開発が多く見られます。
- 小規模な開発が多く、住環境が良くない住宅地が見られます。(WS)

＜課題＞

- 田園地域等において営農環境の維持と低密な市街地の分散防止のためには、無秩序な開発の抑制と計画的な市街地形成を誘導していく必要があります。

・ 良好な緑地や水辺、歴史的資産の保全と活用

＜現況・問題点等＞

- 用途白地地域には、山林、農地が多数存在するほか、本市を象徴する川内川が市の中心部を東西に流れています。
- 川内川は自然が豊かで誇りある自然の資源であり、本市の魅力の一つとなっています。(WS)
- 市街地周辺の田園景観、丸山自然公園、向山自然公園、八幡河川公園、湯の滝公園等は、本市の魅力あるスポットとなっています。(WS)

＜課題＞

- 本市は魅力ある景観を構成する山並みや田畑、川内川などの水辺空間といった自然的資源、武家屋敷群や城跡など価値の高い歴史的資産が存在しており、それらの積極的な保全と活用を図る必要があります。

・優良農用地及び農村集落の維持・保全

＜現況・問題点等＞

- 未利用地及び耕作放棄地において、太陽光発電等の再生可能エネルギー施設の立地が見られます。
- アンケートの結果、耕作放棄地の解消（市民農園化や景観作物等の栽培への利用等）、補助や助成制度の充実による農地の積極的な保全に対する要望が多くなっています。
- 農地の維持・保全・活用が求められています。（WS）
- ゆとりある農業集落地としての維持が求められています。（WS）

＜課題＞

- 優良農用地については、積極的に保全し営農環境の維持を努めるとともに、美しい田園景観と共生する農村集落の生活環境を維持・保全していくため、無秩序な市街化を防止する必要があります。

②市街地整備に関する課題

・市街地開発における効果的な対応策の検討

＜現況・問題点等＞

- 中心市街地では、店舗数の減少、空地化や駐車場の点在など、市街地全体としての空洞化^{※10}の傾向が見られます。
- 向田地区の商店街の空洞化、駐車場不足を解消し、商業拠点としての活性化が求められています。（WS）

＜課題＞

- 中心市街地の有効な土地利用や全体的なにぎわいの再生等、活性化に向けた取組みが必要です。

・土地区画整理事業完了地区における適切な建築誘導

＜現況・問題点等＞

- 中郷地区、第二中郷地区、川内駅周辺地区においては、土地区画整理事業による基盤整備が完了し、新しい市街地が形成されつつあります。

＜課題＞

- 良好な市街地形成を誘導し、その環境を保全するためには、建物用途や規模、景観への配慮や地区のルール等について考えていく必要があります。

・土地区画整理事業の計画的な事業推進

＜現況・問題点等＞

- 天辰第一地区、温泉場地区においては、土地区画整理事業が実施され、現在施行中となっています。

＜課題＞

- 各事業区域における良好な住環境を形成するためには、計画的な土地利用とともに、美しいまち並みの誘導を図ることも考えていく必要があります。

※10 (116 ページ)

・ 土地区画整理事業による整備の検討

<現況・問題点等>

○九州新幹線の全線開業や南九州西回り自動車道等の高速交通網の整備により、日常的な生活行動の範囲の拡大が考えられます。

<課題>

○通勤圏の拡大に伴い、本市への定住促進、定住人口の増加を図るため、土地区画整理事業等による市街地整備を推進し、計画的な宅地供給を検討していく必要があります。

・ 市街地開発における効果的な対応策の検討

<現況・問題点等>

○既成市街地では、狭あい道路^{※11}が多く緊急車両の進入が困難な地域や身近な公園が不足する地域等が見られます。

<課題>

○土地利用更新の促進、地区内幹線道路等の整備や狭あい道路の拡幅整備、身近な公園の整備に向け、市街地開発等も含めた地域の実情にあった改善策の検討が必要です。

・ 川内川川内市街部改修^{※12}と合わせた市街地の形成

<現況・問題点等>

○洪水が頻発する川内川流域の治水安全度向上を図るため、川内市街部の河川改修が計画されており一部実施しています。

<課題>

○川内川の川内市街部改修による河川整備と土地区画整理事業等による市街地の基盤整備を合わせ、効率的な市街地形成を目指すとともに、河川空間を活かした魅力ある空間形成の検討が必要です。

③都市施設（道路・交通）に関する課題

・ 「2環状8放射道路網^{※13}」の構築促進による円滑な交通体系^{※14}の実現

<現況・問題点等>

○市の中心部を東西に流れる川内川、南北を縦断する鉄道など、地域を分断する地理的な条件から、一定の路線への負荷が大きく市街地内の円滑な移動を支える交通網が不足しています。
○外環状道路の整備実現が求められています。(WS)
○長期的な視点による道路づくり、計画の実現が求められています。(WS)

<課題>

○地理的分断の解消による市街地内の円滑な交通網の実現に向け、「2環状8放射道路網」の構築による円滑な移動を支える道路ネットワークの形成を促進する必要があります。

※11 (115 ページ)、※12 (120 ページ)、※13 (124 ページ)、※14 (117 ページ)

・地域公共交通ネットワークの強化

<現況・問題点等>

- 九州新幹線の全線開業に伴い、川内駅周辺においては駅勢圏※15の拡大が見込まれ、川内駅利用者が増加しています。
- 肥薩おれんじ鉄道駅及びバスとの連携強化が求められています。(WS)
- 乗り合いタクシーの整備が求められています。(WS)

<課題>

- 川内駅周辺では、交通サービス及び駅の利便性の向上につながる交通結節機能※16の強化によるアクセス性の向上を図る必要があります。
- 各地域の移動手段としての地域公共交通ネットワークを強化する必要があります。

・広域的な交流を促進する各拠点間のアクセス強化

<現況・問題点等>

- 九州新幹線の全線開業や南九州西回り自動車道の整備等により、鹿児島市などとの広域的な都市間の移動が可能となります。
- 幹線道路（県道山崎川内線、主要地方道川内郡山線、県道吉川川内線等）の早急な拡幅や整備が求められています。(WS)
- 川内港ターミナル※17を拠点とした地域振興や交流への活用が求められています。(WS)
- インターチェンジへのアクセス道路を整備し避難道路としても位置づけることが求められています。(WS)

<課題>

- 都市間交流の活性化のためには、交通の円滑化を図るとともに、広域的な交通の玄関口と川内の中心市街地や各地域の中心部等をネットワーク化するなど、交通アクセスの強化を図る必要があります。

・安全・安心な生活道路の改善・整備

<現況・問題点等>

- 用途地域では平佐地区、御陵下地区、宮内地区、用途白地地域では、田崎町、宮崎町、高江町、東郷町斧渕の一部において、木造住宅が多く、かつ、幅員4m未満の道路が多いという問題が際立っています。
- 川内駅東、国分寺町、宮内町は人口密度が高い地区でありながら、幅員4m未満の道路が多いという問題があります。
- アンケートの結果、生活道路の幅員や通りやすさ、歩道等の歩きやすさに関する不満度が高い傾向が見られます。
- 安全な歩行空間の整備が求められています。(WS)

<課題>

- 身近な道路の安全性の維持・向上のために、カーブミラーや街路灯等の交通安全施設の充実、幅の狭い生活道路の拡幅、地域内の主要な道路の整備や歩道の確保等、生活道路の改善及び維持が必要です。

※15 (114 ページ)、※16 (117 ページ)、※17 (120 ページ)

・商業地における駐車場や駐輪場の整備

<現況・問題点等>

- アンケートの結果、中心市街地の活性化に関連し、商店街付近の大型駐車場等の利便性が求められています。
- 中心市街地における駐車場不足が問題視されています。(WS)

<課題>

- 買い物客の利便性や市街地の回遊性の向上のために、アーケード街等の商業地における駐車場や駐輪場のあり方について検討が必要です。

・道路等の長寿命化

<現況・問題点等>

- 道路等については高度経済成長期に整備したものが大半であり、今後、維持・管理費が増大することが予想されます。

<課題>

- 維持・管理費の削減と予算の平準化を目的とした各施設の長寿命化修繕計画に基づき、より効果的・経済的な維持・管理を行う必要があります。

④都市施設（公園・緑地）に関する課題

・身近な公園・緑地の整備による公園不足地区の解消

<現況・問題点等>

- 用途地域の特に平佐地区、国分寺地区等においては、人口密度が高いにも関わらず、身近な公園が整備されていない状況にあります。
- 用途白地地域においても、隈之城地区や永利地区、入来町副田地区など、ある程度の人口密度があるにも関わらず、身近な公園が整備されていない地区が見られます。
- アンケートの結果、今後の公園に対する取組みとして、「身近な公園や広場の整備」に対する要望が最も多くなっています。
- 隈之城・永利・宮崎地区において大きな公園施設がないとされています。(WS)

<課題>

- 市民が身近に憩い集える住区基幹公園^{※18}や都市基幹公園^{※19}の施設の充実、公園不足地区の解消を図るとともに、都市公園^{※20}の補完につながる緑地や児童遊園等の施設整備と連携した取組みが必要です。

※18 (119 ページ)、※19 (122 ページ)、※20 (123 ページ)

・魅力的な水辺空間等の整備・活用

＜現況・問題点等＞

- 本市のシンボルでもある川内川をはじめとする河川の水辺空間は、市民生活に潤いを与える貴重なオープンスペースですが、河川敷等の水辺空間に集う市民が少なくなっています。
- 川内川河川敷の有効活用及び高城川、銀杏木川の整備が求められています。(WS)

- 隈之城川は、河川脇の竹が茂っているため、舗装等による安全性・快適性の向上及び良好な河川空間としての整備が求められています。(WS)

＜課題＞

- 市街地内では、河川が持つ特性を活かし、河川空間をレクリエーション活動等に活用し、市街地における快適性の向上を図ることが必要です。

- 郊外や田園地域では、水辺空間が美しい風景の骨格を形成していることを踏まえ、河川環境の保全・整備を図ることが必要です。

・災害時の避難場所や地域の防災活動の拠点となる公園・緑地の確保

＜現況・問題点等＞

- 地震や洪水などの自然災害に対応した都市づくりの視点が求められています。
- アンケートの結果、防災の取組みとして、「避難場所となる公園等の充実」に対する要望が最も多くなっています。

＜課題＞

- 公園や緑地は、災害時の避難場所や地域防災活動の拠点を担う施設であり、適切な配置や整備のあり方を検討していく必要があります。

・自然的・歴史的資産を活用した公園・緑地の維持・活用

＜現況・問題点等＞

- 唐浜海岸の白砂青松、寺山、日笠山、向山といった大小の山々等、多くの自然に恵まれています。
- 薩摩国分寺跡、清色城跡、入来麓地区に残る武家屋敷群など、その周囲の豊かな緑地も含めて魅力ある歴史的価値の高い歴史・文化遺産が残っています。
- 川内川宮里公園、清水ヶ岡公園、八幡河川公園、湯之滝公園、丸山自然公園などが、魅力ある公園としてあげられています。(WS)
- 丸山自然公園のスポーツ・レクリエーション機能の充実が求められています。(WS)
- 寺山いこいの広場の駐車場などの施設充実が求められています。(WS)

＜課題＞

- 本市の貴重な自然的・歴史的資産については、その自然環境や景観を維持しつつ、市内外からの来訪者の憩いの場、体験・学習の空間として活用していく必要があります。

・公園施設の適正な維持・管理と市民参画参加の推進

<現況・問題点等>

- 身近な公園を快適に利用するため、適切な維持・管理が求められます。

<課題>

- 施設の維持・管理は指定管理者制度^{※21}による管理や市民・自治会等による自主管理などにより、適切に行われているものの、施設等の老朽化に対応した計画的な修繕や更新の必要があります。

⑤都市施設（その他）に関する課題

・地域の実情に応じた排水施設の整備促進

<現況・問題点等>

- 公共下水道の計画区域のうち、未整備の地域が半分以上残っています。

<課題>

- 公共下水道未整備の地域では、単独浄化槽や汲み取り式便所が多く、生活雑排水が未処理となっているため、公共下水道の整備促進が必要です。

- 公共下水道以外の汚水処理施設として、農業集落排水施設^{※22}やコミュニティ・プラント^{※23}等が整備されていますが、市全体の汚水処理人口普及率は県平均と比較して低い状況にあります。

- 公共下水道等の集合処理以外の区域では、小型合併処理浄化槽^{※24}の普及促進が必要です。

・その他都市施設の長寿命化

<現況・問題点等>

- 川内汚泥再生処理センター、川内クリーンセンター、川内葬斎場などは長期的に利用する施設であり、老朽化への対策が求められます。

<課題>

- 長期的な視点に立ち、各施設の長寿命化計画^{※25}の策定と、見直しに合わせた適切な維持・管理の方針が必要です。

※21 (119 ページ)、※22 (125 ページ)、※23 (118 ページ)、※24 (115 ページ)、※25 (122 ページ)

⑥景観に関する課題

・河川景観の保全・活用

<現況・問題点等>

- 県立自然公園※26に指定されている川内川を始めとした河川は、多様な生態系を育む自然環境であり、本市の美しい風景の重要な資源でもあります。
- 川内川は、風光明媚かつ誇りある自然の資源であり、川内川の活用が求められています。(WS)
- 川内川は、眺めが良く、また、鮎など多く捕れ、河川敷が散歩コースに良いなどの魅力があります。(WS)
- 樋渡川や田海川は水がきれいです。(WS)
- 美しい水の風景の活用が求められています。(WS)

<課題>

- 河川そのものの環境の保全とともに、美しい風景を構成する資源としての景観のあり方を考える必要があります。
- 市民が景観を楽しむためには、良好な水辺景観を活用した魅力ある空間づくりを考えていくことも必要です。

・緑地景観の保全・活用

<現況・問題点等>

- 神亀山や寺山、丸山などは、市街地の背景となる景観を形成しています。
- 寺山は、川内川とその景観を活用し、寺山いこいの広場の整備充実が求められています。(WS)
- 丸山は、落石が危険で登山ができない状況にあります。(WS)

<課題>

- 山地・丘陵地の自然環境の保全と、地域のシンボルを担う緑地としての景観の両面から、森林の維持・保全に努めることが必要です。

・歴史的景観の保全・活用

<現況・問題点等>

- 清色城跡や入来麓地区の武家屋敷群など、本市には多くの遺跡や史跡が点在しています。
- 入来麓伝統的建造物群保存地区への注目度が増加(活性化)しており、継続的な観光客の確保が求められています。また、城山の崩壊防止が求められています。(WS)
- 大宮神社は神舞と君が代の発祥の地として魅力があります。(WS)
- 歴史・景観資産の整備・案内が不十分という意見があります。(WS)

<課題>

- 歴史的景観は一度失うと二度と元には戻らない、本市の歴史を今に伝える貴重な資産であり、特徴ある景観であることから、後世に伝えていくためには、適切な保全・活用を図る必要があります。

⑦防災に関する課題

・河川流域における洪水対策や平地部等での浸水対策

<現況・問題点等>

- 川内川や樋脇川をはじめとする多くの河川は、生態系を育み、潤いのある空間形成に不可欠な貴重な本市の資源となっていますが、一方では、集中豪雨による河川の氾濫などの浸水被害に幾度も見舞われています。
- 近年の局地的な豪雨や台風による水害に対し、安心して暮らせる都市づくりの視点が不可欠です。
- アンケートにおいて、「風水害・土砂災害への対策」の取組みを重要視する割合が高くなっています。
- 川内川は洪水への不安が常にあるとの声があがっています。(WS)
- 高城川、隈之城川、樋脇川の防災が求められています。(WS)
- アンケートにおいても、塔之原や斧淵では、風水害やがけ崩れ対策の充実が求められています。

<課題>

- 河川流域での洪水対策や、水防活動^{※27}の強化を目的とした整備、市街地における内水被害への対策を迅速に進めていく必要があります。
- 都市全体の保水力を維持するためには、農地の持つ貯水・遊水機能^{※28}を踏まえ、田園地域における無秩序な開発を抑制する必要があります。

・災害時の避難経路や避難場所の安全性の確保

<現況・問題点等>

- 地盤の低い地区や道路が狭い住宅地等、災害に脆弱な市街地も見られます。
- 川内川を渡る橋が必要です。(WS)
- 上平の防災設備、避難設備が求められています。(WS)
- 隈之城駅周辺は水害時に避難できる場所がありません。(WS)
- 隈之城小付近の堤防整備が求められています。(WS)
- 入来麓から久木宇都への旧道は、がけ崩れの危険があります。(WS)

<課題>

- 災害に対する危険性の高い地域では、避難路や避難場所の安全性の確保、救助等の緊急車両の進入や、物資の輸送等を支える緊急輸送道路の沿道の耐震改修の促進など、大規模災害に備えた対応が必要です。

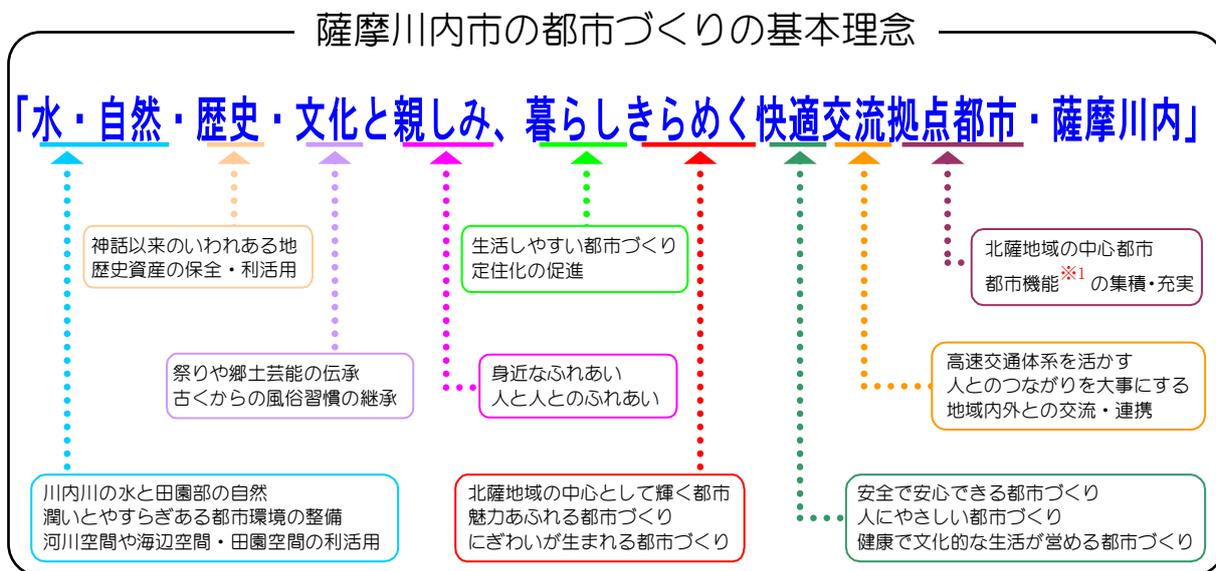
※27 (120 ページ)、※28 (126 ページ)

第4章 薩摩川内市の将来都市像

4-1 都市づくりの基本理念

薩摩川内都市計画区域においては、本市の都市づくりの指針である「第2次薩摩川内市総合計画」で掲げられている「人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内」という将来都市像を踏まえた都市づくりの実現を目指す必要があります。

そこで今後の都市づくりのあり方として、平成19年3月に策定した都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本理念を継承し、その実現に向けた基本方針について社会情勢の変化等に伴う見直しを行い、新たな基本方針として掲げることとします。



※1 (122 ページ)

4-2 都市づくりの基本方針

都市機能の集積により躍動する交流拠点都市としての確立

九州新幹線や南九州西回り自動車道などの高速交通体系との連携による産業・経済・文化・観光などでの広域交流圏の拡大化に対応し、川内駅が有する交通結節機能の維持・向上や南九州西回り自動車道インターチェンジへの交通ネットワークの強化、高度情報通信化への対応、公共交通機関の利用促進などを図ります。

それらとともに、地域拠点への都市機能の集積・充実、公共交通ネットワークとの連携等による多極ネットワーク型コンパクトシティ※2の形成を図りつつ、都市全体の活力を牽引し、北薩地域の中心都市として躍動する交流拠点都市づくりを目指します。

自然や歴史、文化と人々の暮らしが育む豊かな都市環境の創造・活用

一級河川川内川をはじめその支流の高城川、隈之城川、八間川、樋脇川や市比野川など、多くの河川や豊かな自然環境の保全・利活用を図るとともに、本市固有の風土と人々の暮らしにより醸成されてきた貴重な歴史や文化を育みつつ、豊かで潤いある暮らしの舞台としての都市環境の保全・創出を目指します。また、その豊かな都市環境を活かすことにより、多様な魅力を有する都市づくりを目指します。

計画的な土地利用・都市施設の機能的な配置による快適で安全・安心な生活空間の形成

効率的な都市活動の基盤づくりとして、無秩序な開発を抑制し、計画的な土地利用の誘導と社会資本整備を図ります。

また、都市防災や環境・エネルギー対策に配慮しつつ、道路・河川・公園・公共下水道など都市施設の機能的な配置を図り、快適で安全・安心な生活空間の形成を目指します。さらには、九州新幹線や南九州西回り自動車道などの高速交通体系を活かした、計画的な市街地整備等による宅地の利用増進を図るなど、県都鹿児島市などへの通勤圏内として本市の定住人口の増加による都市活力の維持・向上を目指します。

※2 (121 ページ)

4-3 都市づくりの進むべき姿

(1) 今、コンパクトシティを目指すのは

現在、日本全国多くの都市において人口減少と少子高齢化が深刻な課題となっており、それを踏まえた都市づくりは避けられません。そこで、目指すべき都市づくりの姿の一つとして「コンパクト+ネットワーク」が国において示されています。

これは「自動車利用を前提とした新たな土地への財政投資による市街地を整備する形での都市の発展・拡大」を目指したこれまでの都市づくりから、すでに整備されてきた市街地の商業・医療・福祉といった都市機能施設を活用・集約した拠点を形成し、歩いて暮らせるまちとするとともに、その拠点間を公共交通でネットワーク化した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現により、都市の活力を維持・創出し持続可能な都市構造を目指すものです。

薩摩川内市においても、川内地域を中心とした北薩地域の拠点を担う市街地をはじめ、歴史的な市街地、温泉地等、多様なタイプの拠点となる既成市街地を各地に有しており、それらを活かして誰もが暮らしやすく安心して住み続けられる都市づくりを行う必要があります。

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」が形成されることで、市民や事業者、行政等には以下のようなメリットがあります。

市民のメリット

- 拠点内で過度に車に頼らず、高齢者をはじめ誰もが歩いて買い物や病院に行くことが可能
- 拠点間の公共交通の利用により大型商業施設や総合病院に移動可能
- 地域の特徴を活かした拠点の形成により、地域コミュニティの活性化・維持が図られる

事業者*のメリット

- 施設利用者人口の確保が図られる
- 様々なサービスの効率化が可能
- 既存施設の活用等により事業投資の効率化が可能

行政のメリット

- インフラ整備、維持・管理費の抑制
- 商業、医療、福祉等都市づくりに関する支援の集中投資による財政の効率化
- 既成市街地の活性化

その他のメリット

- 医療・福祉：歩いて暮らせるまちづくりによる高齢者の健康増進及び社会保障費の抑制
- 地球環境：CO₂排出削減による温暖化防止
- 防災：集住による迅速、効率的な避難誘導

※商業、医療、福祉等を経営する者

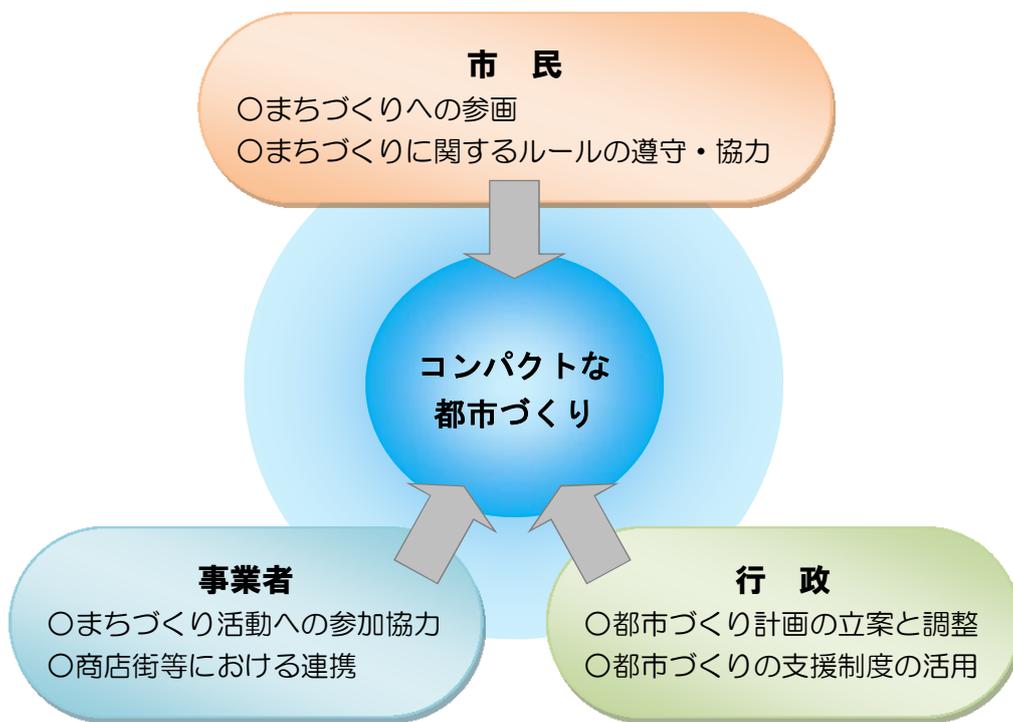


図 32 コンパクトな都市づくりへの取組み

(2) 薩摩川内市の都市づくりの進むべき姿

- 高次の都市機能を有する中心的な拠点となる中心市街地と日常的な生活サービス機能、防災機能等を提供する地域拠点の配置形成及び公共交通ネットワークの最適化により、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を図ります。
- 都市形成にあたっては、公共施設跡地や空き家、空き店舗等を有効に活用するとともに、ICT、次世代エネルギー等の技術導入を図り、それぞれの地域に対応した生活支援サービスの提供に努めるなど、地域資源を活用した地域環境の形成を図ります。

(3) 多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた拠点の考え方

【都市拠点】

- 中心市街地を「都市拠点」と位置づけ、地域の核となる医療・福祉・商業等の生活サービス機能の充実及び鉄道やバス等による公共交通ネットワークの再構築による機能強化を図り、広域交流が可能である川内駅の利便性を活かした、にぎわいのある北薩地域の陸の玄関としてふさわしいまちづくりの推進を図ります。また、点在する空き家、空き店舗等を有効に活用するとともに、民間活力、ICT、次世代エネルギー等の技術の導入により、都市型環境整備を進め他地域をリードする土地利用の形成を図ります。



川内駅周辺

【地域拠点】

- 樋脇の塔之原中心部及び市比野温泉街付近、入来の温泉場地区付近、東郷の斧渕で公共施設が集積する付近を「地域拠点」と位置づけ、各地域の特徴を活かした地域拠点としての形成を図ります。
- 塔之原中心部及び市比野温泉街付近の地域拠点においては、地域住民の日常生活を支える商業・業務機能等の生活サービス機能の充実を図るとともに、地域住民等と連携し、来街者にとっても魅力ある観光地の育成に努め活性化を図ります。また、樋脇高校跡地等を有効に活用し、資源を活かしたまちづくりの推進を図ります。
- 温泉場地区付近の地域拠点においては、地域住民の日常生活を支える商業・業務機能等の生活サービス機能の充実を図るとともに、地域住民等と連携を行い、来街者にとっても魅力ある観光地の育成に努め活性化を図ります。
- 斧渕地域の公共施設が集積する地域拠点においては、地域住民の日常生活を支える商業・業務機能等の生活サービス機能の充実を図ります。また、東郷小学校及び東郷中学校の統廃合後の跡地については、まちなかの資源としての有効活用を検討し、まちづくりの推進を図ります。



樋脇町市比野



入来町副田



東郷町斧渕

【流通・産業拠点】

- 川内港ターミナル周辺を「流通・産業拠点」と位置づけ、川内港と甌島間を結ぶ高速船やバス等による交通結節機能を活かし、観光を含めた地域内外の交流を促進するとともに、重要港湾川内港と西回り自動車道インターチェンジ周辺に配置する特定用途制限地域^{※3}等と連携し広域交通体系の利便性を活用した流通・産業拠点としての形成を図ります。



川内港ターミナル

【広域的な防災拠点】

- 薩摩川内市総合運動公園を「広域的な防災拠点」と位置づけ、日常的な交流拠点であるとともに、次世代エネルギー等の様々な手法を用い、災害時における避難所としての機能充実と併せて、身近な公共施設である小中学校等との連携に努め、広域的な防災拠点としての形成を図ります。



薩摩川内市総合運動公園

※3 (122 ページ)

【防災医療拠点】

○市民病院周辺を「防災医療拠点」と位置づけ、日常的な市民の利用とともに、災害発生時に広域的な災害医療を担う機能を活かし、円滑な交通体系等の充実や様々な手法による機能充実と併せて、身近な公共施設である小中学校等との連携に努め、周辺地域を含めた防災医療拠点としての形成を図ります。



福祉の里

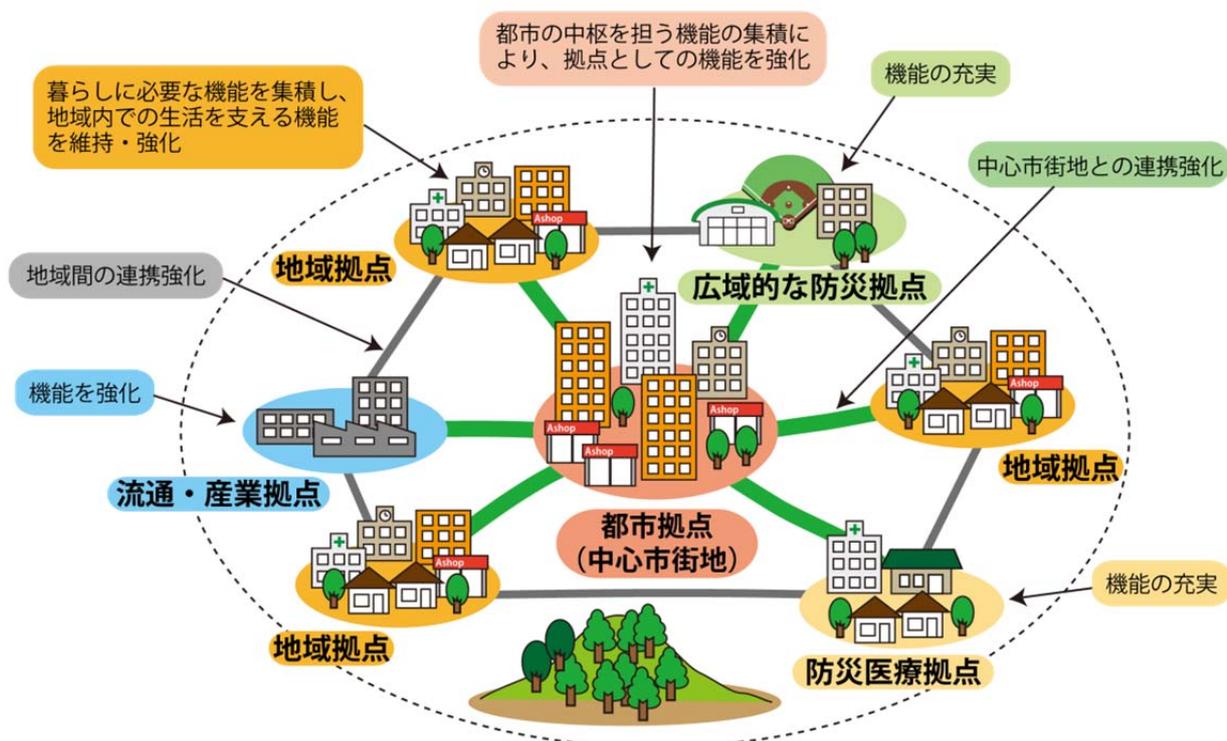
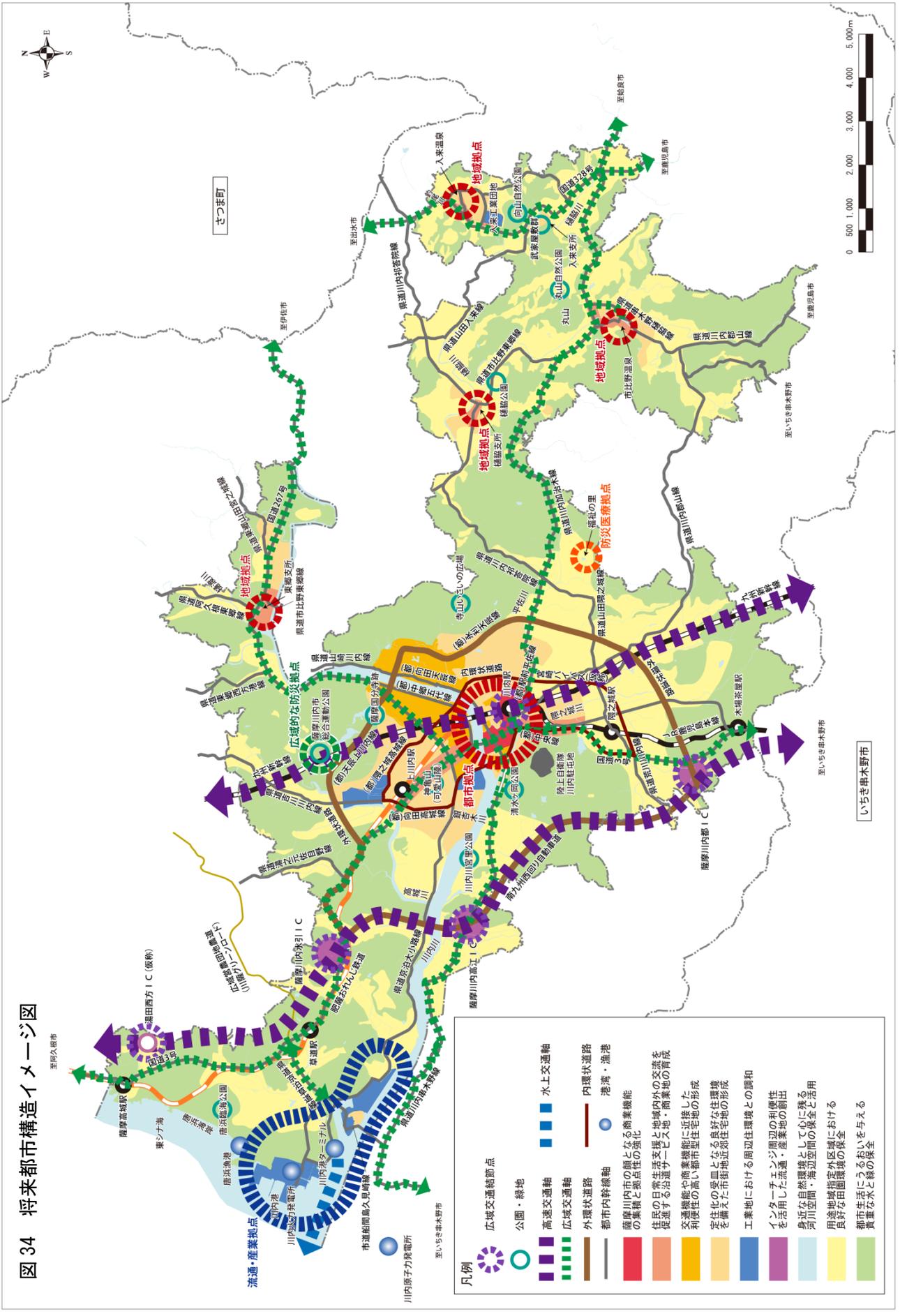


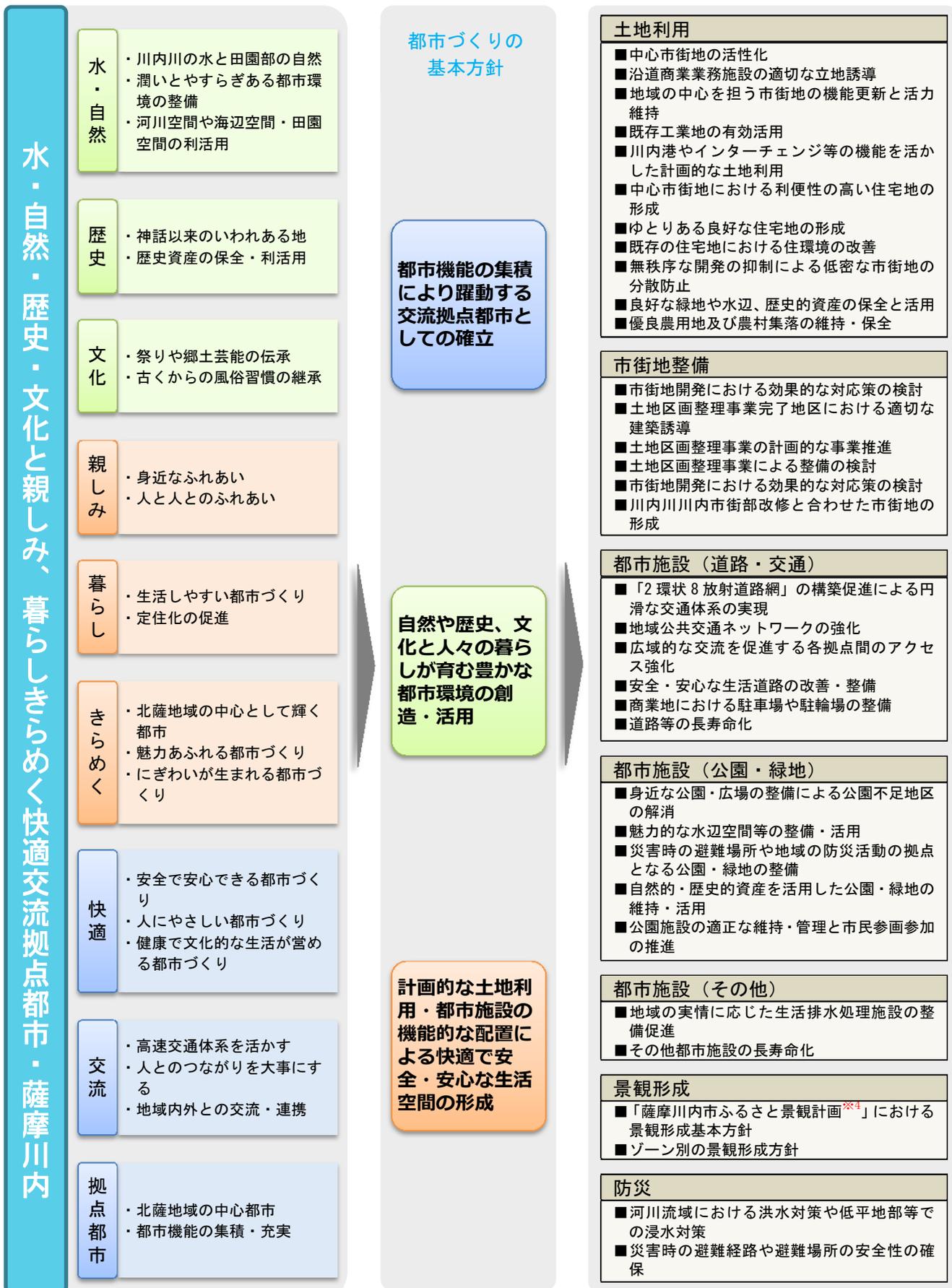
図 33 薩摩川内市における多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ

図 34 将来都市構造イメージ図



凡例	
● (緑)	広域交通結節点
● (赤)	都市拠点
● (黄)	防災医療拠点
■ (紫)	高速交通軸
--- (緑)	広域交通軸
--- (茶)	外環状道路
--- (灰)	市域内幹線
● (青)	川内港
● (青)	唐浜港
■ (赤)	薩摩川内市の副都心となる商業機能の集積と拠点性の強化
■ (茶)	住民の日常生活や娯楽と地域内外の交通を促進する沿道身元二丁目地・商業地の形成
■ (黄)	交通機能や商業機能に近接した利便性の高い新興型住宅地の形成
■ (黄)	定住化の契機となる良好な住環境を備えた市街地周辺住宅地の形成
■ (青)	工業地における周辺住環境との調和
■ (紫)	インターネット型利便性の活用した流通・産業地の創出
■ (青)	身近な自然環境として心に響く河川空間・海沿空間の保全と活用
■ (黄)	用途地域指定外区域における良好な田園景観の保全
■ (緑)	都市生活にうるおいを与える貴重な水と緑の保全

4-4 都市づくりの体系



※4 (118 ページ)

第5章 全体構想

5-1 土地利用の方針

■ 中心市街地の活性化

- 川内駅周辺については、交通アクセス機能^{※1}及び交通結節機能の向上、広域的な交流や各種情報発信など複合的な機能を持つコンベンション施設等の都市基盤整備を図るとともに、次世代エネルギーの持つ福祉・防災・環境等の機能を活かし、“北薩地域の陸の玄関”として質の高い都市機能の集積による拠点性の強化に努めます。
- コンパクトなまちづくりを基本とし、中心市街地については商業・業務施設を集積・集約させ、必要に応じて建築形態規制^{※2}値の見直しを行う等により、土地の高度利用による都市機能更新を図りつつ、風格のある中心商業・業務地の形成と活性化を図ります。

■ 沿道商業業務施設の適切な立地誘導

- 国道3号沿道については、住民の日常生活支援と地域内外の交流を促進するため、沿道型商業施設の進出状況や背後地の住環境との調和を図りつつ、健全な沿道型商業サービス地としての育成に努めます。
- その他の幹線道路沿道については、周辺住民の日常生活支援を主体とした沿道型商業サービス地としての育成に努め、商業施設や住宅地の開発動向を注視しつつ、必要に応じて建築形態規制値の見直しや用途地域の設定などを検討します。

■ 地域の中心を担う市街地の機能更新と活力維持

- 樋脇、入来、東郷の地域の中心を担う市街地については、近隣住民の日常生活を支える商業・業務機能の集積を図り、周辺における快適な住環境の形成に寄与する各地域の拠点としての育成に努めます。
- 温泉等の地域資源を活かした商業地については、道路・公園等の基盤施設の整備を図りつつ、地域内のみならず来街者にとっても魅力ある観光・商業地としての育成に努め、活力ある商業地の形成を図ります。

■ 既存工業地の有効活用

- 既存工業地については、周辺の住宅環境や自然環境との調和を図りながら、良好な工業地の維持・保全に努めます。
- 川内港周辺地区については、電力の安定供給基地として、また、川内港と南九州西回り自動車道を活かす流通・産業拠点としての基盤整備を図り、企業誘致を積極的に推進します。
- 準工業地域については、大規模集客施設立地の規制及び用途の純化^{※3}を目的とした特別用途地区^{※4}を指定しており、適切な土地利用の誘導を図ります。
- 工場跡地の活用を検討するとともに、隣接する住宅地や山林などの周辺環境との調和に配慮し良

※1 (117 ページ)、※2 (116 ページ)、※3 (127 ページ)、※4 (122 ページ)

好な産業基盤の維持に努め、企業誘致を積極的に推進します。

■川内港やインターチェンジ等の機能を活かした計画的な土地利用

- 南九州西回り自動車道薩摩川内都インターチェンジ周辺については、流通関連産業などの進出が予想されるため、適正な流通・業務地の育成に努めます。
- 南九州西回り自動車道薩摩川内高江インターチェンジ周辺については、周辺の豊かな自然環境と調和した流通・産業地区の形成を検討します。
- 南九州西回り自動車道薩摩川内水引インターチェンジ周辺については、川内港を利用した海上交通による中国・韓国・東南アジア方面等との海外貿易と連携した流通・産業地区の形成を図ります。
- 南九州西回り自動車道インターチェンジ周辺については、適切な土地利用の規制・誘導により、交通利便性を活かした良好な住宅地の形成を図り、定住人口の増加に努めます。

■中心市街地における利便性の高い住宅地の形成

- 川内駅周辺については、川内駅東口の交通結節機能の強化に向けた基盤整備と中心市街地に近接した利便性の高い住環境の形成を目的に、土地区画整理事業等の面的整備※5も含め、地区の実情に応じた効果的な手法を活用することにより、既成市街地の更新を促進します。

■ゆとりある良好な住宅地の形成

- 中心市街地など生活利便の良い住宅地については、公共下水道の整備や都市型住宅の立地を促進するなど、生活環境の維持・向上を図ります。
- 土地区画整理事業や計画的な開発により、良好な都市基盤が整備されている住宅地や今後新たに整備・開発される住宅地については、次世代エネルギー等を用いた環境・福祉の充実を検討し、良好で潤いのある住環境の維持・向上を図ります。
- 今後計画的に宅地の利用増進を図っていく天辰第二地区等については、土地区画整理事業など面的整備手法の導入について地域住民の合意形成に努めるとともに十分な調査・検討のもと、高速交通体系を活かした通勤圏の拡大に伴う定住人口の増加に対応した計画的で効率的な住宅地の形成を図ります。
- 交通利便が良いにもかかわらず都市基盤施設の整備が進んでいない等の市街地環境の改善が必要な地区については、十分な調査・検討を行ったうえで、地域住民の意向等を確認するとともに、交通利便を活かした定住人口の増加の受け皿となる良好な住宅市街地に向けた市街地環境の改善、または新たな市街地の形成に向けた事業や制度等の導入を検討します。
- 低層住宅※6を中心とした住宅地については、一定の密度を維持しつつ、周囲の自然と調和した緑豊かでゆとりのある住環境の維持・形成を図ります。

■既存の住宅地における住環境の改善

- 基盤未整備地区については、災害時の影響を考慮し、空き家対策、建築物の耐震化、道路境界からの建築物の後退による道路用地の確保と整備など、適切かつ安全な住環境の形成を図ります。

※5 (126 ページ)、※6 (122 ページ)

■無秩序な開発の抑制による低密な市街地の分散防止

- 用途地域縁辺部^{※7}については、市街地への利便性の高い幹線道路沿いを中心に無秩序な農地の転用や小規模宅地開発などが見られることから、良好な田園景観や自然環境及び農地や樹林地の持つ遊水機能や保水機能^{※8}などを保全するため、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。また、住環境の保全及び農地との共生を図るため、きめ細かな建築形態規制値の再検討など地域の実情に応じた新たな土地利用規制・誘導策の導入について調査・検討を行います。
- 各地域における主要幹線道路沿道などにある住宅地は、沿道景観や周辺住環境に支障のないものについては商業・業務機能の立地を許容し、利便性の高い複合的な住宅地の形成を図ります。
- 主要幹線道路や都市幹線道路^{※9}の沿道及びこれらに近接する集落地については、無秩序な農地転用や小規模宅地開発などを抑制するとともに、ユニバーサルデザイン^{※10}に対応した道路や公園などの生活環境整備を進め、生活と一体となった田畑や河川、里山などと調和した集落住環境の維持・育成に努めます。
- 郊外部の集落については、地区の特色ある風土や伝統を活かした住環境の維持・保全に努めるとともに、市街地への交通利便性及び生活排水処理対策の推進など都市的住環境の向上を図ります。

■良好な緑地や水辺、歴史的資産の保全と活用

- 市街地の背景となっている山地・丘陵地の緑については、良好な都市環境を形成する重要な自然環境として保全に努めるとともに、市民に愛されるレクリエーションの場や暮らしに潤いを与える緑地として活用を図ります。
- 歴史的背景を有するシンボリックな山々については、その歴史・文化を後世に伝える場として保全・活用を図ります。
- 川内川をはじめとする市内を流れる河川や点在するため池の水と緑がもたらす潤いの水辺空間については、積極的な保全に努めて利活用を図ります。

■優良農用地及び農村集落の維持・保全

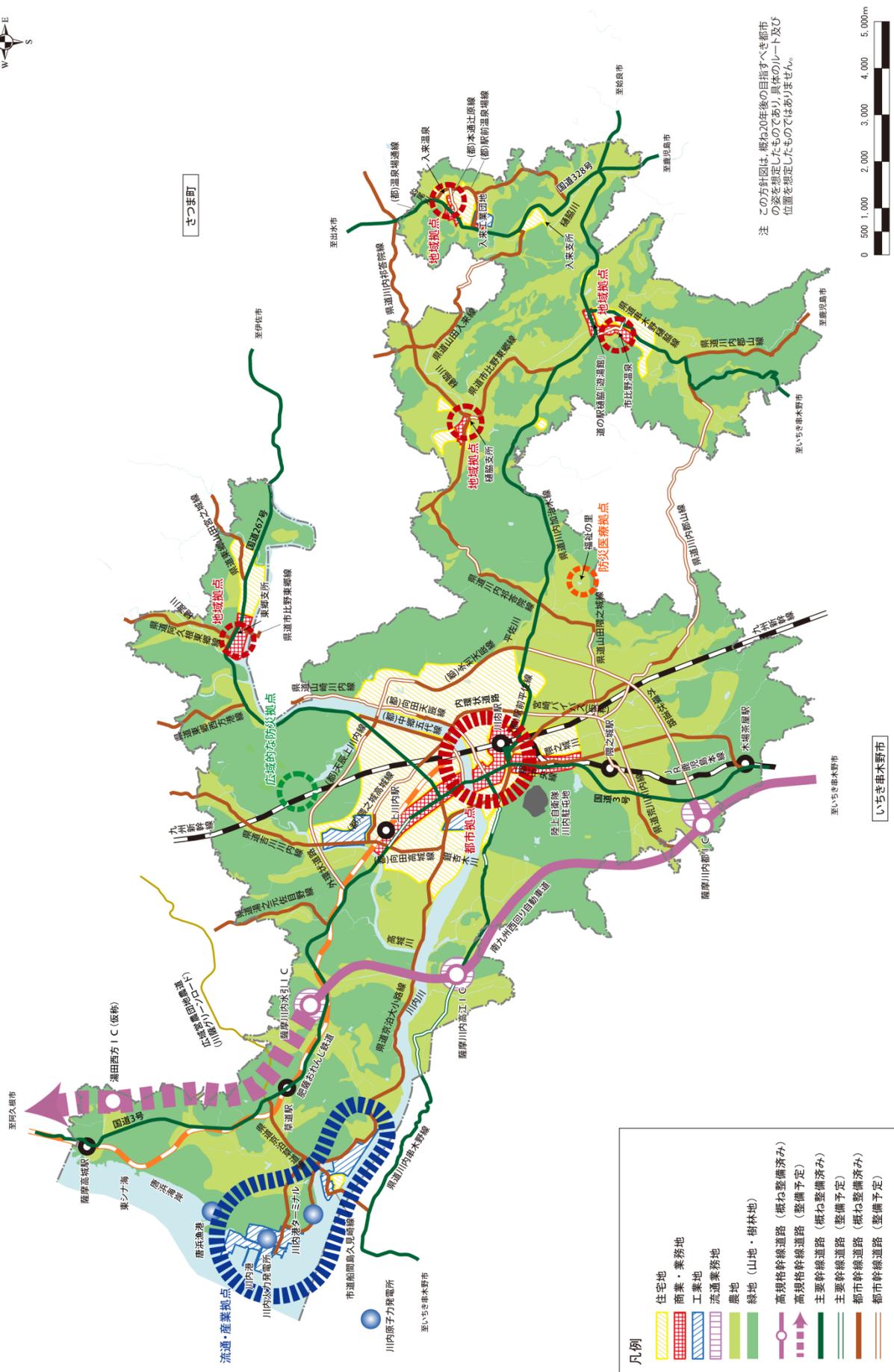
- 優良な農地については農産物の生産基盤としての保全に努め、また、農地の持つ防災など公益機能^{※11}の維持を勘案し、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。
- 小規模宅地開発などが著しい用途地域縁辺部については、無秩序な市街化を防止し、ゆとりのある住環境の維持及び農地との共生を図ります。
- インターチェンジ周辺については、特定用途制限地域を活用することにより、交通利便性を活かした適切な土地利用の誘導を図るとともに、今後新設予定の湯田西方インターチェンジ（仮称）周辺についても地区の特性を踏まえ、適切な土地利用の制限を誘導するための特定用途制限地域の導入に向けた調査・検討を行います。
- 既に農業生産基盤整備^{※12}済みの農用地及び今後整備が見込まれる優良な農地については、農業施策との適正な調整・連携及び長期的視野に立った土地利用を進め、優良農用地の確保・保全に努めます。

※7 (127 ページ)、※8 (125 ページ)、※9 (122 ページ)、※10 (126 ページ)、※11 (117 ページ)、※12 (125 ページ)

○六次産業化※13の推進による新規作目や加工品の導入及び地域ブランド化※14、グリーンツーリズム※15や温泉熱利用など農業と他産業との新たな連携を考慮した活性化の調査・検討を進め、農用地の荒廃を防止するとともに、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。

※13 (127 ページ)、※14 (121 ページ)、※15 (116 ページ)

図 35 土地利用方針図



5-2 市街地整備の方針

■市街地開発における効果的な対応策の検討

○中心市街地については、にぎわいと魅力ある都市空間の形成を図るため、コンパクトなまちづくりの方針を基本としつつ、都市機能の集積・商業施設等の集約や土地の高度利用を進める手法の調査・検討に努めます。また、市街地再開発事業^{※16}などの支援策については、事業の熟度に対応した検討を行います。

■土地区画整理事業完了地区における適切な建築誘導

○川内駅周辺については、良好な住環境の形成を目的とした公共下水道をはじめとする住環境改善に努めます。

○土地区画整理事業による基盤整備が完了している中郷地区、第二中郷地区については計画的な土地利用により、良好なまち並みの形成を図ります。

■土地区画整理事業の計画的な事業推進

○天辰第一地区、天辰第二地区においては土地区画整理事業により、道路・公園等の基盤整備と川内川の拡幅整備を併せて行い、効率的に新しい市街地の形成と快適で魅力的な住環境の整備を推進します。

○温泉場地区については、活力あるまちづくりを牽引していくべき地区として土地区画整理事業を推進し、地区内の幹線道路網、都市計画公園の整備、河川改修を実施するとともに、公共交通機能の向上、駐車場の確保、歩行者優先空間の整備や都市型文化施設^{※17}などの集客施設の機能充実を促進し、安全で快適なにぎわいのある魅力的な市街地の形成を図ります。

■土地区画整理事業による整備の検討

○広域交通ネットワークの強化に伴い、市内の定住人口の増加が見込まれる地区においては、土地区画整理事業などの面的整備手法の導入による計画的な宅地供給について、地域住民の合意形成に努めつつ十分な調査・検討を進めます。

○市街地開発事業などの実施の際には、地区計画^{※18}や建築協定^{※19}などの市街地環境の保全・形成に関するルールを導入するなど、市街地の美しい景観形成を目指します。

■市街地開発における効果的な対応策の検討

○道路や公園等の都市施設が不十分な地区では、地域住民の意向を確認したうえで土地区画整理事業など面的整備手法や市街地環境の改善に資する制度等の活用等、地区の実情に応じた効果的な手法等について十分な調査・検討を進めます。

※16 (119 ページ)、※17 (122 ページ)、※18 (121 ページ)、※19 (116 ページ)

■川内川川内市街部改修と合わせた市街地の形成

○川内川の川内市街部改修に合わせ、“まちづくり”と“かわづくり”とが一体となり安全・安心な市街地の再生を図るため、住民とともに防災拠点等の整備も含めた“かわまちづくり※20”について調査・検討を行います。

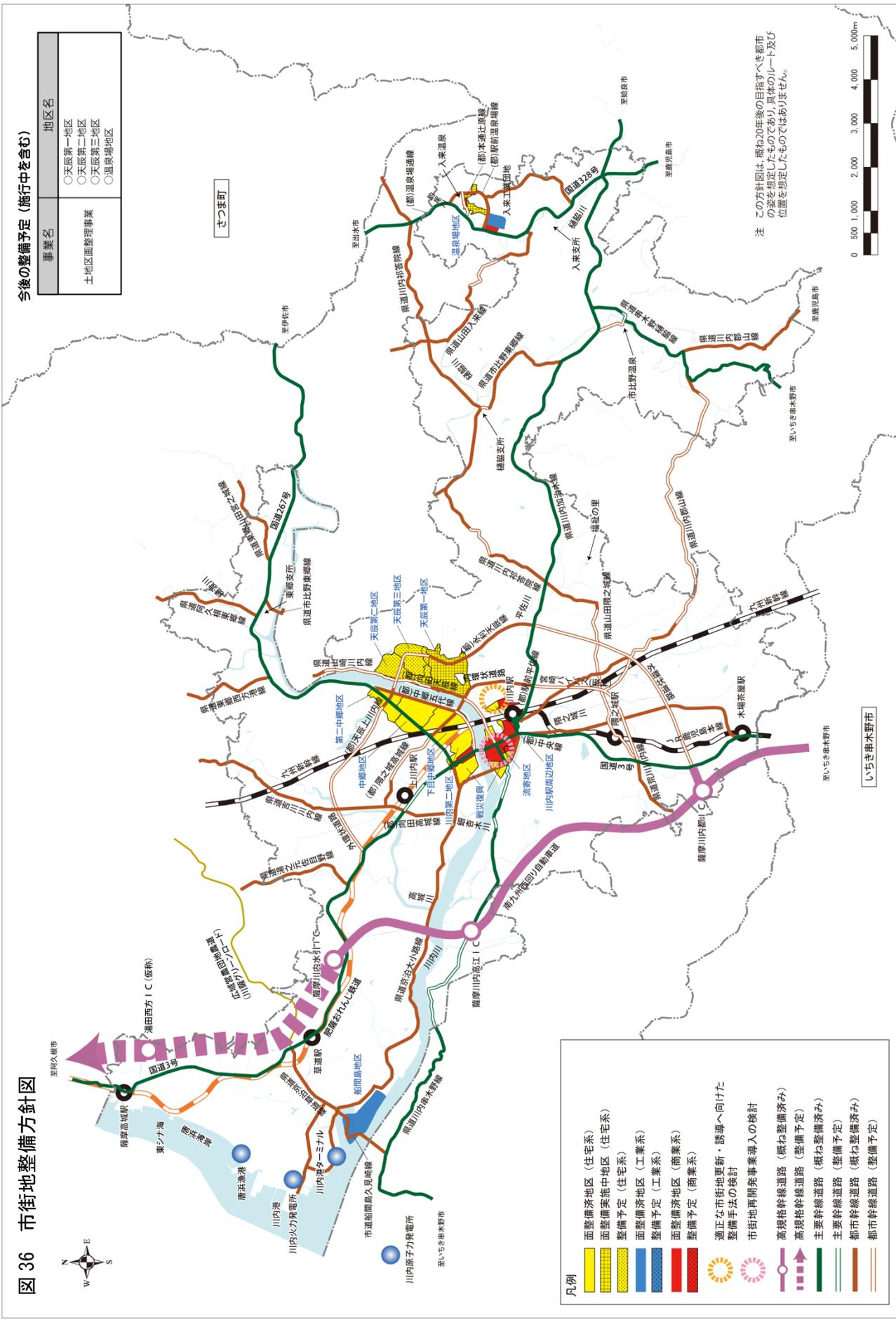


天辰第一地区土地区画整理事業（天辰町）



川内駅東口周辺の高度利用（平佐一丁目）

図 36 市街地整備方針図



今後の整備予定 (施行中を含む)

事業名	地区名
土地区画整理事業	○天辰第一地区
	○天辰第二地区
	○天辰第三地区
	○温泉場地区

注 この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を描写したものであり、具体的なルート及び位置を指定したものではありません。



5-3 都市施設（道路・交通）の方針

■「2環状8放射道路網」の構築促進による円滑な交通体系の実現

- 都市の骨格を形成するために主要幹線道路など周辺市町との連携を図り、中心市街地への交通アクセスの利便性を高める放射状の道路の整備を推進します。
- 市域内交通の分散化や円滑化、市街地の交通混雑解消及び周辺市町とのアクセス向上を目的として、交通需要^{※21}の動向を勘案しつつ、環状道路の整備を推進します。

■地域公共交通ネットワークの強化

- 川内駅東口においては、広域的な交流が可能となった九州新幹線の利便性を活かすため、川内駅へのアクセス道路の検討と整備推進により、交通結節機能及び利便性の向上を図ります。
- 円滑な交通や次世代エネルギー等を活用した都市環境の改善につながる交通手段への転換のため、JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道、コミュニティバス^{※22}などの利用促進を図るとともに、交通手段の少ない地域での利用しやすい公共交通機関のあり方について調査・検討を行います。

■広域的な交流を促進する各拠点間のアクセス強化

- 南九州西回り自動車道各インターチェンジなど広域圏の交流を可能とする高規格幹線道路^{※23}の整備促進を図るとともに、主要幹線道路や市街地（内環状道路）と各インターチェンジへの効果的な連携強化を図る路線の整備を推進します。
- 都市の骨格を形成するにあたっては、周辺市町と連携を図り、空港、鉄道駅、高速道路インターチェンジへの交通アクセスの利便性を高める外環状道路をはじめとした主要幹線道路等整備の拡充・強化及び機能維持に努めます。
- 自動車交通、水上交通、鉄道交通など相互連携のもと、高速広域交通体系を軸とした道路ネットワークの構築を行い、快適交流拠点都市にふさわしい交通アクセスの強化・向上を図ります。
- 川内川川内市街部改修や土地区画整理事業等と連携した都市計画道路の整備を進め、周辺市町から本市中心市街地へ流入する交通量の分散化及び都市交通体系の充実を図ります。
- 川内原子力発電所や重要港湾川内港、唐浜臨海公園と国道3号との連携強化を図り、川内港を活用した産業振興及び観光面での地域振興を支援する路線の整備を推進します。
- 中心市街地と郊外部との連携強化を図る路線の整備を推進します。

■安全・安心な生活道路の改善・整備

- 日常交通の中心となる路線については、円滑な交通体系の検討とともに、交通施設の改善を図るため、交差点改良やユニバーサルデザインの考え方を基本にバリアフリー^{※24}に配慮した歩道や自転車道の整備を推進し、住民が安全・安心・快適に利用できる道路空間の形成を図ります。
- 住民の生活において最も身近な生活道路のうち、狭あい道路や線形の危険な道路などについては、地域の实情や住民ニーズに配慮しつつ危険個所の解消を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、通学路などにおける歩道整備や段差の解消、ゾーン30対策^{※25}による交通規制や道路整備など、安全で快適な生活道路の形成及び機能維持に努めます。

※21 (117 ページ)、※22 (118 ページ)、※23 (117 ページ)、※24 (125 ページ)、※25 (120 ページ)

○LED等を用いた街路灯の設置促進や植栽の保全に努め、防犯や景観に配慮した沿道環境の整備を図ります。特に、国道3号では安全で美しい道路空間の創出のため、無電柱化や花壇などの景観整備を推進します。

■商業地における駐車場や駐輪場の整備

○自動車利用者の交通サービスと中心市街地での利便性の向上のため、公共と民間の役割分担により適切な駐車場の配置を図ります。特に、川内駅周辺については鉄道利用者への交通サービス施設としてパークアンドライド※26の実践と駅周辺の中心市街地活性化につながる公共駐車場・駐輪場の整備を図ります。

■道路等の長寿命化

○重要橋梁などの構造物の耐震点検などを踏まえた補強・架け替えを推進し、災害時の避難路や緊急輸送道路の確保により災害応急対策活動の強化を図ります。

○橋梁等については長寿命化修繕計画に基づき定期的な点検を実施し、予防保全型修繕※27による維持・管理に努めます。



薩摩川内都インターチェンジ（都町）



ゾーン30（宮内町）



川内駅西口駐車場（鳥追町）

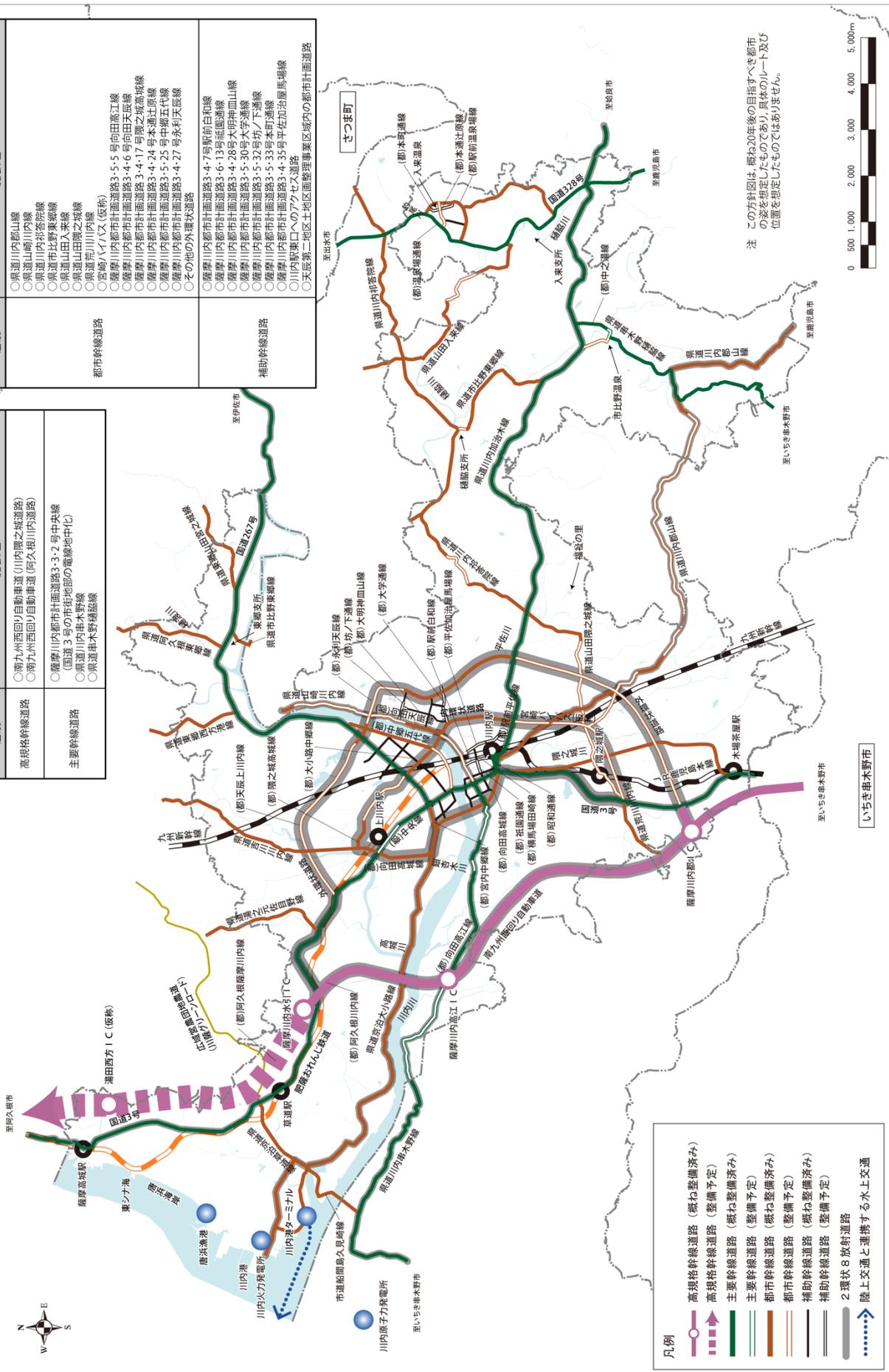
※26 (125 ページ)、※27 (127 ページ)

図 37 道路・交通方針図

種別	施設名
都市幹線道路	○国道川内郡山線
	○国道山崎川内線
	○国道川内郡志野線
	○国道市比野東郷線
	○国道山田入来線
	○国道山田西之郷線
	○国道荒川川内線
	○空崎/イノバス(仮称)
	○藤原川内都市計画道路3-5-5号向田高江線
	○藤原川内都市計画道路3-4-6号向田天冠線
補助幹線道路	○藤原川内都市計画道路3-4-17号鷹之城高城線
	○藤原川内都市計画道路3-4-24号本通土居線
	○藤原川内都市計画道路3-5-25号中郷五伴線
	○藤原川内都市計画道路3-4-27号永利天冠線
	○その他の外環状道路
	○藤原川内都市計画道路3-4-7号駅前白石線
	○藤原川内都市計画道路3-6-13号延通線
	○藤原川内都市計画道路3-4-28号大明神山山線
	○藤原川内都市計画道路3-5-32号大宇通線
	○藤原川内都市計画道路3-5-33号本町通線
○藤原川内都市計画道路3-4-35号平佐治治屋馬場線	
○川内町重口へのアケバス道路	
○天冠第二地区土地区画整理事業区域内の都市計画道路	

種別	施設名
高規格幹線道路	○南九州西回り自動車道(川内隈之城道路)
	○南九州西回り自動車道(阿久根川内道路)
主要幹線道路	○藤原川内都市計画道路3-3-2号中央線(国道3号の市街地部の電線地中化)
	○国道川内県木野線
	○国道鹿木野通線
	○藤原川内郡志野東郷線

今後の整備予定(施行中を含む)



- 凡例
- 高規格幹線道路(概ね整備済み)
 - 高規格幹線道路(整備予定)
 - 主要幹線道路(概ね整備済み)
 - 主要幹線道路(整備予定)
 - 都市幹線道路(概ね整備済み)
 - 都市幹線道路(整備予定)
 - 補助幹線道路(整備済み)
 - 補助幹線道路(整備予定)
 - 2環状8放射道路
 - 陸上交通と連携する水上交通

注 この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を描写したものであり、具体的ルート及び位置を指定したものではありません。



いちき串木野市

5-4 都市施設（公園・緑地）の方針

■身近な公園・広場の整備による公園不足地区の解消

- 薩摩川内市総合運動公園をはじめとする既存の都市公園の施設の充実を図るとともに、公園が不足している地区を中心に住民の身近な公園として街区公園※28を徒歩圏内に配置するなど、計画的かつ総合的な公園・緑地の整備について土地区画整理事業等と連携した推進を図ります。

■魅力的な水辺空間等の整備・活用

- 市内を流れる河川の水辺空間については、貴重な自然環境として適切な保全に努めるとともに、市民が水辺に身近に親しめる場として親水性の維持・向上や親水空間※29づくりを図ります。
- 川内川が有する高水敷・水辺については、川内川河川整備計画に基づきスポーツや各種イベントの活動拠点として魅力ある河川空間の形成を図ります。
- 川内川川内市街部改修においては、“安全で親しみやすい川内川”を目指して住民参加による“まちづくり”と一体となった整備の促進を図ります。
- 高城川や田海川など郊外におけるホタルの生息が見られる水辺環境は、市民の憩いや子ども達の自然観察・学習の場として適切に維持・管理に努め活用を図ります。

■災害時の避難場所や地域の防災活動の拠点となる公園・緑地の整備

- 避難場所や防災活動の拠点を担う施設でもある公園や緑地については、災害時の活用を考慮し、適切な配置及び次世代エネルギー等を活用した防災機能の充実を図ります。

■自然的・歴史的資産を活用した公園・緑地の維持・活用

- 緑豊かな山々や季節を彩る木々を有する公園や緑地については、自然の豊かさや美しさを身近に感じることができる貴重な場として適切な保全・整備を図るとともに、市内外の多くの人々が集うレクリエーションの場として活用を図ります。
- 東シナ海に臨む唐浜海岸については、美しい白砂青松の景観に配慮しつつ、海辺の自然とふれあうレクリエーション・レジャー空間づくりを推進します。
- 史跡や古墳、寺社や歴史的まち並み等の貴重な資産については、市内外の多くの人々がふれあえる場として適切な保全に努め活用を図ります。

■公園施設の適正な維持・管理と市民参画参加の推進

- 既設の公園については、アダプトプログラム※30や地域住民によるボランティア活動などの協力と公園施設長寿命化計画に基づく維持・管理に努めます。また、施設の老朽化や利用ニーズの多様化などに対応し、魅力ある公園として再整備を検討します。

※28 (115 ページ)、※29 (120 ページ)、※30 (114 ページ)



西開聞都市緑地〈人工草スキー場〉(西開聞町)

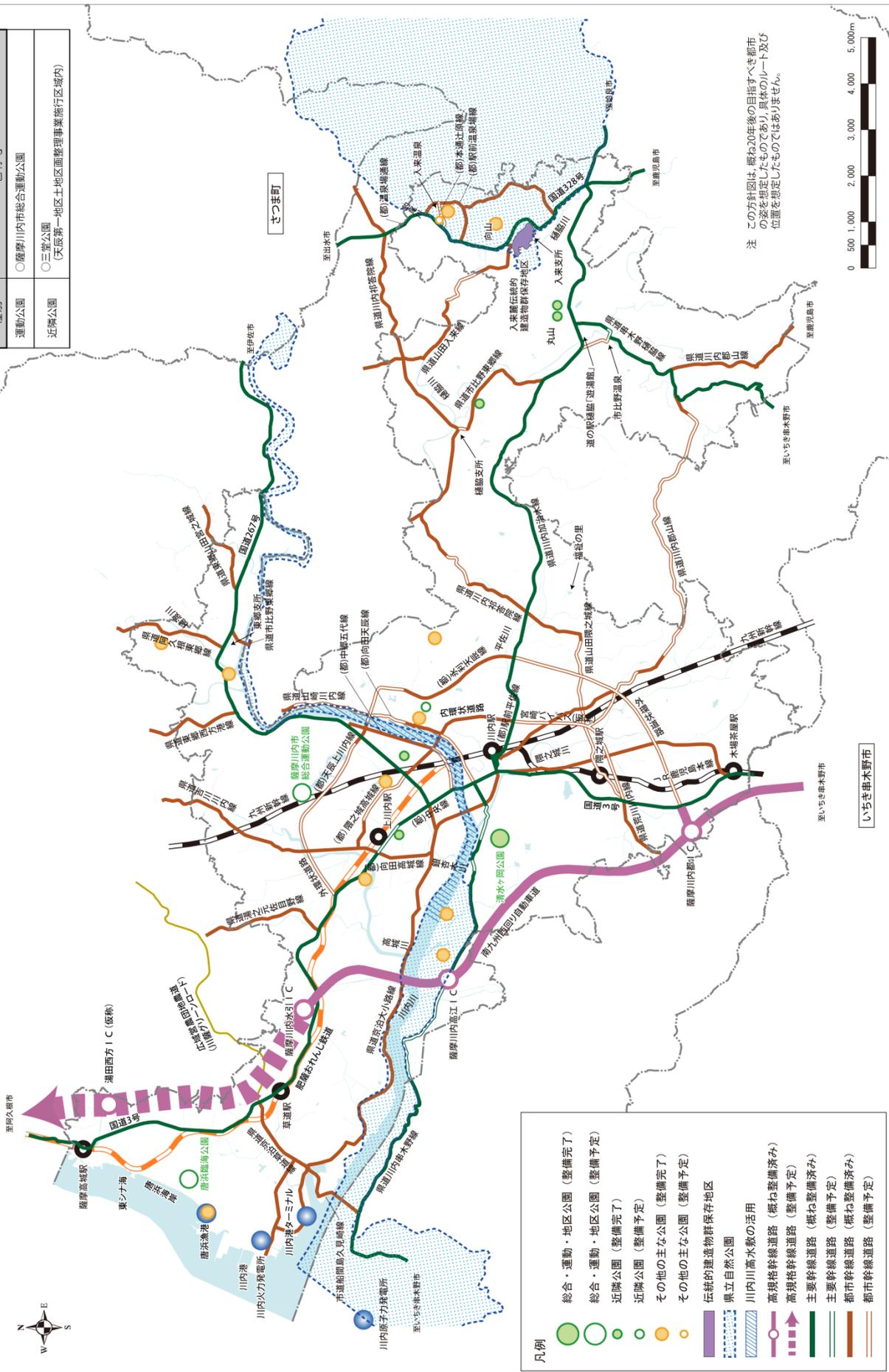


丸山公園 (樋脇町市比野)

図 38 公園・緑地 方針図

種別	名称等
運動公園	○藤原川内市総合運動公園
近隣公園	○三堂公園 (天底第一地区土地区画整理事業施行区域内)

今後の整備予定（施行中を含む）



- 凡例
- 総合・運動・地区公園（整備完了）
 - 総合・運動・地区公園（整備予定）
 - 近隣公園（整備完了）
 - 近隣公園（整備予定）
 - その他の主な公園（整備完了）
 - その他の主な公園（整備予定）
 - 伝統的建造物群保存地区
 - 県立自然公園
 - 川内川高水敷の活用
 - 高規格幹線道路（概ね整備済み）
 - 高規格幹線道路（整備予定）
 - 主要幹線道路（概ね整備済み）
 - 主要幹線道路（整備予定）
 - 都市幹線道路（整備済み）
 - 都市幹線道路（整備予定）

注 この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を描写したものであり、具体的なルート及び位置を指定したものではありません。



いちまち串木野市



5-5 都市施設（その他）の方針

■地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備促進

- 公共下水道では「鹿児島県生活排水処理施設整備構想^{※31}」に基づき市街地は集合処理区域^{※32}と位置づけされており、今後も計画的に整備を進めることにより、生活環境の改善と公共用水域^{※33}の水質保全に努めます。
- 川内処理区については、整備が完了し供用を開始した地区の加入促進を図るとともに、引き続き未整備区域の計画的な整備を図ります。
- 公共下水道事業計画区域以外については、小型合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置や汲取り・単独浄化槽からの切替えを促進し、清潔で快適な生活環境と自然にやさしいまちづくりを推進します。
- 集落排水等の集合処理区域については加入促進を図り、汚水処理施設の効率的な維持・管理に努めます。
- 宮里浄化センター^{※34}等の汚水処理施設や既設の下水道管については、適正な管理を行い施設機能の維持に努めます。

■その他都市施設の長寿命化

- 川内クリーンセンターについては、ごみの減量化や分別徹底によるごみの再資源化と長寿命化計画に基づき施設機能の維持に努めます。
- 卸売市場については、南九州西回り自動車道を利用した高速輸送による流通圏の拡大に伴い、遠隔消費地^{※35}にも対応した卸売市場として機能性の向上を図ります。
- 川内葬斎場については、長寿命化計画に基づき適正な管理を行い施設の機能の維持に努めます。
- ごみの減量化や再資源化をより一層進めるため、資源ごみの分別収集やリサイクルなどを市民との協働で推進し、環境負荷^{※36}の少ない持続的発展が可能な資源循環型社会の実現へ向けた情報提供により、意識の啓発を図ります。



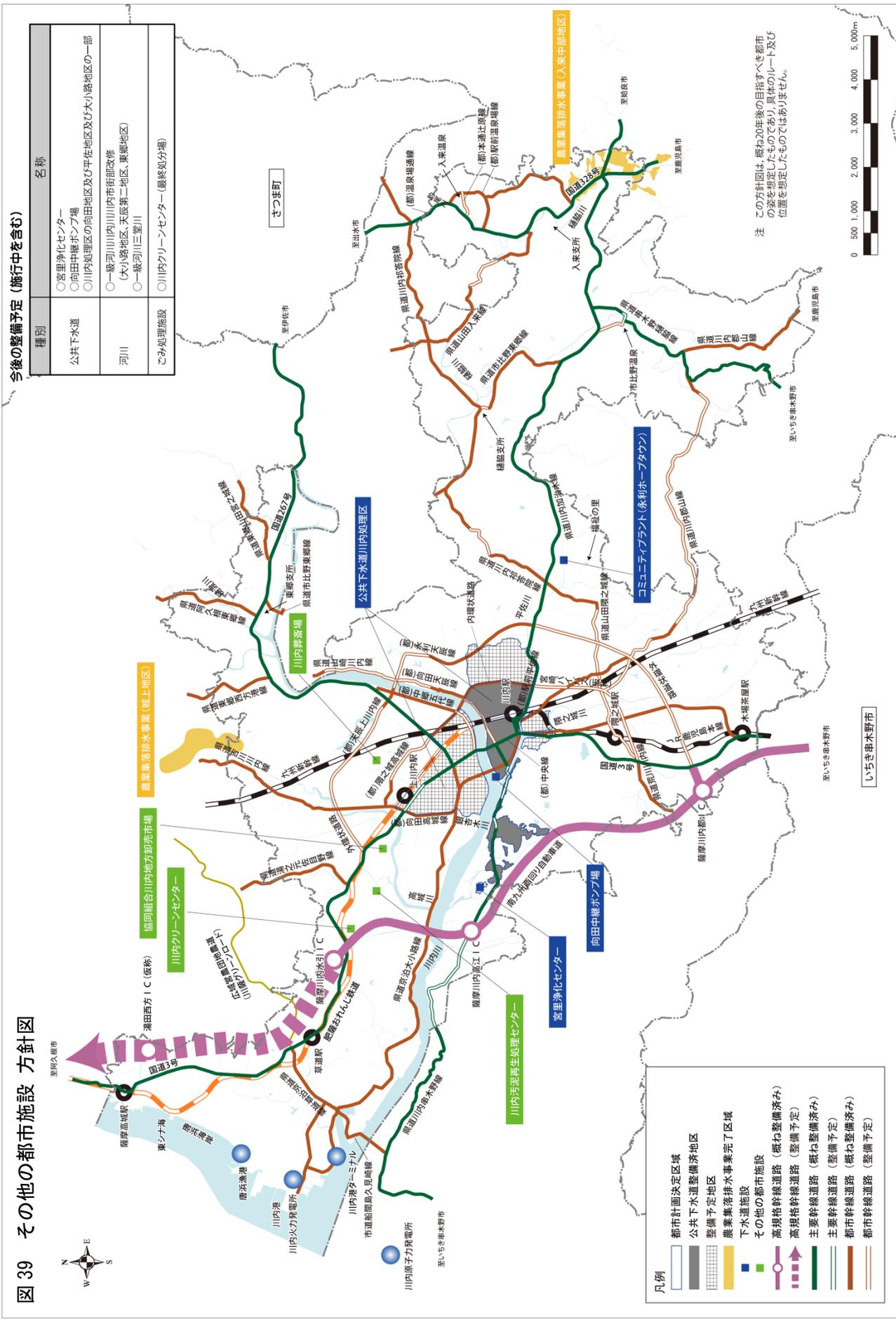
宮里浄化センター（宮里町）



川内クリーンセンター（小倉町）

※31 (115 ページ)、※32 (119 ページ)、※33 (117 ページ)、※34 (126 ページ)、※35 (114 ページ)、※36 (115 ページ)

図 39 その他の都市施設 方針図



今後の整備予定 (施行中を含む)

種別	名称
〇	空里浄化センター
○	向田中継ポンプ場
○	川内処理区の向田地区及び平佐地区及びひ小路地区の一部
○	河川
○	一般河川川内川内市街部改修 (大小路地区、天辰第二地区、東郷地区)
○	一般河川三釜川
○	川内クリーンセンター (最終処分場)

注 この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を描写したものであり、具体的なルート及び位置を指定したものではありません。



- 凡例
- 都市計画決定区域
 - 公共下水道整備済地区
 - 整備予定地区
 - 農業集落排水事業完了区域
 - 下水施設
 - その他の都市施設
 - 高規格幹線道路 (概ね整備済み)
 - 高規格幹線道路 (整備予定)
 - 主要幹線道路 (整備済み)
 - 主要幹線道路 (整備予定)
 - 都市幹線道路 (概ね整備済み)
 - 都市幹線道路 (整備予定)

5-6 景観形成の方針

■「薩摩川内市ふるさと景観計画」における景観形成基本方針

- 大規模開発、防災復旧対策等に際して景観面での配慮を行い、自然景観を保全するとともに、自然景観を観光や学習の「活かした素材」として活用に努めることにより、多様で豊かな自然景観の保全と活用を図ります。
- 川内川を中心に広がる田園や海との関わりが感じられるまち並みや緑地等、自然と結びついた魅力的なまち並みを創造することにより、人々の笑顔あふれる生活景観を創造するとともに、質の高い景観となるよう、調和に配慮した景観を創造し、自然と調和した魅力的なまち並みや生活環境の創造を図ります。
- 神亀山や入来麓伝統的建造物群保存地区などの歴史的・文化的景観や史跡公園について、周辺環境を保全し、歴史及び文化を感じることができるよう活用するとともに、歴史景観を観光や学習の「活かした素材」として活用を図り、伝統を伝える歴史・文化景観の保全と活用を図ります。
- 中心市街地に建設されるマンションや大規模店舗等の建築物の建設に対し、周辺の建築物や工作物の高さや色彩等と調和のとれた都市景観を創造し、バランスのとれた特色のある都市景観の創造を図ります。
- 緑豊かなまちの景観により、四季を感じることができるよう花の名所づくりや、都市公園、観光公園等の緑地と連動しながら、色彩に配慮した観光景観を創造するとともに、既存樹木をなるべく保存し、敷地内緑化を推進することにより、四季を演出し、もてなしの場となる観光景観の創造を図ります。
- まち歩きの実施や、景観アドバイザー^{※37}などの活用による研修会などを実施する景観啓発活動を促進し、景観に対する市民意識の高揚を図り、市全体での良好な景観形成に努め、景観形成に関する啓発活動を促進します。

■ゾーン別の景観形成方針

- 都市文化ゾーンでは、地域の第一印象となる駅前や幹線道路にふさわしいまち並みや、商業地と住宅地が快適に共存できるまち並み景観の形成を図ります。また、川内川を中心とした河川空間においては、潤いと安らぎにある水辺景観の形成を図ります。
- 田園文化ゾーンでは、水と緑が織り成す美しい自然景観を保全するとともに、農地等の保全を図りながら、ゆとりと潤いのある田園景観の形成を図ります。また、歴史・文化を伝える周辺地区と調和した歴史的景観の形成を図ります。
- 海洋文化ゾーンでは、自然が作り出した変化に富んだ海岸線及び常緑の森林等の自然景観を保全するとともに、海岸周辺に面して植樹をするなど、緑に配慮した海岸景観の形成を図ります。また、中低層を主体とした緑豊かな潤いのある住宅地景観の形成を図ります。

※37 (116 ページ)

5-7 防災の方針

■河川流域における洪水対策や低平地部等での浸水対策

- 一級河川川内川をはじめとする本市の河川流域においては、計画的に洪水対策や水防活動の強化を図ります。
- 低平地である市街地においては、大雨や台風等の局地的な集中豪雨時の速やかな内水排除^{※38}のため、排水処理施設の整備と長寿命化対策等の実施による適正な維持・管理を行い、浸水対策の推進を図ります。
- 防災を視野に入れた土地利用や建築基準法の規制により、災害発生の未然防止や被災時の被害軽減に努め、都市的土地利用及び各種防災事業との整合を図りつつ、水害に強い安全・安心な住環境の確保に努めます。
- 河川の治水・排水機能の確保などの基本的な都市基盤の整備に加え、適正な土地利用の誘導により、森林や農地の保水・遊水機能を確保し、浸水被害の防止に努めます。

■災害時の避難経路や避難場所の安全性の確保

- 大雨や台風による水害や地震、津波、火災、原子力災害など災害時における市民の安全・安心を確保するため、避難所、小・中学校や地域運動場、公園などを中心とした避難場所の安全性の確保と避難路の整備、案内誘導の充実を図ることにより、避難困難地区の解消と避難者の安全確保に努めます。
- 災害時における避難路、ライフライン^{※39}の確保に努めるとともに、防災拠点となる公共施設等の安全性の確保とユニバーサルデザインの考え方による施設の充実を図ります。
- 緊急輸送道路の沿道の建築物及び災害時要配慮者^{※40}等が利用する建築物のほか、一般住宅等についても、必要に応じて耐震改修の促進を図ります。
- 地域防災計画との整合を図りつつ、土砂災害特別警戒区域^{※41}等の自然災害のおそれの高い土地からの住宅の移転を促進し住民の安全の確保に努めます。
- 防災無線や衛星電話等の情報発信手段・システムの整備充実を図り、関係機関との危機管理体制の連携強化を進め、災害時における迅速な情報発信と災害対応に努めます。
- 川内川流域の浸水想定区域や土砂災害危険箇所^{※42}等については、ハザードマップ^{※43}の周知による防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織^{※44}や地域住民の自助・共助^{※45}による避難活動など、様々な災害に備えた自主的な防災への取組みの支援を推進します。
- 街路灯や防犯灯及び防犯カメラの設置・支援を進め、夜間も安心して歩行できる道路空間の創出を図るとともに、道路線形の改良や見通しの良い公園などの公共施設整備などにより、犯罪に強いまちづくりを図ります。

※38 (124 ページ)、※39 (127 ページ)、※40 (118 ページ)、※41 (124 ページ)、※42 (124 ページ)、※43 (125 ページ)、
※44 (119 ページ)、※45 (119 ページ)



排水ポンプ施設〈平佐ポンプ場〉(平佐町)



メイドイン薩摩川内独立電源型 LED 灯

第6章 地域別構想

6-1 地域区分

(1) 地域区分の基本的な考え方

薩摩川内都市計画区域について、地形条件及び主となる土地利用の形態、旧町単位による地域構造を基本として将来の都市構造を見据えた7つの地域区分を設定しました。地域の境界は字界を基本としています。

(2) 各地域区分の考え方

各地域区分の考え方は次のとおりです。

- ・川内西部：海と川内川河口部を抱えた自然環境と流通・産業拠点を擁する地域
- ・川内北部：市街地北部の山あいの地域
- ・川内中央部：都市づくりの中心として川内川をはさむ都市型の市街地
- ・川内南部：市街地南部の田園住宅地域
- ・樋脇：旧樋脇町の中心部とそれを取り囲む田園集落地域
- ・入来：旧入来町の中心部とそれを取り囲む田園集落地域
- ・斧淵：旧東郷町の中心部とそれを取り囲む田園集落地域

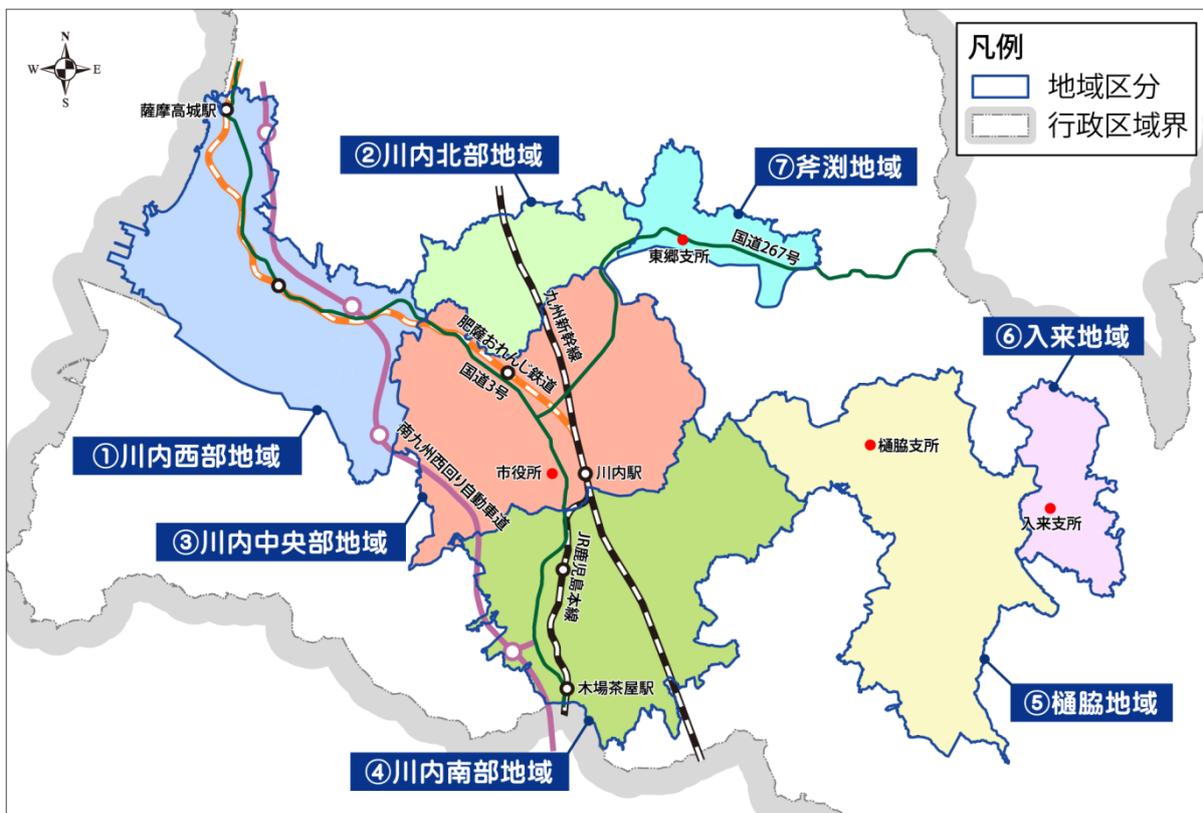


図 40 地域区分図

6-2 川内西部地域

(1) 地域づくりの目標像

豊かな自然と田園に恵まれた“食”と 海、陸の流通・交流を生み出すまち 川内西部

川内西部地域は、東シナ海、川内川河口に面し、周囲を小高い山々に囲まれ、海・川・緑といった風光明媚な自然環境に恵まれており、古くから農業、水産業が生活基盤としての役割を担っている地域です。また、船間島古墳や京泊天主堂跡などの川内川河口周辺の史跡、南方神社の太郎太郎踊りや射勝神社の次郎次郎踊りといった伝統芸能など地域特有の文化を有しています。

さらに、古くから南九州の産業発展に寄与し、現在では中国・韓国・東南アジア方面等との海外貿易の拠点となっている川内港と、南九州西回り自動車道との連携により、海外や九州南部を始めとした各地域を繋ぐ広域的な流通・産業拠点として、今後ますます発展が期待されている地域です。

このことから本地域では、恵まれた自然や文化を保全し、その地域特性を活かしつつ適切な土地利用と基盤整備、都市施設の整備により、川内港やインターチェンジを連携させた広域流通産業のまちを目指します。

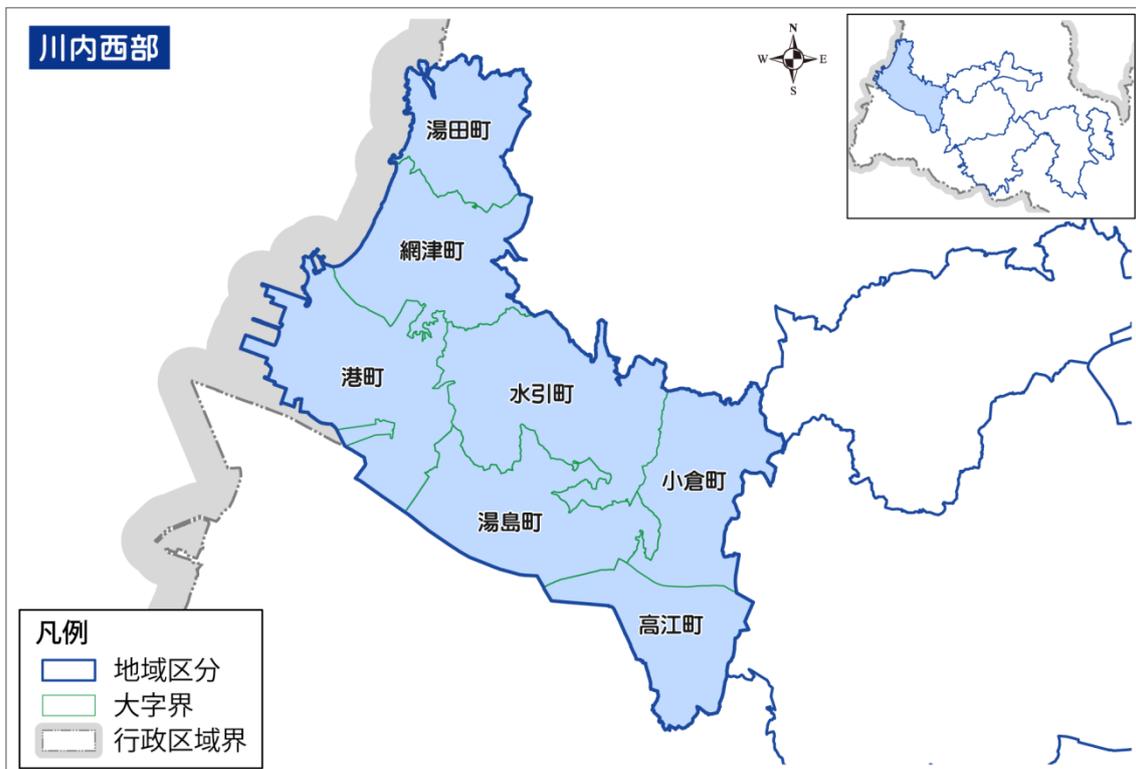


図 41 位置図

(2) 地域づくりの方針

①土地利用・市街地整備

- ・低層住宅を中心とした住宅地については、一定の密度を維持しつつ周囲の自然と調和した緑豊かでゆとりのある住環境の維持・形成を図ります。
- ・船間島工業団地については、周辺の住宅環境や自然環境に調和した良好な工業地の保全・育成に努めます。
- ・川内港及び周辺地区については、海上輸送基地として人や物の交流を促進するとともに、電力の安定供給基地や広域交通網を活かした流通・産業拠点としての基盤整備を図り、企業誘致を積極的に推進します。
- ・南九州西回り自動車道薩摩川内水引インターチェンジ周辺については、川内港を利用した海上交通による中国・韓国・東南アジア方面等との海外貿易と連携した流通・産業地区の形成を図るとともに、適切な土地利用の規制・誘導に努めます。
- ・南九州西回り自動車道薩摩川内高江インターチェンジ周辺については、周辺の豊かな自然環境と調和した流通・産業地区の形成を検討するとともに、適切な土地利用の規制・誘導に努めつつ交通利便性を活かした良好な住宅地形成を図り、定住人口の増加に努めます。
- ・幹線道路沿道及びこれらに近接する集落地周辺では、無秩序な農地転用や小規模宅地開発などを抑制するとともに、田畑や河川、里山などと調和した集落住環境の維持・育成に努めます。
- ・唐浜海岸や川内川、猫岳などの水辺空間や緑地については、地域の重要な自然環境として保全に努めるとともに、暮らしに潤いを与える緑地としての活用を図ります。
- ・長崎堤防等の歴史的資産については、地域の歴史・文化を今に伝えるものとして保全・活用を図ります。
- ・優良な農地については、農産物の生産基盤としての保全に努め、また、農地の持つ防災など公益機能の維持を勘案し、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。
- ・インターチェンジ周辺については、特定用途制限地域を活用することにより、交通利便性を活かした適切な土地利用の誘導を図るとともに、今後新設予定の湯田西方インターチェンジ（仮称）周辺についても地区の特性を踏まえた適切な土地利用の制限を誘導するための特定用途制限地域の導入に向けた調査・検討を行います。

②都市施設（道路・交通）

- ・円滑な交通や次世代エネルギー等を活用した都市環境の改善につながる交通手段への転換のため、肥薩おれんじ鉄道、コミュニティバスなどの利用促進を図るとともに、新駅設置など交通手段の少ない地域での利用しやすい公共交通機関のあり方について調査・検討を行います。
- ・川内原子力発電所や重要港湾川内港、唐浜臨海公園や高城温泉と国道3号との連携強化を図るとともに、川内港を活用した交易を中心に産業振興及び観光面での地域振興を支援する路線整備の拡充・強化と機能維持に努めます。
- ・南九州西回り自動車道の薩摩川内水引インターチェンジや薩摩川内高江インターチェンジ、湯田西方インターチェンジ（仮称）への効果的な連携強化を図るため、県道川内串木野線等の路線整備の拡充・強化と機能維持に努めます。

- ・身近な生活道路のうち、狭あい道路や線形の危険な道路などについては、地域の実情や住民ニーズに配慮しつつ危険個所の解消を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、通学路などにおける歩道整備や段差の解消、道路整備など、安全で快適な生活道路の形成及び機能維持に努めます。
- ・LED等を用いた街路灯の設置促進や植栽の保全に努め、防犯や景観に配慮した沿道環境の整備を図ります。

③都市施設（公園・緑地・その他）

- ・川内川や八間川等、地域内を流れる河川の水辺空間については、貴重な自然環境として適切な保全に努めるとともに、市民が身近に水辺に親しめる場となる空間づくりや親水性の維持・向上を図ります。
- ・川内川が有する高水敷・水辺については、川内川河川整備計画に基づきスポーツや各種イベントの活動拠点として魅力ある河川空間の形成を図ります。
- ・避難場所や防災活動の拠点を担う施設でもある公園や緑地については、災害時の活用を考慮し、適切な配置及び次世代エネルギー等を活用した防災機能の充実を図ります。
- ・東シナ海に臨む唐浜海岸については、美しい白砂青松の景観に配慮しつつ海辺の自然とふれあうレクリエーション・レジャー空間づくりを図るため、地域内外の交流を促進する施設としての唐浜臨海公園等の利活用について検討します。
- ・猫岳や月屋山については、眺望と緑豊かな自然を活かした整備と利活用を図ります。
- ・薩摩街道周辺については、歴史・文化を今に伝える貴重な資産であり、市内外の多くの人が歴史・文化にふれあえる場として適切な保全に努め活用を図ります。
- ・唐浜臨海公園等の既設の公園については、地域住民によるボランティア活動などの協力・連携による維持・管理に努めます。
- ・小型合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置や汲取り・単独浄化槽からの切替えを促進し、清潔で快適な生活環境と自然にやさしいまちづくりを推進します。
- ・川内クリーンセンターについては、ごみの減量化や分別徹底によるごみの再資源化と長寿命化計画に基づき施設機能の維持に努めます。



重要港湾川内港（港町）



薩摩川内高江インターチェンジ（高江町）

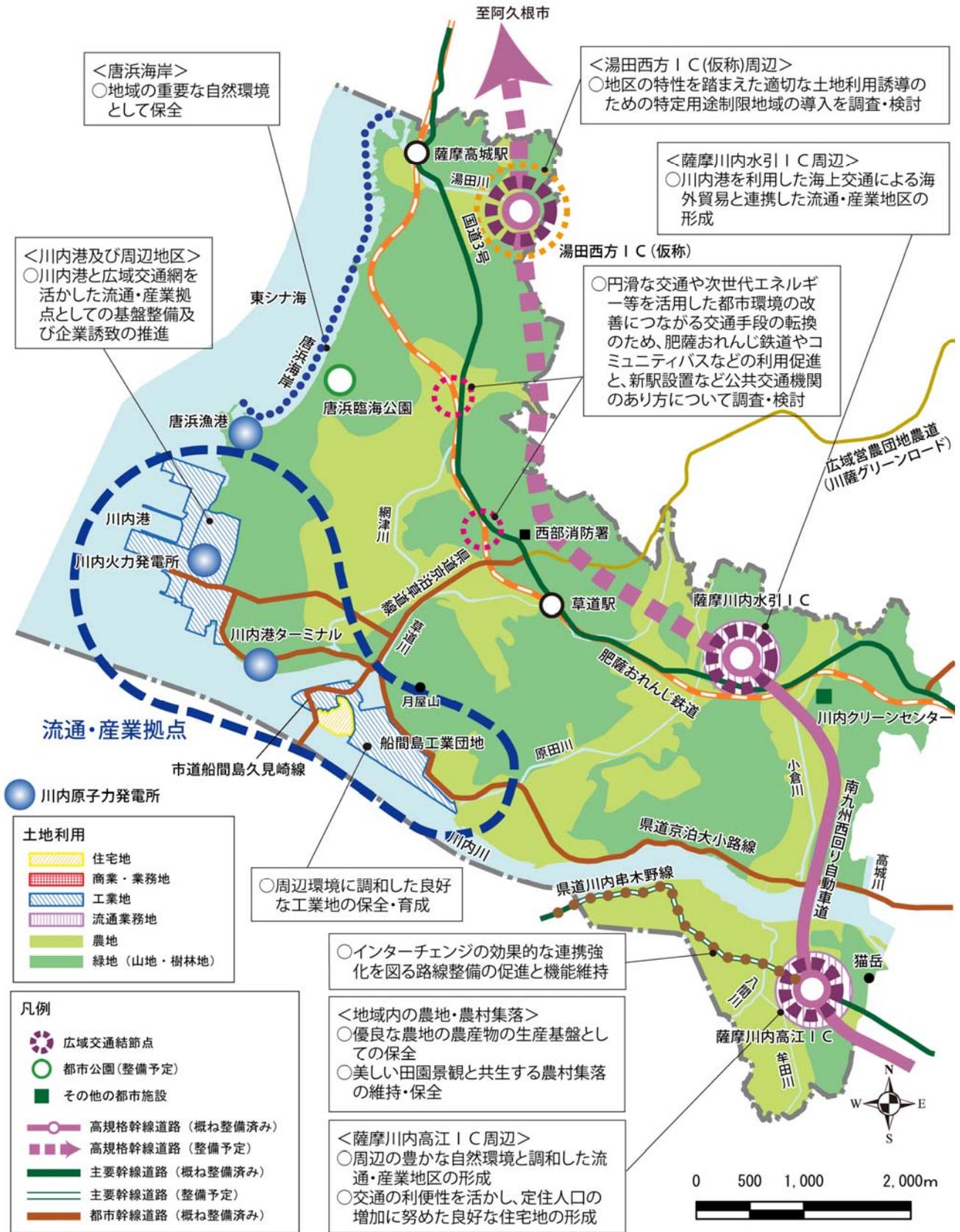


図 42 川内西部地域づくり方針図

6-3 川内北部地域

(1) 地域づくりの目標像

自然・歴史・文化の癒しとスポーツ交流のまち 川内北部

川内北部地域は、地域の中央を流れる高城川水系沿いに田園地帯と農村集落が形成された、水と緑の豊かな自然環境に恵まれた地域です。地域の南部には大規模なＩＣ関連工業地と川内職業能力開発短期大学校があり、雇用や就学を提供しています。

一方、地域東部の丘陵地には薩摩川内市総合運動公園が整備され、スポーツ・レクリエーションの場として市内外から利用されているほか、近年では次世代エネルギー等を用い災害時にも安心できる防災機能を持つ拠点として活用されています。また、地域内の北西部から南部にかけて薩摩街道（出水筋）の一部が残っており、歴史・文化を伝える貴重な資産として活用が求められています。

このことから本地域では、地域内の山々や田園景観、清らかな水の流れなど豊かな水と緑の自然環境を保全しつつ、本市の貴重な歴史・文化を伝える薩摩街道周辺とスポーツ・レクリエーションにより、市内外の人々が交流するまちを目指します。



図 43 位置図

(2) 地域づくりの方針

①土地利用・市街地整備

- ・低層住宅を中心とした住宅地については、一定の密度を維持しつつ周囲の自然と調和した緑豊かでゆとりのある住環境の維持・形成を図ります。
- ・既存工業地については、周辺の住宅環境や自然環境と調和した工業地の維持・保全に努めます。
- ・幹線道路沿道及びこれらに近接する集落地周辺では、無秩序な農地転用や小規模宅地開発などを抑制するとともに、田畑や河川、里山などと調和した集落住環境の維持・育成に努めます。
- ・市街地の背景となっている丘陵地の緑については、地域の重要な自然環境として保全に努めます。
- ・高城川など地域を流れる河川の水と緑がもたらす潤いの水辺空間については、積極的な保全に努め利活用を図ります。
- ・優良な農地については、農産物の生産基盤としての保全に努め、また、農地の持つ防災など公益機能の維持を勘案し、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。

②都市施設（道路・交通）

- ・市域内交通の分散化や円滑化、市街地の交通混雑解消及び周辺市町とのアクセス向上を目的として、交通需要の動向を勘案しつつ外環状道路の整備を推進します。
- ・円滑な交通や次世代エネルギー等を活用した都市環境の改善につながる交通手段への転換のため、コミュニティバスなどの利用促進を図るとともに、交通手段の少ない地域での利用しやすい公共交通機関のあり方について調査・検討を行います。
- ・都市の骨格を形成するにあたっては、周辺地域や高城温泉との連携を図り南九州西回り自動車道の各インターチェンジへの交通アクセスの利便性を高める外環状道路をはじめとした主要幹線道路等整備の拡充・強化及び機能維持に努めます。
- ・身近な生活道路のうち、狭あい道路や線形の危険な道路などについては、地域の実情や住民ニーズに配慮しつつ危険個所の解消を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により通学路などにおける歩道整備や段差の解消、道路整備など、安全で快適な生活道路の形成及び機能維持に努めます。
- ・LED等を用いた街路灯の設置促進や植栽の保全に努め、防犯や景観に配慮した沿道環境の整備を図ります。

③都市施設（公園・緑地・その他）

- ・高城川や田海川などホテルの生息が見られる水辺空間については、貴重な自然環境として適切な保全に努めるとともに、市民の憩いや子ども達の自然観察・学習の場として活用するなど、市民が身近に水辺に親しめる場として親水性の維持・向上や親水空間づくりを図ります。
- ・薩摩川内市総合運動公園については、利用者のニーズに対応しつつ施設の集約化及び充実化と機能性の向上を図るなど、スポーツ・レクリエーション等による交流拠点として適正な維持・管理に努めるとともに、避難場所や防災活動の拠点を担う施設として災害時の活用を考慮し、太陽光発電による災害時の電源の確保など、次世代エネルギー等を活用した防災機能の充実を図ります。

- ・既設の公園については、地域住民によるボランティア活動などの協力・連携による維持・管理に努めます。
- ・薩摩街道周辺については、歴史・文化を今に伝える貴重な資産であり、市内外の多くの人々がふれあえる場として適切な保全に努め活用を図ります。
- ・農業集落排水以外の区域については、小型合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置や汲取り・単独浄化槽からの切替を促進し、清潔で快適な生活環境と自然にやさしいまちづくりを推進します。
- ・農業集落排水への加入促進を図り、汚水処理施設の効率的な維持・管理に努めます。



薩摩川内市総合運動公園（運動公園町）



高城川 川祭り（高城町）

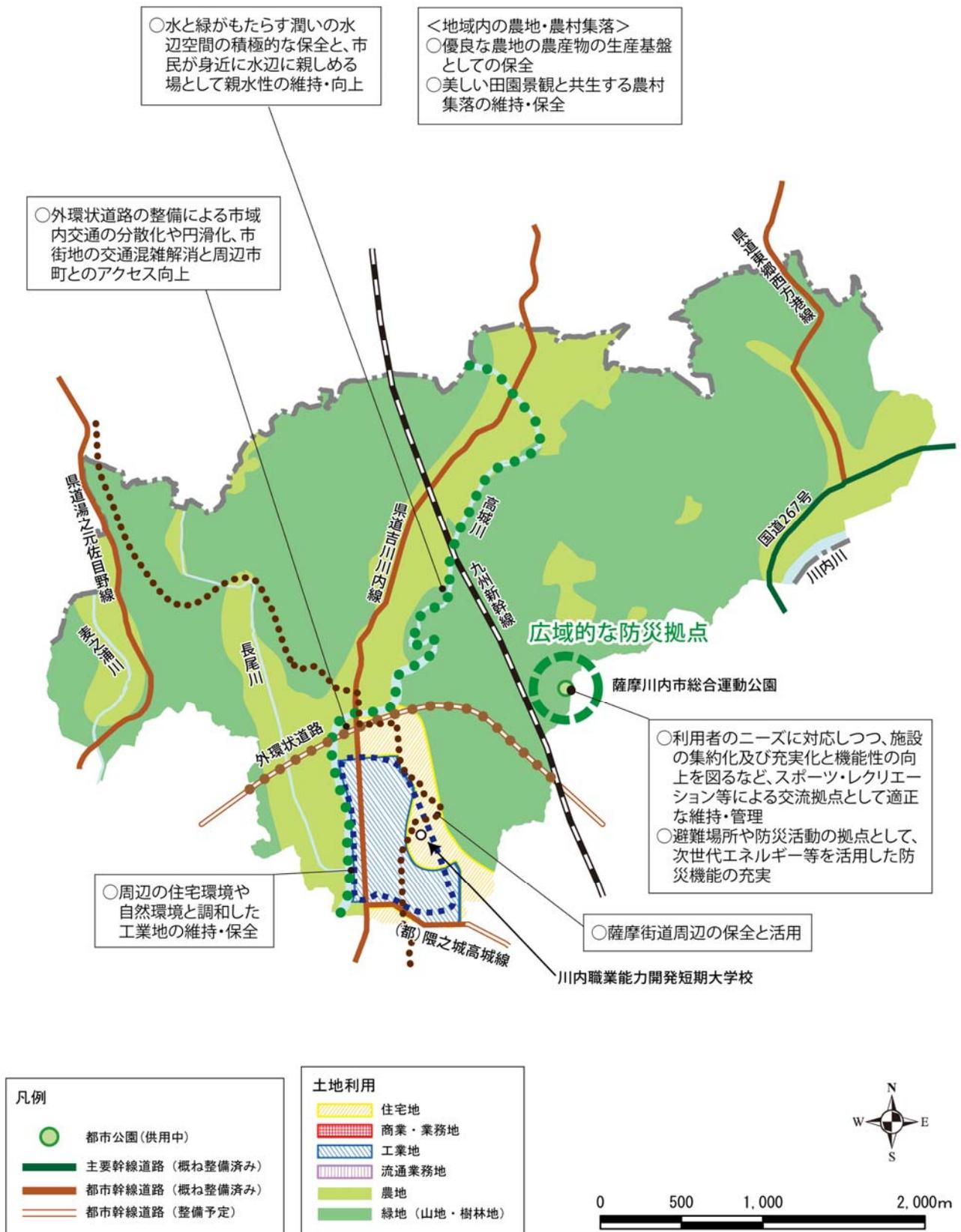


図 44 川内北部地域づくり方針図

6-4 川内中央部地域

(1) 地域づくりの目標像

“エネルギー”豊かな にぎわいと魅力があふれるまち 川内中央部

川内中央部地域は、地域を東西に貫流するように川内川が流れており、その両岸に古くから市街地が形成され、本市の商業・文化の中心地、北薩地域の陸の玄関として発展してきました。

また、本市の玄関口となっている川内駅が地域の南部に位置し、広域交通の中心を担っていると同時に、その周辺は本市の中心的な商業・業務地として利用されています。そのような中、川内駅やその周辺においては、空き家や空き店舗等の活用、民間活力やICTを活用したまちづくりや、次世代エネルギーを活用した様々なプロジェクトが進められているほか、国道3号や国道267号沿道は沿道型商業サービス地として、商業・業務地、幹線道路沿道周辺は利便性の高い住宅地として利用されています。

一方、地域内には新田神社や可愛山陵、薩摩国分寺跡、泰平寺、薩摩街道等の本市の貴重な歴史・文化的資産を有しています。

さらに、九州新幹線の開通や南九州西回り自動車道の整備に伴い、高速交通機能との連携や川内川と一体となったまちづくりが求められており、土地区画整理事業等の大規模な都市基盤整備が図られています。

このことから本地域では、交通の利便性を活かしつつ、本市の中心のみならず北薩地域の陸の玄関としてふさわしい都市機能の充実した、市内外の人々が訪れるにぎわいと魅力あふれるまちを目指します。



図 45 位置図

(2) 地域づくりの方針

①土地利用・市街地整備

- ・川内駅周辺については、交通アクセス機能及び交通結節機能の向上、広域的な交流や各種情報発信など複合的な機能を持つコンベンション施設等の都市基盤整備を図るとともに、次世代エネルギーの持つ福祉・防災・環境等の機能を活かし、北薩地域の陸の玄関として質の高い都市機能の集積に努めます。
- ・コンパクトなまちづくりを基本とし、中心市街地については商業・業務施設を集積・集約させ、訪れる人が歩いて楽しめる明るい市街地環境の形成を図ります。また、必要に応じて建築形態規制値の見直しを行う等により土地の高度利用による都市機能更新を図りつつ、風格のある中心商業・業務地の形成と活性化を図ります。
- ・空き家や空き店舗等を有効に活用し、民間活力やICTを活用した様々なサービスの提供により、各地域の資源を活かしたまちづくりの推進を図ります。
- ・国道3号、国道267号沿道については、住民の日常生活支援と地域内外の交流を促進するため、沿道型商業施設の進出状況や背後地の住環境と調和を図りつつ、沿道型商業・業務施設及びサービス施設の立地誘導による健全な沿道型サービス地の育成に努めます。
- ・川内駅周辺では、川内駅東口の交通結節機能の強化、中心市街地に近接した利便性の高い住環境の形成を目的に、土地区画整理事業等の面的整備も含め地区の実情に応じた効果的な手法を活用することにより、既成市街地の更新を促進します。
- ・中心市街地など生活利便の良い住宅地では、公共下水道の整備や都市型住宅の立地を促進するなど、生活環境の維持・向上を図ります。
- ・中郷地区や天辰地区など、土地区画整理事業や計画的な開発により、良好な都市基盤が整備されている住宅地や今後新たに整備・開発される住宅地では、次世代エネルギー等を用いた環境・福祉の充実を検討し、良好で潤いのある住環境の維持・向上を図ります。
- ・その他の低層住宅を中心とした住宅地については、一定の密度を維持しつつ、周囲の自然と調和した緑豊かでゆとりのある住環境の維持・形成を図ります。
- ・平佐地区、御陵下地区などの一部の都市基盤未整備地区については、災害時の影響を考慮し、空き家対策、建築物の耐震化、道路境界からの建築物の後退による道路用地の確保と整備など、適切かつ安全な住環境の形成を図ります。
- ・既存工業地については、周辺の住宅環境に調和した良好な工業地の維持・保全に努めます。
- ・上川内、大小路地区の準工業地域については、大規模集客施設立地の規制及び用途の純化を目的として特別用途地区を指定しており、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・用途地域縁辺部については、ゆとりのある住環境の維持・保全に努めるため、無秩序な市街化の防止、また、建築形態規制の導入について調査・検討し農地との共生を図ります。
- ・川内川や点在するため池の水と緑がもたらす潤いの水辺空間については、積極的な保全に努め利活用を図ります。
- ・可愛山陵を含む神亀山は歴史的背景を有するシンボリックな山であり、その歴史・文化を後世に伝える場として保全・活用を図ります。

- ・優良な農地については、農産物の生産基盤としての保全に努め、また、農地の持つ防災など公益機能の維持を勘案し、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。
- ・中心市街地については、にぎわいと魅力ある都市空間の形成を図るためコンパクトなまちづくりの方針を基本としつつ、都市機能の集積・商業施設等の集約や土地の高度利用を進める手法の調査・検討に努めます。また、市街地再開発事業などの支援策については、事業の熟度に対応した検討を行います。
- ・土地区画整理事業による基盤整備が完了している川内駅周辺地区においては、良好な住環境の形成を目的とした公共下水道をはじめとする住環境改善に努めるほか、中郷地区、第二中郷地区については、計画的な土地利用により良好なまち並みの形成を図ります。
- ・天辰第一地区、天辰第二地区においては、土地区画整理事業による道路・公園等の基盤整備と川内川の拡幅整備を併せて行い、効率的に新しい市街地の形成と快適で魅力的な住環境の整備を推進します。
- ・今後計画的に宅地の利用増進を図っていく地区については、土地区画整理事業など面的整備手法の導入について地域住民の合意形成に努めるとともに、十分な調査・検討のもと、高速交通体系を活かした通勤圏の拡大に伴う定住人口の増加に対応した、計画的で効率的な住宅地の形成を図ります。
- ・道路や公園等の都市施設が不十分な地区では、地域住民の意向を確認したうえで土地区画整理事業など面的整備手法や市街地環境の改善に資する制度等の活用等、地区の実情に応じた効果的な手法等について十分な調査・検討を進めます。
- ・川内川の川内市街部改修に合わせ、“まちづくり”と“かわづくり”とが一体となり安全・安心な市街地の再生を図るため、住民とともに防災拠点等の整備も含めた“かわまちづくり”について調査・検討を行います。

②都市施設（道路・交通）

- ・県道山崎川内線、都市計画道路向田天辰線、県道川内串木野線等、中心市街地への広域交通アクセスの利便性を高める放射状の道路の整備を推進します。
- ・市域内交通の分散化や円滑化、市街地の交通混雑解消及び周辺市町とのアクセス向上を目的として、交通需要の動向を勘案しつつ、都市計画道路隈之城高城線（内環状道路）と都市計画道路天辰上川内線（外環状道路）、都市計画道路永利天辰線（外環状道路）の整備を推進します。
- ・川内駅東口においては、広域的な交流が可能となった九州新幹線の利便性を活かすため、川内駅へのアクセス道路検討と整備推進により、交通結節機能及び利便性の向上を図ります。
- ・円滑な交通や次世代エネルギー等を活用した都市環境の改善につながる交通手段への転換のため、ＪＲ鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道、コミュニティバスなどの利用促進を図るとともに、交通手段の少ない地域での利用しやすい公共交通機関の在り方について調査・検討を行います。
- ・都市の骨格を形成するにあたっては、九州新幹線をはじめとした川内駅などの鉄道駅や南九州西回り自動車道の各インターチェンジへの交通アクセスの利便性を高める外環状道路・主要幹線道路等整備の拡充・強化及び機能維持に努めます。
- ・川内川川内市街部改修や土地区画整理事業等と連携した都市計画道路の整備を推進し、中心市街地へ流入する交通量の分散化及び都市交通体系の充実を図ります。

- ・身近な生活道路については、地域の実情や住民ニーズに配慮しつつ危険個所の解消を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、通学路における歩道整備や段差の解消、ゾーン 30 対策による交通規制や道路整備など、安全で快適な生活道路の形成及び機能維持に努めます。
- ・LED等を用いた街路灯の設置促進や植栽の保全に努め、防犯や景観に配慮した沿道環境の整備を図ります。特に国道3号の上川内地区については、安全で美しい道路空間の創出のため無電柱化や花壇などの景観整備を推進します。
- ・川内駅周辺については、鉄道利用者への交通サービス施設としてパークアンドライドの実践と、駅周辺の中心市街地活性化につながる公共駐車場・駐輪場の整備を図ります。

③都市施設（公園・緑地・その他）

- ・公園が不足している地区を中心に、住民の身近な公園として街区公園を徒歩圏内に配置するなど計画的かつ総合的な公園・緑地の整備について、土地区画整理事業等と連携した推進を図ります。
- ・川内川や春田川等の地域内を流れる河川の水辺空間については、貴重な自然環境として適切な保全に努めるとともに、市民が身近に水辺に親しめる場となる空間づくりや親水性の維持・向上を図ります。
- ・川内川が有する高水敷・水辺については、川内川河川整備計画に基づきスポーツや各種イベントの活動拠点として魅力ある河川空間の形成を図ります。特に川内川川内市街部改修においては、“安全で親しみやすい川内川”を目指すとともに魅力ある河川景観づくりに向け、住民参加による“まちづくり”と一体となった整備の促進を図ります。
- ・避難場所や防災活動の拠点を担う施設でもある公園や緑地については、災害時の活用を考慮し、適切な配置と次世代エネルギー等を活用した防災機能の充実を図ります。
- ・薩摩国分寺跡史跡公園、横岡古墳公園、新田神社、渡唐口・渡瀬口、天辰寺前古墳公園を含めた薩摩街道周辺については、歴史・文化を今に伝える貴重な資産であり、市内外の多くの人々がふれあえる場として適切な保全に努め活用を図ります。
- ・寺山、清水ヶ岡等の緑豊かな山々や緑地については、自然の豊かさや美しさを身近に感じることのできる貴重な場として適切に保全し、眺望と緑豊かな自然を活かした整備と利活用を図ります。
- ・既設の公園については、アダプトプログラムや地域住民によるボランティア活動などの協力・連携による維持・管理に努めます。
- ・公共下水道では「鹿児島県生活排水処理施設整備構想」において、市街地は集合処理区域として位置づけられており、今後も未整備区域の計画的な整備を図り、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めます。
- ・公共下水道事業計画区域以外については、小型合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置や汲取り・単独浄化槽からの切替えを促進し、清潔で快適な生活環境と自然にやさしいまちづくりを推進します。
- ・宮里浄化センター等の汚水処理施設や既設の下水管等については、適正な管理を行い施設機能の維持に努めます。
- ・川内葬斎場については、長寿命化計画に基づき適正な管理を行い施設の機能の維持に努めます。

- 卸売市場については、南九州西回り自動車道を利用した高速輸送による流通圏の拡大に伴い、遠隔消費地にも対応した機能性の向上を図ります。



昭和通線（鳥追町、東向田町）



国道3号向田地区（西向田町）



図 46 川内中央部地域づくり方針図

6-5 川内南部地域

(1) 地域づくりの目標像

医療・福祉が充実し豊かな子どもを育むまち 川内南部

川内南部地域は、地域内河川の水源となっている日笠山山系や冠岳山系を背に、優良農地を取り囲むように住宅地や農村集落が形成されており、その中には、本市の医療・福祉機能の集積核ともなっている「福祉の里」が立地しています。また、商業については国道3号と市道木場茶屋隈之城線を中心として、郊外型の大型商業施設等が多く立地し都市化が進行している状況となっています。

一方、地域西部には南九州西回り自動車道の薩摩川内都インターチェンジが整備され、交通利便の高さを活用した土地利用が期待されている地域です。

このことから本地域では、地域内の水と緑の豊かな自然環境を活かしつつ、医療・福祉の拠点として更なる機能の充実を図り、生活利便性の高い居住地として子どもたちを豊かに育む安心して快適に暮らせるまちを目指します。



図 47 位置図

(2) 地域づくりの方針

①土地利用・市街地整備

- ・幹線道路沿道については、周辺住民の日常生活支援を主体とした沿道型商業サービス地としての育成に努め、商業施設や住宅地の開発動向を勘案しつつ、必要に応じて建築形態規制値の見直しや用途地域の設定などを検討します。
- ・低層住宅を中心とした住宅地については、一定の密度を維持しつつ、周囲の自然と調和した緑豊かでゆとりのある住環境の維持・形成を図ります。
- ・南九州西回り自動車道薩摩川内都インターチェンジ周辺については、流通関連産業などの進出が予想されるため適正な流通・業務地の育成を図るとともに、適切な土地利用の規制・誘導による交通便利性を活かした良好な住宅地の形成を図り、定住人口の増加に努めます。
- ・国道3号、県道川内加治木線、県道川内郡山線の用途地域縁辺部については、無秩序な農地の転用や小規模宅地開発が見られることから無秩序な市街化を防止し、ゆとりのある住環境の維持及び農地との共生を図るため、適正な土地利用の規制・誘導に努めます。
- ・木場茶屋最終処分場の土地利用については、地域の意見を踏まえながら検討します。
- ・日笠山山系や冠岳山系などの山地・丘陵地の緑については、良好な都市環境を形成する重要な自然環境として保全に努めます。
- ・優良な農地については、農産物の生産基盤としての保全に努め、また、農地の持つ防災など公益機能の維持を勘案し、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。

②都市施設（道路・交通）

- ・中心市街地と本地域の隈之城駅及び南九州西回り自動車道薩摩川内都インターチェンジなどとの交通連携強化を図る路線として、県道川内郡山線（宮崎バイパス（仮称））などの整備を推進します。
- ・円滑な交通や次世代エネルギー等を活用した都市環境の改善につながる交通手段への転換のため、JR鹿児島本線やコミュニティバスなどの利用促進を図るとともに、交通手段の少ない地域での利用しやすい公共交通機関のあり方について調査・検討を行います。
- ・中心市街地と郊外部との連携強化のため県道川内郡山線等整備の拡充・強化を図り、機能維持に努めます。
- ・身近な生活道路のうち、狭あい道路や線形の危険な道路などについては、地域の実情や住民ニーズに配慮しつつ危険個所の解消を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、通学路などにおける歩道整備や段差の解消、道路整備など、安全で快適な生活道路の形成及び機能の維持に努めます。
- ・LED等を用いた街路灯の設置促進や植栽の保全に努め、防犯や景観に配慮した沿道環境の整備を図ります。

③都市施設（公園・緑地・その他）

- ・公園が不足している地区を中心に、地域の現状を踏まえて住民の身近な公園の適切な配置・整備について調査・検討を行います。

- ・隈之城川、木場谷川等の地域を流れる河川の水辺空間については、貴重な自然環境として適切な保全に努めるとともに、市民が身近に水辺に親しめる場として親水性の維持・向上や親水空間づくりを図ります。
- ・避難場所や防災活動の拠点を担う施設でもある公園や緑地については、災害時の活用を考慮し、適切な配置及び次世代エネルギー等を活用した防災機能の充実を図ります。
- ・永利のオガタマノキ、大原野池、あさつけの滝、一角池（藤次原池）周辺や尾賀台などの地域の自然的資源については、保全に努めるとともに、地域住民の憩いの場として良好な自然環境と景観を活かした利活用を図ります。
- ・既設の公園については、地域住民によるボランティア活動などの協力・連携による維持・管理に努めます。
- ・集合処理区域以外については、小型合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置や汲取り・単独浄化槽からの切替えを促進し、清潔で快適な生活環境と自然にやさしいまちづくりを推進します。
- ・永利ホープタウンについては、コミュニティ・プラントへの加入促進を図り、汚水処理施設の効率的な維持・管理に努めます。



薩摩川内都インターチェンジ（都町）



幹線道路沿道の商業施設（矢倉町）

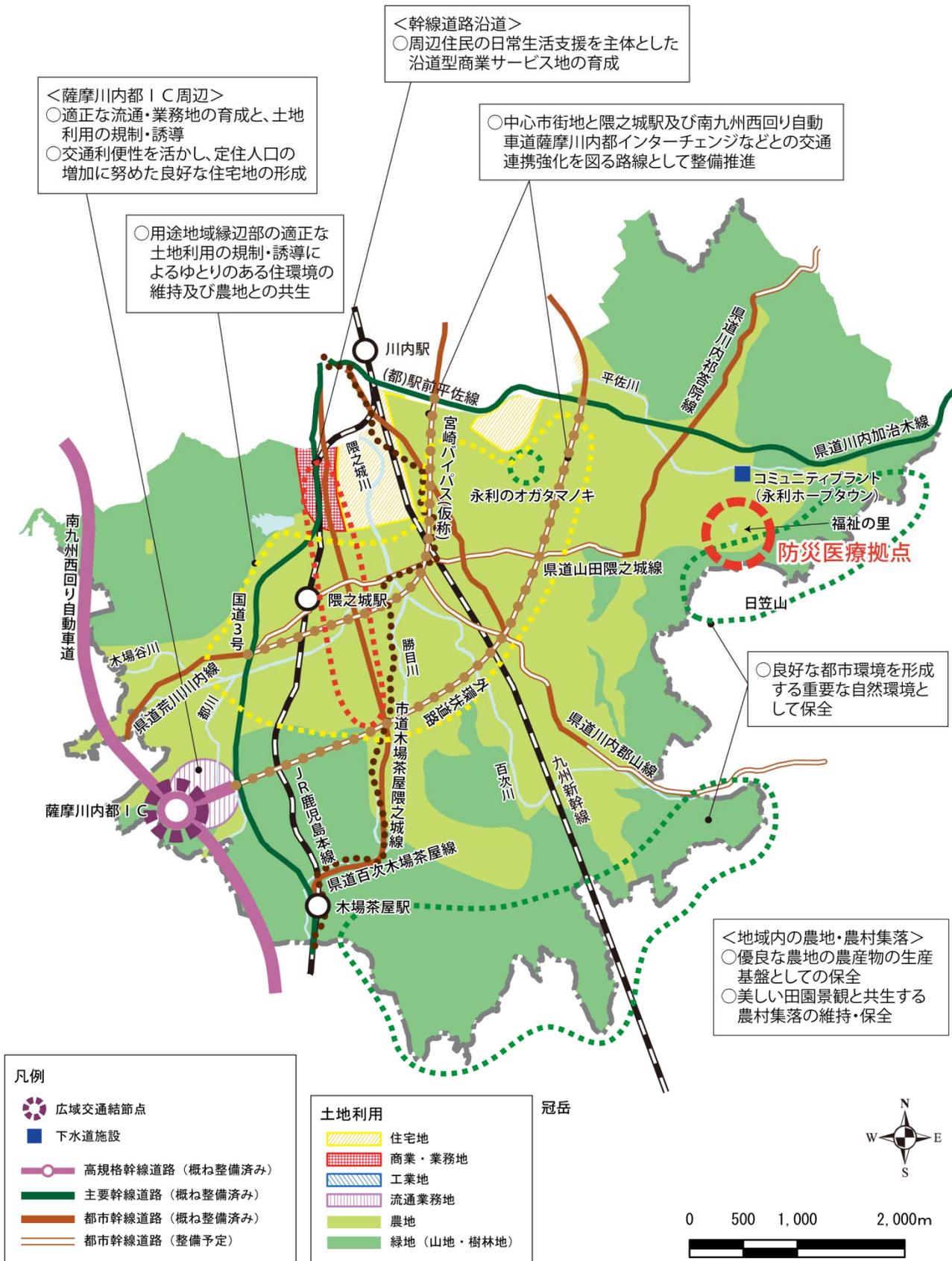


図 48 川内南部地域づくり方針図

6-6 樋脇地域

(1) 地域づくりの目標像

“ゆうゆう”と人々が暮らし、スポーツと温泉でにぎわうまち 樋脇

樋脇地域は、川内川支流の樋脇川が地域北部を東西方向に流れ、その平野部には公共公益施設が立地して市街地を形成しています。また、地域南部には市比野川が南北方向に流れており、川沿いには殿様の湯「薩摩の奥座敷」と呼ばれた歴史ある市比野温泉郷を中心とした温泉街が形成され、その北東側に隣接するゴルフ場とともに、地域の貴重な観光やスポーツが楽しめる場となっており、これらの地域内の資産を活用したまちづくりが期待されています。

一方、市街地の周辺には水田が広がり、丘陵地ではブドウの栽培や畜産等が行われ、地域の基幹産業の一つになっており、また、地域周辺部は緑豊かな山々に囲まれ、おわんを伏せたような半円の美しい丸山は地域のシンボリックな存在となっています。さらに、樋脇武士踊りや岩下の棒踊り、塔之原1区の太鼓踊りなどの伝統芸能が保存・伝承されています。

このことから本地域では、自然や歴史的資産、温泉等の地域特性を活かしつつ、魅力ある地域として住民も観光客も元気に過ごすことのできる活気あふれるまちを目指します。

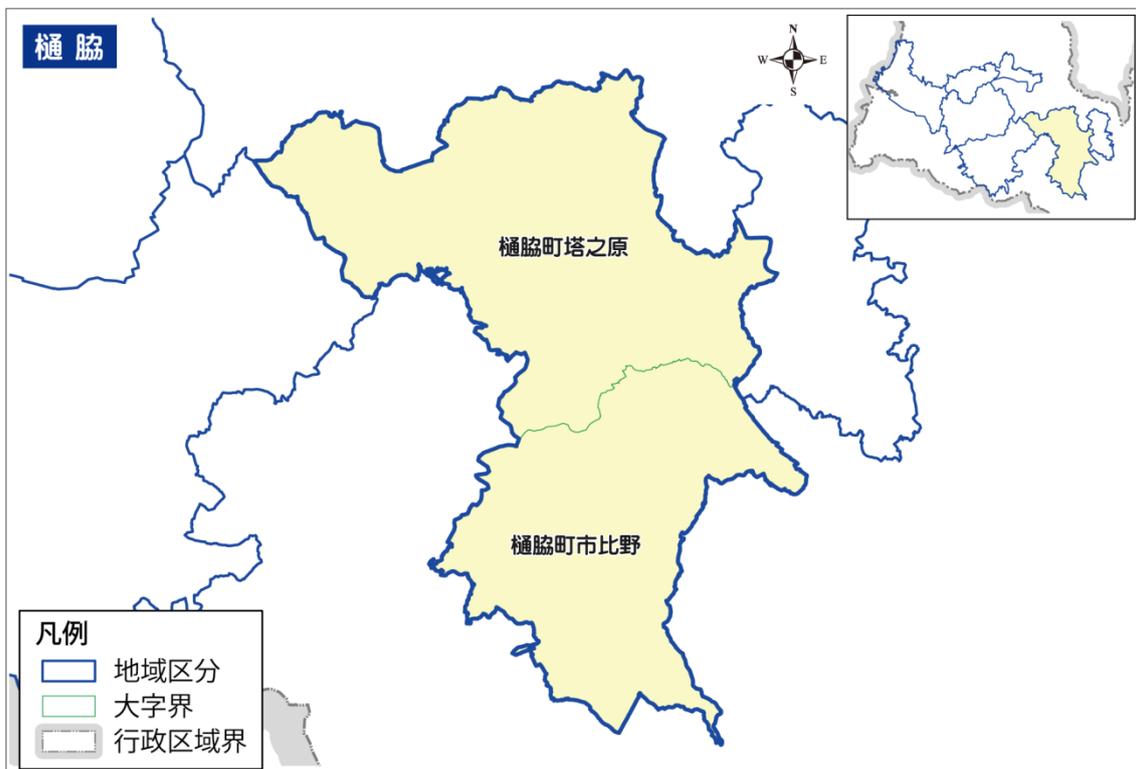


図 49 位置図

(2) 地域づくりの方針

①土地利用・市街地整備

- ・ 県道川内加治木線沿道については、周辺の住環境や自然環境との調和を重視しつつ、沿道型商業・業務地としての土地利用を推進します。
- ・ 市比野温泉街については、地域内のみならず来街者にとっても魅力ある観光・商業地としての育成に努め、活力ある商業地の形成を図るとともに、現況の土地利用を十分に踏まえて必要に応じて用途地域の設定を検討します。
- ・ 塔之原中心部周辺については、近隣住民の日常生活を支える商業・業務機能の集積を図り、周辺における快適な住環境の形成に寄与する地域の拠点の育成に努めます。
- ・ 樋脇高校跡地を有効に活用し、資源を活かしたまちづくりの推進を図ります。
- ・ 塔之原の田代ニュータウン（定住促進住宅団地）については、定住化促進のため低層系の戸建て住宅の建設を促進し、良好な住環境の形成を図ります。
- ・ 市比野温泉街の周辺背後地の住宅地については、低層住宅地としての土地利用を誘導し一定の密度を維持しつつ、周辺の自然と調和した緑豊かでゆとりのある良好な住環境の形成を図ります。
- ・ 塔之原中心部や市比野温泉街に近接した幹線道路沿道の住宅地において、沿道景観や周辺住環境に支障のないものについては商業・業務機能の立地を許容し、利便性の高い複合的な住宅地の形成を図ります。
- ・ 幹線道路沿道及びこれらに近接する集落地周辺については、無秩序な農地転用を抑制しつつ、田畑や河川、里山などと調和した集落住環境の維持・育成に努めます。
- ・ 丸山自然公園等の市街地の背景となっている地域内の山地・丘陵地の緑については、良好な都市環境を形成する重要な自然環境として保全に努めます。
- ・ 優良な農地については、農産物の生産基盤としての保全に努め、また、農地の持つ防災など公益機能の維持を勘案し、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。

②都市施設（道路・交通）

- ・ 円滑な交通や次世代エネルギー等を活用した都市環境の改善につながる交通手段への転換のため、コミュニティバスなどの利用促進を図るとともに、交通手段の少ない地域での利用しやすい公共交通機関のあり方について調査・検討を行います。
- ・ 周辺市町との連携や空港、鉄道駅、南九州西回り自動車道の各インターチェンジへの交通アクセスの利便性を高めるため県道川内加治木線をはじめとした主要幹線道路等整備の拡充・強化及び機能維持に努めます。
- ・ 身近な生活道路のうち、狭あい道路や線形の危険な道路などについては、地域の実情や住民ニーズに配慮しつつ危険個所の解消を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、安全で快適な生活道路の形成及び機能維持に努めます。
- ・ LED等を用いた街路灯の設置促進や植栽の保全に努め、防犯や景観に配慮した沿道環境の整備を図ります。

③都市施設（公園・緑地・その他）

- ・丸山公園等の公園・緑地については、住民の憩い及びレクリエーションの拠点としての機能の充実に努めるとともに、身近な都市計画公園として地域住民によるボランティア活動などの協力・連携による維持・管理に努めます。
- ・樋脇川や市比野川等の地域を流れる河川の水辺空間については、貴重な自然環境として水質や景觀に配慮しつつ適切な保全に努めるとともに、市民が身近に水辺に親しめる場となる空間づくりや親水性の維持・向上を図ります。
- ・避難場所や防災活動の拠点を担う施設でもある公園や緑地については、災害時の活用を考慮し、適切な配置及び次世代エネルギー等を活用した防災機能の充実に努めます。
- ・小型合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置や汲取り・単独浄化槽からの切替えを促進し、清潔で快適な生活環境と自然にやさしいまちづくりを推進します。



湯の滝公園（樋脇町市比野）



田代ニュータウン（樋脇町塔之原）

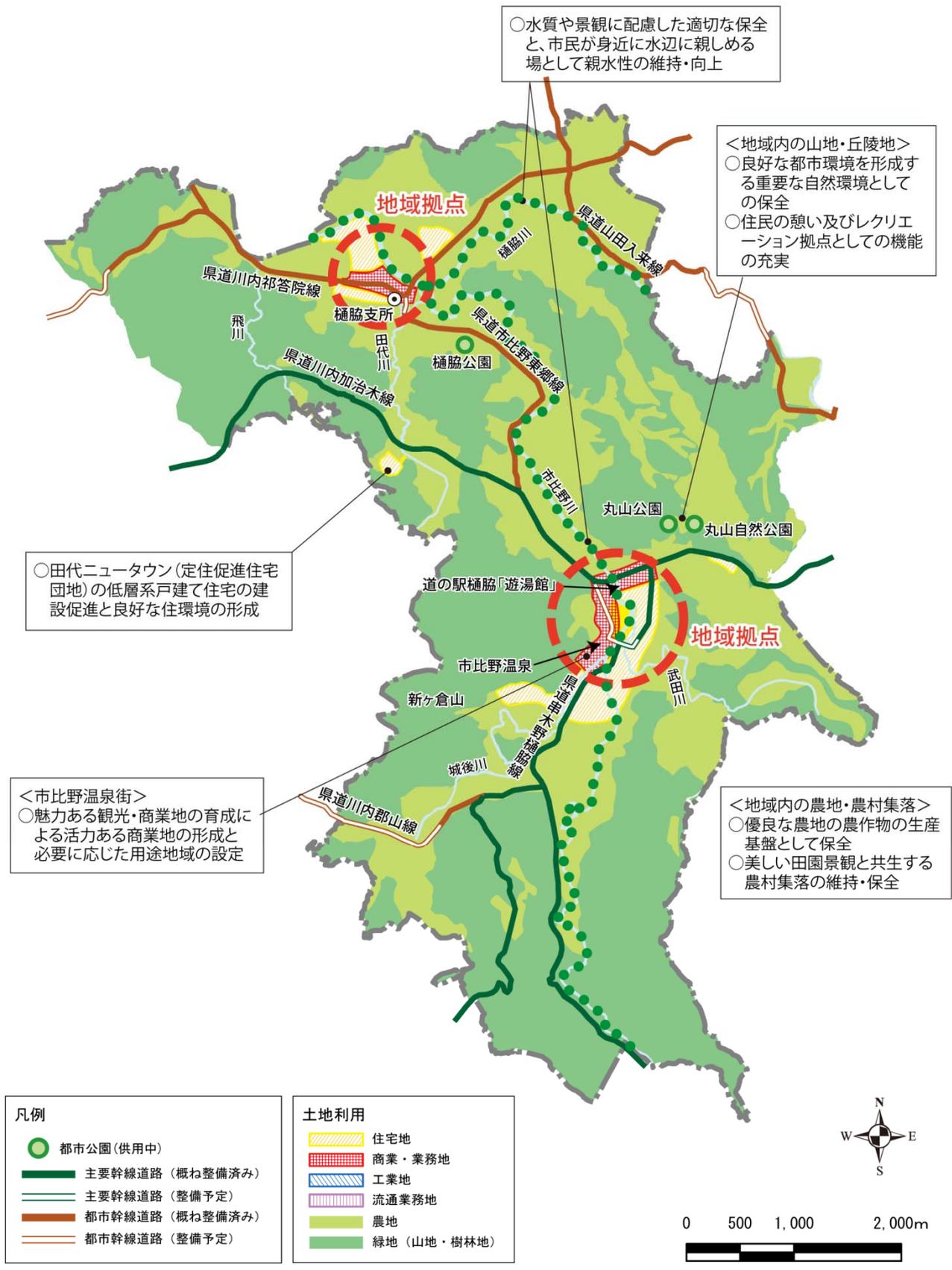


図 50 樋脇地域づくり方針図

6-7 入来地域

(1) 地域づくりの目標像

“ぬくもり”と“やさしいまち並み”を歩いて楽しむまち 入来

入来地域は、温泉街や入来工業団地を中心とした市街地が地域北部に形成されており、観光施設や商業・公共公益施設等が集中しています。地域西側中央部には清色城跡や武家屋敷群、神社、蔵など歴史的建造物が多く存在し、「重要伝統的建造物群保存地区」として国の選定を受けている入来麓地区の歴史的まち並みが形成されており、魅力あるまちづくりへの活用が求められています。

一方、豊かな自然環境にも恵まれた地域であり、地域北部には釣尾川、南部には樋脇川が流れ、中央部には向山自然公園があり、地域住民に憩いの場として親しまれています。

このことから本地域では、温泉や歴史的資産、豊かな自然環境を活かしつつ、入来らしいまち並みを市内外の人々が歩いて楽しめるまちを目指します。



図 51 位置図

(2) 地域づくりの方針

①土地利用・市街地整備

- ・国道 328 号沿道については、周辺の住環境、自然環境との調和を図りつつ、沿道型商業・業務地としての土地利用を推進します。
- ・温泉場地区周辺については、近隣住民の日常生活を支える商業・業務機能の集積を推進するとともに、周辺における快適な住環境の形成に寄与する拠点の育成に努めます。また、地域資源である温泉を活かし、地域内のみならず来街者にとっても魅力ある観光・商業地としての育成に努め、活力ある商業地の形成を図ります。
- ・低層住宅を中心とした住宅地については、一定の密度を維持しつつ、周囲の自然と調和した緑豊かでゆとりのある住環境の維持・形成を図ります。
- ・温泉場地区の周辺については土地区画整理事業との連携により都市基盤施設を整備するとともに、計画的な土地利用による良好な住宅地の形成を図ります。
- ・入来工業団地については積極的な企業誘致を進めるとともに、隣接する住宅地などの周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な工業地の維持・保全に努めます。
- ・国道 328 号沿道にある住宅地において、沿道景観や周辺住環境に支障のないものについては商業・業務機能の立地を許容し、利便性の高い複合的な住宅地の形成を図ります。
- ・幹線道路沿道及びこれらに近接する集落地周辺については、無秩序な農地転用を抑制し田畑や河川、里山などと調和した集落住環境の維持・保全に努めます。
- ・市街地の背景となっている地域内の山地・丘陵地の緑については、良好な都市環境を形成する重要な自然環境として保全に努めます。
- ・入来麓地区については、重要伝統的建造物群保存地区として歴史的まち並みの保全・活用を推進するとともに、風情ある住宅地として良好な住環境の保全・形成を図ります。
- ・辻原地区や町地区など優良な農地については、農産物の生産基盤としての保全に努め、また、農地の持つ防災など公益機能の維持を勘案しつつ、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。
- ・温泉場地区については、活力あるまちづくりを牽引していきべき地区として土地区画整理事業を推進し、地区内の幹線道路網、都市計画公園の整備、河川改修を実施するとともに、公共交通機能の向上、駐車場の確保、歩行者優先空間の整備や都市型文化施設などの集客施設の機能充実を促進し、安全で快適なにぎわいのある魅力的な市街地の形成を図ります。

②都市施設（道路・交通）

- ・円滑な交通や次世代エネルギー等を活用した都市環境の改善につながる交通手段への転換のため、コミュニティバスなどの利用促進を図るとともに、交通手段の少ない地域での利用しやすい公共交通機関のあり方について調査・検討を行います。
- ・周辺市町との連携や空港、鉄道駅、南九州西回り自動車道の各インターチェンジへの交通アクセスの利便性を高めるため、国道 328 号や県道川内加治木線等の機能維持に努めます。

- ・身近な生活道路のうち、狭あい道路や線形の危険な道路などについては、地域の実情や住民ニーズに配慮しつつ危険個所の解消を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、安全で快適な生活道路の形成及び機能維持に努めます。
- ・LED等を用いた街路灯の設置促進や植栽の保全に努め、防犯や景観に配慮した沿道環境の整備を図ります。

③都市施設（公園・緑地・その他）

- ・身近な都市公園や緑地については、温泉場地区土地区画整理事業と連携した整備を推進します。
- ・後川内川や釣尾川等、地域を流れる河川の水辺空間については、貴重な自然環境として水質や景観に配慮しつつ適切な保全に努めるとともに、市民が身近に水辺に親しめる場となる空間づくりや親水性の維持・向上を図ります。
- ・避難場所や防災活動の拠点を担う施設でもある公園や緑地については、災害時の活用を考慮し、適切な配置及び次世代エネルギー等を活用した防災機能の充実を図ります。
- ・清色城跡周辺の緑豊かな山々や季節を彩る木々を有する緑地については、自然の豊かさや美しさを身近に感じることができる貴重な場として適切な保全・整備を図りつつ、入来麓地区の歴史的まち並みとともに歴史・文化にふれあえる場として、市内外の多くの人々が集う交流の場として積極的な活用を図ります。
- ・向山自然公園や湯之山公園等の既設の公園については、地域住民によるボランティア活動などの協力・連携による維持・管理に努めます。
- ・集合処理区域以外については、小型合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置や汲取り・単独浄化槽からの切替えを促進し、清潔で快適な生活環境と自然にやさしいまちづくりを推進します。
- ・農業集落排水への加入促進を図り、汚水処理施設の効率的な維持・管理に努めます。



入来麓地区のまち並み（入来町浦之名）



温泉場地区土地区画整理事業（入来町副田）

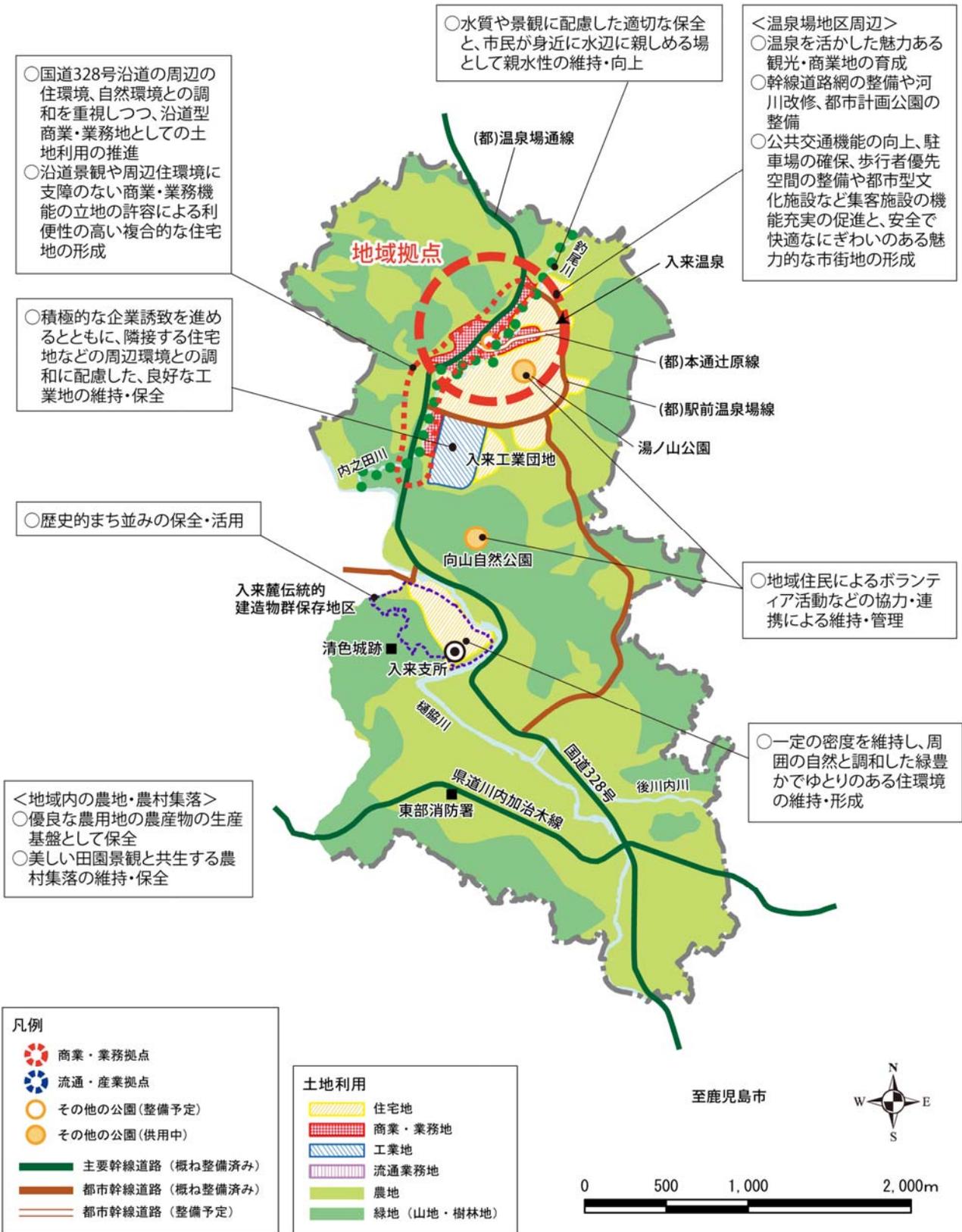


図 52 入来地域づくり方針図

6-8 斧淵地域

(1) 地域づくりの目標像

自然とフルーツに恵まれ、学び支えあう住みよいまち 斧淵

斧淵地域は、川内川の北側に市街地が形成され、国道 267 号沿道を中心に商業・公共公益施設等が立地し、東郷地域の中心的な商業・業務拠点となっています。また、山林や河川などの自然環境にも恵まれており、水と緑の魅力ある景観を構成しているとともに、樋渡川沿いに田園居住地が広がり、ブドウ、ナシなどのフルーツの里にもなっています。

さらに、城跡などの価値の高い歴史的資産が存在しているほか、江戸前期頃から人形浄瑠璃が伝承されており、国の重要無形民俗文化財にも指定されています。

一方、少子化に伴い小中学校の統廃合による小中一貫校の整備が進められ、整備後の跡地の有効活用が求められています。

このことから本地域では、地域の特徴的な農産物や良好な自然環境を活かしつつ保全するとともに、川内川の河川改修と大規模跡地活用に合わせた市街地環境の改善により、潤いのある暮らしやすいまちを目指します。



図 53 位置図

(2) 地域づくりの方針

①土地利用・市街地整備

- ・国道 267 号沿道については、周辺の住環境、自然環境との調和を重視しつつ、沿道型商業・業務地としての土地利用を推進します。
- ・舟倉地区周辺については、近隣住民の日常生活を支える商業・業務機能の集積を図り、周辺における快適な住環境の形成に寄与する拠点の育成に努めます。
- ・地域中心部に位置する東郷小学校及び東郷中学校の統廃合後の跡地については、まちなかの資源としての有効活用を検討し、まちづくりの推進を図ります。
- ・低層住宅を中心とした住宅地については、一定の密度を維持しつつ、周囲の自然と調和した緑豊かでゆとりのある住環境の維持・形成を図ります。
- ・都市基盤未整備地区については、災害時の影響を考慮した道路境界からの建築物の後退による道路用地の確保と整備など、適切かつ安全な住環境の形成を図ります。
- ・国道 267 号沿道にある住宅地において、沿道景観や周辺住環境に支障のないものについては商業・業務機能の立地を許容し、利便性の高い複合的な住宅地の形成を図ります。
- ・幹線道路沿道及びこれらに近接する集落地周辺については、無秩序な農地転用を抑制し、田畑や河川、里山などと調和した集落住環境の維持・保全に努めます。
- ・地域内の良好な緑地については、良好な都市環境を形成する重要な自然環境として保全に努めるとともに、暮らしに潤いを与える緑地として活用を図ります。
- ・優良な農地については、農産物の生産基盤としての保全に努め、また、農地の持つ防災など公益機能の維持を勘案し、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。
- ・川内川の河川改修と併せた市街地環境の改善に資する都市計画制度等の活用など、地区の実情に応じた効果的な手法等について、十分な調査・検討を行い推進を図ります。

②都市施設（道路・交通）

- ・円滑な交通や次世代エネルギー等を活用した都市環境の改善につながる交通手段への転換のため、コミュニティバスなどの利用促進を図るとともに、交通手段の少ない地域での利用しやすい公共交通機関のあり方について調査・検討を行います。
- ・周辺市町との連携や空港、鉄道駅、南九州西回り自動車道の各インターチェンジへの交通アクセスの利便性を高めるため国道 267 号等の機能維持に努めます。
- ・身近な生活道路のうち、狭あい道路や線形の危険な道路などについては、地域の実情や住民ニーズに配慮しつつ危険個所の解消を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、安全で快適な生活道路の形成及び機能維持に努めます。特に、新設される小中一貫校周辺では通学路を担う道路の整備を図ります。
- ・LED等を用いた街路灯の設置促進や植栽などの保全に努め、防犯や景観に配慮した沿道環境の整備を図ります。

③都市施設（公園・緑地・その他）

- ・川内川や樋渡川等、地域を流れる河川の水辺空間については、貴重な自然環境として水質や景観に配慮しつつ適切な保全に努めるとともに、市民が身近に水辺に親しめる場となる空間づくりや親水性の維持・向上を図ります。
- ・避難場所や防災活動の拠点を担う施設でもある公園や緑地については、災害時の活用を考慮し適切な配置及び次世代エネルギー等を活用した防災機能の充実を図ります。
- ・樋渡川多目的運動公園については、自然の豊かさや美しさを身近に感じることができる貴重な場として適切な保全・整備を図るとともに、市内外の多くの人々が集うレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。
- ・斧淵健康公園等の既設の公園については、地域住民によるボランティア活動などの協力・連携による維持・管理に努めます。
- ・小型合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置や汲取り・単独浄化槽からの切替えを促進し、清潔で快適な生活環境と自然にやさしいまちづくりを推進します。



川内川と舟倉地区（東郷町斧淵）



樋渡川多目的運動公園（東郷町斧淵）

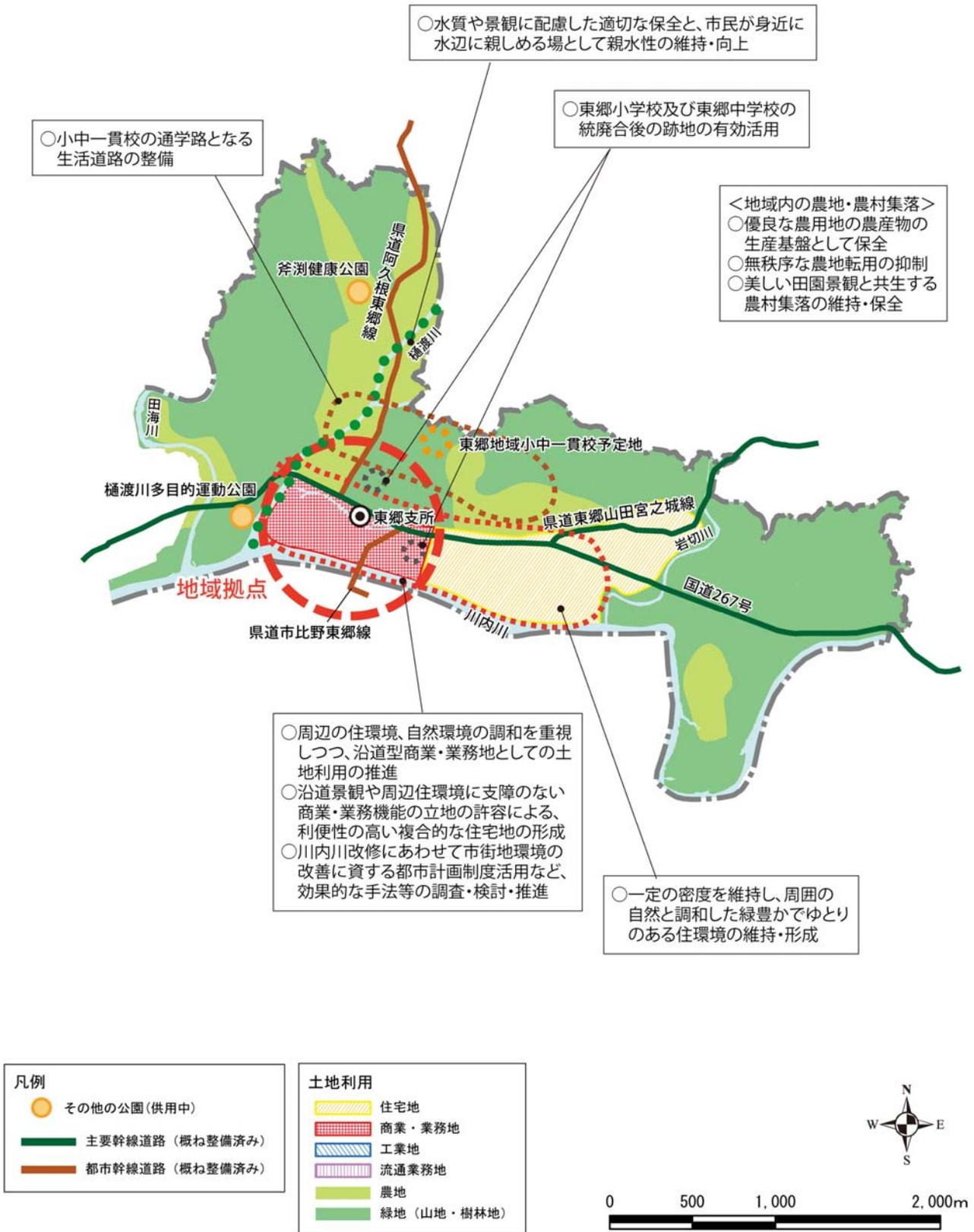


図 54 斧淵地域づくり方針図

第7章 都市計画マスタープランの推進について

(1) 都市づくりの推進体制

①協働の都市づくりの推進

都市計画マスタープランに沿った都市の実現のためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、適切な役割分担と連携のもとに協働による都市づくりを推進します。

		役 割
協働の都市づくり	市民	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ等の地域活動への参加と課題解決に向けた取組みへの参加協力 ○まちづくりに関するルールの遵守 ○まちづくりへの参画 ○各種計画への意見やアイデアの提供 ○都市計画に対する提案 <p style="text-align: right;">など</p>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動を通じた地域経済の活性化への貢献・協力 ○専門的な知識や技術の提供 ○まちづくり活動への参加協力 ○地域のニーズに応える研究・技術開発・人材育成 <p style="text-align: right;">など</p>
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○都市づくり計画の立案と調整 ○都市づくりに関する情報収集と研究 ○都市づくりに関する支援制度の検討・人材育成の推進 ○まちづくり活動への参加 ○住民等のまちづくり活動への参加機会の創出、活動支援 <p style="text-align: right;">など</p>

②国・県・周辺都市及び関係機関との連携

国や県、周辺都市が進める関連計画との連携と情報の十分な収集を行い、総合的な都市づくりを推進します。

また、都市計画以外の観光振興、防災、環境、農林水産業などの様々な分野との協力・連携体制を図りつつ都市計画マスタープランの方針に基づいた都市づくりの実現を目指します。

③推進体制の構築と人材育成

都市計画マスタープランに沿った都市づくりを計画的に進め、各種事業の実効性を高めるために、市役所内部の関係各課による横断的な都市づくりの推進体制を構築し、調整会議や検討組織づくりを行います。

また、職員の専門性を高めるための研修や地域でのまちづくり活動に積極的に参加するなど人材育成を推進します。

(2) 各種制度の活用・連携

①都市計画法に基づく制度の活用

都市計画マスタープランに示す方針に基づき都市づくりを進めていくため、地域地区、市街地開発事業、開発許可制度、地区計画等の制度を活用し、土地利用や建築物等に対する規制・誘導、各事業等を実施します。

また、市民の都市づくりに対する関心を高め、主体的な都市づくりの参加を促すため、都市計画提案制度の活用に向けた取組みについても検討します。

②その他の制度の活用・連携

都市計画法に基づく制度以外にも、景観計画や地域防災計画など、他の法令に基づく制度を活用しつつ必要な規制・誘導、各事業等を実施し都市づくりを推進します。

③計画的な事業推進に向けて

都市計画マスタープランの方針に沿った個別の事業を推進するために、国や県の補助制度等の情報収集を行いつつ財源確保に努め、効果的かつ実現性の高い事業手法の選択や制度活用を図ります。

また、行政だけでなく、企業誘致や民間事業者の活力を導入することも踏まえ効率的な事業の推進に努めます。

(3) 都市計画マスタープランの進行管理

①都市計画マスタープランの情報の共有化

広報紙やホームページによる情報の公開により都市計画マスタープランの積極的な周知に努めるとともに、説明会や勉強会の開催など市民や事業者等との対話を行い、お互いの理解を深め都市づくりの実現に向けた取組みを行います。

②定期的な点検による進行管理

社会情勢や人口減少、土地利用等に伴う地域の変化を把握し、目標としている都市づくりへの進行管理を行うため、都市計画基礎調査や各種統計、アンケート調査を実施し調査結果の整理により、経年的な都市計画に係る変化や動向を把握するとともに、各種施策の進捗の確認を5年ごとに実施します。

③計画の見直しについて

都市計画マスタープランは概ね20年先の将来を目指した長期的な計画であることから、その見直しについては上記の進行管理を行ったうえで柔軟に行います。

資料編

1 薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

所 属	役 職	選出区分	氏 名	備 考
日本経済大学	教 授	学識経験者	石田尾 博夫	委員長
鹿児島工業高等専門学校	教 授	学識経験者	岡松 道雄	
薩摩川内市 女性団体連絡協議会	評議員	市民有識者	今村 えり子	
川内商工会議所	専務理事	市民有識者	上村 健一	
川内青年会議所	顧問	市民有識者	芹ヶ野 裕史	
薩摩川内市農業委員会	委員	市民有識者	中野 政弘	
薩摩川内市 女性チャレンジ委員会	委員	市民有識者	永吉 悦子	
薩摩川内郷土史研究会	会長	市民有識者	林 碩信	
薩摩川内市商工会	総代	市民有識者	平野 峻岳	
鹿児島県建築士会 川薩支部	理事	市民有識者	福永 重承	
国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所	所長	関係行政機関の長	加治 賢祐	
国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所	所長	関係行政機関の長	川俣 裕行	(～H27. 7. 15 福本 仁志)
薩摩川内警察署	署長	関係行政機関の長	郡山 靖弘	
鹿児島県北薩地域振興局 建設部	部長	関係行政機関の長	立元 聡	(～H27. 3. 31 九万田 伸一)
薩摩川内市建設部	部長	薩摩川内市代表	泊 正人	

(敬称略・最終委員会(第4回)時における役職名を記載)

2 薩摩川内市都市計画マスタープラン策定の経緯

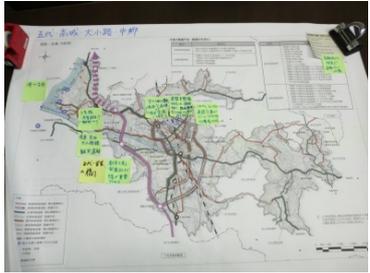
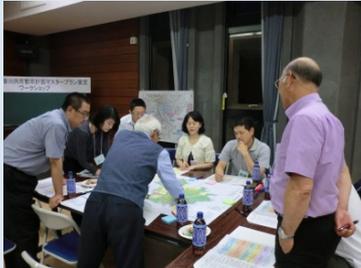
時 期	内 容
平成 26 年 7月23日 ～9月3日	○市民アンケート実施 ・調査対象：市内に居住する満 20 歳以上の市民 3,000 人 ・実施方法：郵送により調査票を配布・回収
10月27日 ～10月29日	○第 1 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定ワークショップ ・地域の魅力と課題の抽出について
11月21日	○第 1 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定庁内会議 ・都市計画マスタープランの役割と策定概要について ・都市の概況と都市づくりの課題について
平成 27 年 1月15日	○第 1 回薩摩川内市都市計画マスタープラン建設部内会議 ・都市計画マスタープランの役割と策定概要について ・全体構想（素案）について
1月28日	○第 2 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定庁内会議 ・都市概況と現マスタープランの進捗状況について ・全体構想（素案）について
2月16日 ～2月18日	○第 2 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定ワークショップ ・全体構想（素案）について
3月19日	○第 1 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会 ・都市計画マスタープランの役割と策定概要について ・都市概況と現マスタープランの進捗状況について ・全体構想（素案）について
5月20日	○第 2 回薩摩川内市都市計画マスタープラン建設部内会議 ・地域別構想（素案）について ・都市計画マスタープランの推進策（素案）について
6月8日	○第 3 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定庁内会議 ・地域別構想（素案）について ・都市計画マスタープランの推進策（素案）について
6月16日 ～6月18日	○第 3 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定ワークショップ ・地域別構想（素案）について
7月23日	○第 2 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会 ・地域別構想（素案）について ・都市計画マスタープランの推進策（素案）について
8月24日 ～9月15日	○庁内意見照会 ・都市計画マスタープラン（案）について
10月23日	○第 3 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会 ・都市計画マスタープラン（案）について
10月28日	○都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン（案）意見照会について
11月2日 ～12月1日	○パブリックコメント実施
12月22日 ～1月15日	○庁内意見照会 ・都市計画マスタープラン（案）について
平成 28 年 2月3日	○第 4 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会 ・都市計画マスタープラン（案）について
平成 28 年 2月10日	○都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン（案）について

3 薩摩川内市都市計画マスタープラン策定ワークショップ

地域特性を活かしたより良い計画づくりを行うため地域住民による「ワークショップ」を経て、それぞれの立場の地域住民による自由な意見交換をもとに本マスタープランを策定しました。

<開催内容>

回数	日程	テーマ	主な内容
第1回	平成26年 10月27～29日	地域を再点検する ～魅力と課題の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の魅力を作りだしている資源や良好な場所、地域づくりや都市づくりに活かしたい場所等を魅力としてマップに整理するため意見交換を実施。 ○地域の危険を感じる場所や問題等、地域における問題点等についてマップに整理するため意見交換を実施。
第2回	平成27年 2月16～18日	都市づくりに向けて ①全体構想案の説明 ②全体構想案についての意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回ワークショップにおける意見等を踏まえて作成した全体構想の案について説明。 ○全体構想の案について内容の充実化を図るため意見交換を実施。
第3回	平成27年 6月16～18日	魅力ある地域づくりに向けて ①地域別構想案の説明 ②地域別構想案についての意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回ワークショップにおける意見等を踏まえて作成した地域別構想の案について説明。 ○地域別構想の案について内容の充実化を図るため意見交換を実施。

	日時・場所	参加人数	写真
第1回	平成 26 年 10 月 27～29 日 19：00～21：00 ・川内文化ホール ・中央公民館 ・清色コミュニティセンター	60 名	 
第2回	平成 27 年 2 月 16～18 日 19：00～20：30 ・川内文化ホール ・中央公民館 ・清色コミュニティセンター	55 名	 
第3回	平成 27 年 6 月 16～18 日 10：00～11：30 19：00～20：30 ・川内文化ホール ・東郷公民館 ・中央公民館 ・清色コミュニティセンター	38 名	 

4 用語集

あ

○ ICT (Information and Communication Technology) (P4, 53, 86, 87)

「情報通信技術」の意味であり、IT (Information Technology) の情報に加えてコミュニケーションを付加した概念。

○ アクセス道路 (P21, 44, 66, 88)

ある場所へのスムーズな出入りや到達するための道路。

○ アダプトプログラム (P69, 89)

行政と市民グループ、企業などが協働で進める美化活動。環境美化に対する啓発・促進を図るとともに、地域の環境美化活動を展開すること。

○ 入来麓伝統的建造物群保存地区 (P24, 48, 74)

伝統的建造物群保存地区とは城下町や宿場町、門前町など歴史的な集落・町並みの保全を図るため、昭和50年の文化財保護法の改正によって創設された国の制度。入来麓地区については、鎌倉時代に相模国の渋谷氏が入来に入部し、入来院姓を名乗り清色城を築城、明治維新までこの地を統治し、山城の麓に石垣、生垣をめぐらした屋敷が築かれ、今日に受け継がれる麓集落が形成された。整然とした区画割やかやぶき門、御仮屋跡など多数の史跡が残っており、この地区については平成15年12月25日に約19.2haが選定された。

○ 運動公園 (P32, 54, 69, 82, 83, 84, 106)

都市公園法に基づく都市公園の種類の一つ。主として運動の用に供することを目的とする公園であり、都市の規模に応じて1箇所当たり面積15～75haを標準として配置される。

○ 駅勢圏 (P44)

鉄道駅を中心としてその駅を利用すると期待され需要が存在する範囲。

○ 遠隔消費地 (P72, 90)

本市から離れた鹿児島市や福岡などの大消費地。

○ 沿道型商業サービス地 (P39, 58, 86, 93)

幹線道路等の沿道において、大量の交通量を背景に、商業・サービスを主とする施設等により形成された地域。

か

○ 街区公園 (P69, 89)

都市公園法に基づく都市公園の種類の一つ。主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は0.25ha、誘致距離250mを標準として配置される。

○ 鹿児島県生活排水処理施設整備構想 (P72, 89)

水環境の保全、特に生活排水によりもたらされる公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水を適正に処理する生活排水処理施設について、市町村と連携を図りながら整備を促進し、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努めることについて、平成21年3月に鹿児島県が定めた構想。

○ 合併処理浄化槽 (P47, 72, 80, 84, 89, 94, 98, 102, 106)

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。処理水質は BOD20ppm と下水道並であり、下水道計画のない農村や山村だけでなく下水道計画が遅れている地域でも導入が進んでいる。なお、平成13年4月1日浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽（し尿のみ処理）の設置は原則禁止された。

○ かわまちづくり (P64, 88)

地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された河川や水辺空間の整備。

○ 環境影響評価 (P4)

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者自らが事前に調査、予測、評価して、影響を回避、低減し、事業を環境保全上、より望ましいものとしていく仕組み。環境アセスメントともいう。

○ 環境負荷 (P72)

人の活動による影響により環境の保全に支障が生じるおそれのあるもの。

○ 幹線道路 (P10, 20, 39, 41, 43, 44, 58, 60, 63, 66, 74, 79, 83, 86, 88, 93, 94, 97, 101, 105)

高速道路、一般国道、主要地方道、一般県道など主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。

○ 既成市街地 (P40, 43, 52, 59, 87)

都市において、既に建物や道路等が連なってできあがった市街地が形成されている地域。

○ 基盤未整備地区 (P40, 59, 87, 105)

産業や生活の基盤となる道路・港湾・上下水道・公営住宅・病院・学校など、公共事業による社会資本の整備が行われていない地区。

○ 狭あい道路 (P43, 66, 80, 83, 93, 97, 102, 105)

一般の道路として利用されている幅員4m未満の道路。

○ 緊急輸送道路 (P37, 49, 67, 75)

地震防災対策特別措置法に基づき指定された、震災時に避難や救急・消火活動、緊急輸送などを円滑に行なうための高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

○ 近隣公園 (P21)

都市公園法に基づく都市公園の一つ。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は2ha、誘致距離500mを標準として配置される。

○ 空洞化 (P42)

居住人口が減少するとともに、生活利便施設の減少やコミュニティの衰退など、生活機能が低下する現象。

○ グリーンツーリズム (P61)

都市住民が農山漁村に滞在して行う自然豊かな環境でその土地での生活体験やレクリエーション等の余暇活動。

○ 景観アドバイザー (P74)

景観形成について、技術的な指導、助言を行う専門家。景観形成の活動を支援するため本市や県が派遣する。

○ 建築協定 (P63)

住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために必要と認める場合において、土地の所有者等（地権者）が区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準について、土地の所有者（地権者）等で協定を締結する制度。

○ 建築形態規制 (P58, 60, 87, 93)

住民の生活の安全や快適さを守り周辺の住環境に支障を及ぼさないように行なう建築物の大きさ・高さなどの規制。主な規制内容には容積率・建ぺい率・道路斜線制限・隣地斜線制限がある。

○ 建ぺい率 (P15)

敷地面積に対する建築面積の割合。例えば、100㎡の土地に建築面積30㎡の建物が建っている場合は、建ぺい率は3/10（30％）になる。

○ 県立自然公園 (P48)

自然公園法に基づき都道府県が指定する自然豊かな公園。

○ 広域交通網 (P21, 41, 79)

高速道路や新幹線、高速船などの高速かつ広域な交通ネットワーク。

○ **公益機能** (P60, 79, 83, 88, 93, 97, 101, 105)

森林が持つ渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源のかん養機能、山地災害の防止機能などの生活環境保全機能及びレクリエーション、教育、芸術・創造の場の提供などの保健文化機能等。

○ **公園誘致圏** (P22)

公園毎に定められた誘致距離による同心円状の範囲。

○ **高規格幹線道路** (P66)

全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路。

○ **公共下水道** (P23, 47, 51, 59, 63, 72, 87, 88, 89)

終末処理場を有し汚水を排除すべき排水施設の相当部分が地中に埋設された構造により、主として市街地における下水（雨水・汚水）を排除または処理するために地方公共団体が整備し管理する施設。

○ **公共用水域** (P72, 89)

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路等、公共利用のための水域や水路。ただし、公共下水道は除く。

○ **高次都市機能** (P39)

都市機能のうち、日常生活の圏域を超えた広域地域を対象とする多くの人々を対象に、質の高いサービスを提供する機能。

○ **交通アクセス機能** (P58, 87)

ある場所への出入りや到達するための手段、または交通手段。

○ **交通結節機能** (P44, 51, 54, 58, 59, 66, 87, 88)

駅前広場や駐車場・駐輪場などにより、鉄道・バス・自家用車・自転車等の異種の交通手段間をつなぐ機能。

○ **交通需要** (P66, 83, 88)

交通に対する住民や企業、または社会のニーズ。

○ **交通体系** (P43, 50, 51, 54, 55, 57, 59, 66, 88)

バスや鉄道、道路などの交通組織の全体の構成。

○ **高度情報通信化** (P4, 51)

光ケーブルなどの高速・大容量な通信機械を通じて、自由かつ安全に多様な情報または知識を世界的規模で入手し、共有し、または発信すること。

○ **交流人口** (P3)

通勤・通学、買い物、文化鑑賞、習い事、スポーツ、観光などを目的に、その地域を訪れる（交流する）人口。その地域に住んでいる人（定住人口または居住者・居住人口）に対する概念。

○ **高齢化率** (P6, 14)

総人口に占める65歳以上の人口の割合。

○ **国勢調査** (P5, 6, 7, 8, 9, 10)

日本国内の人口・世帯・産業構造などの現況を明らし、各種の行政施策を立案するための基礎資料を得ることを目的として5年毎に全国一斉で実施される国の統計調査。

○ **コミュニティバス** (P66, 79, 83, 88, 93, 97, 101, 105)

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し地域を運行するバス。

○ **コミュニティ・プラント** (P47, 94)

地方公共団体が廃棄物処理施設整備事業により設置する計画処理人口101人以上3万人未満の水洗便所のし尿と生活雑排水を併せて処理する施設。

さ

○ **災害時要配慮者** (P75)

障害者、高齢者、妊婦、乳幼児、子ども、外国人、旅行者など、災害時に速やかな避難を行うことが困難な者。

○ **再生可能エネルギー** (P4, 42)

資源が枯渇することなく永続的に利用することが可能なエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、温度差熱、バイオマスなど。

○ **薩摩川内市ふるさと景観計画** (P57, 74)

恵まれた自然環境と人々の暮らしが調和した景観づくりを目指すとともに、先人から受け継いだかけがえのない財産であるふるさとの良好な景観を守り、より良い景観を形成するため、本市が平成21年3月に策定した計画。

○ **シェア率** (P5)

占める割合、占有率。

○ 市街地開発事業 (P13, 63, 109)

地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め地域の状況に応じた整備手法を用いて道路や公園などの都市施設を含んだ面的整備を行い、良好な市街地を形成する事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などのこと。

○ 市街地再開発事業 (P63, 88)

市街地開発事業の一つ。低層の木造建築物の密集や道路・公園などの公共施設の不足、土地の利用が細分化されて災害の危険性等もある既成市街地について、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物や建築敷地の整備と併せて公共施設を整備する事業。

○ 自主防災組織 (P75)

自発的な市民による町会・自治会・管理組合などの単位で構成されている防災組織。災害発生時には近隣相互の助け合いの精神のもと、防災活動を円滑に行うため、防災訓練の実施や防災活動用資機材の整備、各家庭における日頃からの防災意識の高揚などの活動を展開している。

○ 自助・共助 (P75)

自助は、課題等を個人や家族の助け合いで解決することで、共助は、地域や非営利団体（NPO）などの助け合いで解決すること。

○ 自然的土地利用 (P12)

土地利用のうち、田、畑、樹園地、採草放牧地、水面、原野、森林などの用地。

○ 指定管理者制度 (P47)

公の施設の管理委託は、公共団体や地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、市民サービスの向上や行政コストの削減を図り、また、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用するため、平成15年6月の地方自治法改正により、民間等に管理委託できるよう創設された制度。

○ 児童遊園 (P21, 45)

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型（遊具・広場・便所等設置）の児童のための厚生施設。

○ 住区基幹公園 (P45)

都市公園法に基づく都市公園である「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」の総称。歩いていける範囲の居住者の安全や健康的な生活環境、休養、レクリエーションの場として利用される公園。

○ 集合処理区域 (P72, 89, 94, 102)

人口が集中した区域の下水の処理について、経済性などから「公共下水道」として一体的に処理する区域。

○ **重要港湾** (P41, 54, 66, 79, 80)

国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる国の利害に重大な関係を有する港湾。鹿児島県では川内港、鹿児島港、志布志港、西之表港、名瀬港の5港。

○ **新市街地** (P40)

土地区画整理事業や一般の住宅地開発などにより新たに開発された市街地。

○ **親水空間** (P69, 83, 94)

河川、海岸、池、湖沼など水辺の形態や規模を問わず、水と親しむことを主目的とした空間。

○ **水防活動** (P49, 75)

川が増水した際の堤防や護岸の見回りや危険なところは応急処置をして堤防を守るなど、水害を未然に防止する活動。

○ **生物多様性基本法** (P4)

長い歴史の中で、様々な環境に適応し進化してきた生きものたちの豊かな個性とつながりである複雑で多様な生態系の保全と、持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として制定された法律。

○ **川内川川内市街部改修** (P43, 57, 64, 66, 69, 88, 89)

川内川沿川の薩摩川内市街部は、洪水時の河川水位よりも低い位置に住宅等が密集しており、川が氾濫した場合に被害が大きなものになるため、洪水による被害を防ぐことを目的として、川幅を拡幅する引堤により洪水を流せる能力を向上させるための河川改修事業。

○ **川内港ターミナル** (P44, 54)

川内港と甑島の里港、長浜港を結ぶ「高速船甑島」の就航に伴い新設された待合所・広場・駐車場・浮棧橋などの川内港関係施設の総称。

○ **総合公園** (P21)

都市公園法に基づく都市公園の種類の一つ。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置される。

○ **ゾーン30対策** (P66, 89)

区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制することで、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。

○ 第3次産業 (P3, 9)

運輸、通信、商業、金融、公務及び自由業、その他のサービス業を含む産業部門。

○ 第2次薩摩川内市総合計画 (P2, 50)

平成27～36年度を計画期間として、薩摩川内市自治基本条例に基づく市政の総合的な経営指針を、長期的な展望に立って市民と市がお互いを尊重しながら、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進めるための基本構想を定めた計画。

○ 多極ネットワーク型コンパクトシティ (P51, 52, 53, 55)

全ての住民を中心市街地に集める一極集中型ではなく、串（交通ネットワーク）と団子（利便性の高い中心地区）のように、複数の地域を公共交通などでつないで構成される都市形態で、高齢者をはじめ多くの人々が公共交通や徒歩で利便施設にアクセスでき、人口減少下においても人や施設が集約し快適な生活を送ることができる持続可能な都市。

○ 地域ブランド化 (P61)

地域のイメージを活用しつつ、地域の農林水産物・食品、資源の差別化を図り、その価値・評価を高める手法。

○ 地域防災計画 (P25, 75, 109)

地震や風水害などの大規模な災害の発生に備え、その予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、災害対策基本法に基づき地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

○ 地区計画 (P63, 109)

それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な規制等を市町村が都市計画法に基づいて定める地区レベルの都市計画。具体的には建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置について方針や基準を定めること。

○ 地区公園 (P21)

都市公園法に基づく都市公園の一つ。主に徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置される。

○ 中心市街地 (P6, 10, 13, 14, 15, 21, 39, 40, 42, 44, 45, 53, 57, 58, 59, 63, 66, 67, 74, 87, 88, 89, 93)

商業・業務・住居などの都市機能が相当程度集積しており、市町村の中心としての役割を果たしている市街地。

○ **長寿命化計画** (P47, 69, 72, 80, 89)

道路・鉄道・港湾や上下水道・公園・学校・公営住宅等の高度成長期以降に集中的に整備された基盤施設が今後一斉に大規模改修や建替え等の時期を迎えることから、適切な維持・管理・更新等を着実に推進するための中長期的な方針を定め、施設の機能確保を計画的かつ効率的に推進する計画。

○ **定住人口** (P3, 43, 51, 59, 63, 79, 88, 93)

その地域の居住者、または居住人口。

○ **低層住宅** (P59, 79, 83, 87, 93, 97, 101, 105)

1、2階建ての住宅。

○ **特定用途制限地域** (P54, 60, 79)

平成12年の都市計画法の改正により創設された建築物の用途規制の一つで、用途白地地域の区域のうち、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行なわれるよう自治体が建築物の用途に対して細かい規制を加えることのできる地域。

○ **特別用途地区** (P58, 87)

都市計画法に基づく地域地区の一つで、特別な目的の土地利用の増進及び環境の保護を目的として用途地域の中に地方公共団体が指定する地区。目的に沿った建築物の規制等をより細かく指定できる。

○ **都市型文化施設** (P63, 101)

美術館や博物館、劇場、映画館など、市民生活における文化・芸術活動のために使用される施設で、機能集約されるなど利便性が高い施設。

○ **都市型住宅地** (P40)

商業・業務系など生活利便施設が含まれた共同居住型の住宅地。

○ **都市幹線道路** (P60)

既成市街地内や市街地間を連絡し、市域の一体性を高める機能を担う道路。

○ **都市基幹公園** (P45)

都市公園法に基づく都市公園である「総合公園」、「運動公園」の総称。都市全域の住民が利用することを目的とした公園。

○ **都市基盤** (P13, 58, 59, 75, 86, 87, 101, 105)

道路、鉄道、港湾、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設など生活・産業の基盤。

○ **都市機能** (P50, 51, 52, 53, 57, 58, 63, 86, 87, 88)

都市での生活を支える、医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等の機能。

○ 都市計画基礎調査 (P8, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 22, 24, 109)

都市計画法で概ね5年毎に実施することとされている人口規模、産業分類別の就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などの現況及び将来の見通しについての都市計画に関する基礎的な調査。

○ 都市計画区域 (P1, 2, 5, 6, 7, 12, 13, 19, 20, 50, 77)

都市計画法に基づき、市または人口、就業者数など一定の要件を満たす町村において、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として県が指定する区域。

都市計画区域では用途地域や道路・公園などの都市計画を定め、土地利用の適正な規制・誘導や都市計画事業等による都市施設の整備を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることとしている。

○ 都市計画区域マスタープラン (P2)

平成12年の都市計画法の改正により新設された制度で、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の通称。都市計画区域マスタープランは、都市計画区域の人口や産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大まかな道筋を明らかにするもので、都市計画ごとに、都市計画の目標、区域区分(線引き)の要否及び区域区分を行う場合はその方針、その他主要な都市計画(土地利用、都市施設及び市街地開発事業)に関する決定の方針について定めたもの。

○ 都市計画公園 (P21, 63, 98, 101)

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づき定められた公園。

○ 都市計画道路 (P21, 66, 88)

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づき定められた道路。都市計画道路が定められると、その計画線内にかかる建築物や土地には一定の制限がかかり、建物を建てたりする場合等に許可が必要となる。

○ 都市下水路 (P23)

市街地における雨水排水を目的とする水路。公共下水道とは異なり、地上部に作られた排水路が原則であり公共下水道整備が当面行われない区域において実施される。

○ 都市公園 (P45, 69, 74, 102)

都市計画法や都市公園法で位置づけられている公園や緑地。地方公共団体が設置する街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園など。

○ 都市施設

(P1, 21, 43, 45, 47, 51, 57, 63, 66, 69, 72, 73, 78, 79, 80, 83, 88, 89, 93, 97, 98, 101, 102, 105, 106)

都市での諸活動を支え生活に必要な都市の骨組みを形作るもので、整備計画等を都市計画に定めることができる施設。都市施設として都市計画に定めることができるものとして、交通施設(道路、鉄道、駐車場など)、公共空地(公園、緑地など)、供給・処理施設(上水道、下水道、ごみ焼却場など)、水路(河川、運河など)、市場、と畜場、火葬場など。

○ 都市的土地利用 (P12, 75)

商業、工業、公共・公益、道路、交通施設、公的施設など都市的な土地の状態や用途といった利用状況。

○ 都市防災機能 (P4)

都市の災害（火災、水害、土砂災害など）を未然に防ぐための、安全な避難を確保する機能。

○ 土砂災害危険箇所 (P75)

国の調査要領・点検要領に基づき県が実施した調査で判明した土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所。調査結果を周知することで、自主避難の判断や市が行う警戒避難体制の確立に役立てることを目的としている。

○ 土砂災害特別警戒区域 (P75)

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがある区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると指定された区域。土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）がある。

○ 土地区画整理事業 (P8, 13, 16, 20, 40, 42, 43, 57, 59, 63, 64, 66, 69, 86, 87, 88, 89, 101, 102)

土地の区画形質を整え、道路、公園、広場などの公共施設の整備を行い、宅地の利用増進を図る事業。

○ 土地の高度利用 (P14, 15, 58, 63, 87, 88)

都市計画による制度などを活用し、道路、公園、広場等の適正な整備のもとに中高層建築物または容積率の高い建築物を建築するなど、土地をより高度に利用すること。

な

○ 内水排除 (P75)

集中豪雨時などに、河川の堤防から守られている土地に溜まった雨水による家屋や農地への浸水被害を防ぐため、排水機場（ポンプ）によって河川に排水すること。

○ 2環状8放射道路網 (P43, 57, 66)

川内地域の市街地における交通の円滑化、交通渋滞の緩和を目的として薩摩川内市における道路網計画。中心地区内の通行のしやすさを強化する『内環状道路』、通過車両が中心市街地を通らなくても通過できるようにするための『外環状道路』、市街地への出入りのしやすさを向上させるための『放射道路』からなっており、本市の基本的な道路体系の考え方。

○ 農業集落排水施設 (P47)

農業集落におけるトイレ、台所、風呂場などの生活雑排水を集めて浄化する施設。生活雑排水をきれいに処理して水路や川に戻すことにより、農村の水環境や農作物の生産条件の改善とともに農村の生活環境を快適にすることを目的としている。

○ 農業生産基盤整備 (P60)

農業の生産性を高め、農業経営の安定を図るため、農業用道路の整備、かんがい排水路の整備(農業用水路・農業用排水路)など農業の持続的発展を支える基盤の整備。

○ 農地転用 (P20, 60, 79, 83, 97, 101, 105)

農地を宅地や工場用地など農業以外の目的に転用すること。農業生産力を維持していくため農地法によって許可制とし、転用が制限されている。

は

○ パークアンドライド (P67, 89)

駅またはその周辺の駐車場を利用し、自家用車から鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換える方式。都市中心部の道路混雑の緩和や環境負荷の低減、公共交通機関の利用促進などに寄与する。

○ ハザードマップ (P75)

災害による地域の危険度予測を地図上に示し、市民の災害への備えや避難行動に役立てるために作られた防災地図。

○ バリアフリー (P66, 80, 83, 89, 93, 97, 102, 105)

高齢者や障害のある人が社会生活をしていくうえでの障壁(バリア)となるものを除去すること。もともとは段差解消などのハード面(施設)の色彩が強いが、現在では、高齢者や障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味も含んでいる。

○ 避難道路 (P37, 44)

災害時に避難場所まで遠距離避難を余儀なくされる地域などに住む人が、指定避難場所へ安全に避難するために、事前に指定した道路。

○ 保水機能 (P60)

調整池などにより流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能。

ま

○ 水循環基本法 (P4)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、健全な水循環の維持と回復を図るため、水循環施策の基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務等を定めた法律。

○ 宮里浄化センター (P72, 89)

公共下水道整備計画に基づき、平成16年3月30日に供用開始された終末処理場。公共下水道向田処理区を対象としており、計画汚水量は3,800m³/日となっている。

○ 面的整備 (P59, 63, 87, 88)

土地区画整理事業など、一定の区域において行なう開発や整備。

や

○ 遊休地化 (P3)

施設や土地などが利用されていない状態。

○ 遊水機能 (P49, 60, 75)

河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能。

○ ユニバーサルデザイン (P60, 66, 75, 80, 83, 89, 93, 97, 102, 105)

高齢者を含む全ての人が安全かつ快適に利用できるようにデザインされた公共施設や建物、製品など。バリアフリーをさらに進めた考え方。

○ 容積率 (P15)

敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合。例えば200m²の敷地では、容積率が80%の場合で延べ面積が160m²の建築物が建てられ、200%の場合では400m²までとなる。

○ 用途混在 (P39)

住宅や工場、商店など異なる用途の建物が無秩序に混在している状況。

○ 用途白地地域 (P5, 8, 12, 19, 20, 40, 41, 44, 45)

都市計画区域内のうち、用途地域が指定されていない地域。

○ 用途地域 (P5, 8, 12, 13, 14, 15, 19, 20, 40, 41, 44, 45, 58, 60, 87, 93, 97)

都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市機能の維持・増進や住環境の保全等を目的とし目指すべき市街地像に応じて、住宅系・商業系・工業系など用途別に分類される12種類の地域の総称。各用途地域毎に建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さについて制限を定められる。

○ 用途地域縁辺部 (P60, 87, 93)

用途地域周辺の用途地域に指定されていない区域。用途地域内と比較して土地利用規制の緩い状態となっている。

○ 用途の純化 (P58, 87)

用途が混在している地域において、住宅や工場、商店など異なる用途の建物の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。

○ 予防保全型修繕 (P67)

施設の長寿命化と修繕に係る費用の縮減を目的に行う事前の予防的な保全・修繕。不具合が生じた後等に行なう従来の維持・管理・修繕を継続した場合、維持・管理コストが膨大となり、安全・安心の確保のための適切な維持・管理計画を続けることが困難となるおそれがあるため、予防的な保全・修繕を着実に進め、施設の長寿命化と修繕に係る費用の縮減を図りつつ、安全性・信頼性を確保すること。

ら

○ ライフライン (P75)

電気、上下水道、ガス、電話など都市活動を支えるために地域に張りめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

○ 六次産業化 (P61)

農山漁村の有形無形の豊富で様々な「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など）を有効に活用し、農林漁業者（一次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携し加工（二次産業）・流通や販売（三次産業）に取り組む経営の多角化。

わ

○ ワークショップ (P39, 111, 112)

共同作業や討論を通じて、課題発見、創造的な解決策や計画の考案、それらの評価などを行っていく住民参加の手法。

薩摩川内市都市計画マスタープラン

平成28年3月策定

編集・発行 薩摩川内市 建設部 都市計画課

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

TEL 0996-23-5111

FAX 0996-23-8389

<http://www.city.satsumasendai.kagoshima.jp>

E-mail toshikeikaku@city.satsumasendai.lg.jp